伊豆半島沖地震
災害誌

静　岡　県

伊豆半島沖地震
災害誌

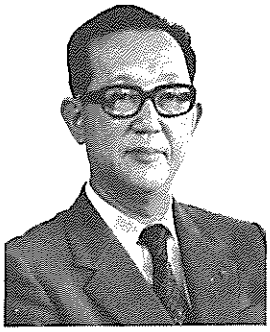

はじめに

昭和49年5月9日早朝、突如、南伊豆地方を襲った「伊豆半島沖地震」によって災害を蒙って以来すでに一年を経ましたが、こゝにあらためて犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族並びに被災者の皆様に対しまして、心からご同情を申し上げます。

また、この間、日夜を分たず献身的な救助活動をなされた、各自衛隊、海上保安庁、警察、地域消防団および医療、通信、電力、ガス関係者その他応援、ご協力をいただきました諸団体に対して、深く感謝の意を表します。

この地震は、局地的であったものの、南伊豆町を中心に伊豆半島南部に総額88億7千万円にのぼる被害を与えましたが、それにもまして30名の尊い人命を失ったことは、まことに大きな痛手でありました。

私たちは、この地震の被災者を一刻も早くもとどおりのあたたかい生活にもどすことが全県民の願いであると考え、全力をあげて災害の復旧と被災者の生活安定に努めてまいりました。

幸にも、復興は順調に進み、被災者の生活も安定し、被災前の活気がよみがえってまいりました。これも、ひとえに被災者の皆様の再起へのたくましい努力と、これを支えた多くの人々の力強い協力のたまものであると深く敬意を表します。

私たちは、この地震により物心両面にわたり多大の損害を蒙りましたが、同時に災害復旧と防災について数多くの貴重な体験と教訓を得たのでありますが、これらを記録にとどめ今後の防災に資するため、「伊豆半島沖地震災害誌」を刊行することにいたしました。

なお、本誌の作成にあたり、貴重な資料と原稿をお寄せいただいた各位に対し、深く感謝の意を表します。

静岡県知事　山本敬三郎

伊豆半島沖地震を顧みて

伊豆半島南部において、直下型の地震が発生し、甚大な被害を蒙ったとの報告をうけたのは、長野県において開催される三県知事会議へ出席の途中でありました。

三県知事会議への出席は中止し、直ちにヘリコプターで現地へ飛ぼうとしましたが、天候が悪く、現地がどうなっているかを心配しながら、災害対策本部を設置して対策にあたりました。

少しおくれて5月12日、自衛隊浜松基地のヘリコプターで現地に赴き、被災の状況をつぶさに見せていただきましたが、特に中木地区における被害の激しさは、ただ目を覆うばかりでありました。

私は5月25日に知事の退任を申し出ましたが、その前にこの復旧だけは是非片付けなければと思い、5月23日にふたたび現地を視察し翌日、復旧のための予算を専決処分いたしました。

静岡県知事としての最後の仕事でありましたから、印象の深いものがあります。

うけたまわりますと、南伊豆地区の復興は、予想以上に進み、災害復旧工事と合併施行し造成された宅地に、個人共同住宅が立派に出来上がり、一瞬にして肉親を失なわれた遺族の方々も、災禍にめげず立ち直り、住み良い郷土の建設に努力されておる様子で、ただ頭の下る思いであります。

おわりに、不幸にして災害をうけられ、肉親を失なわれた遺族の方々には、あらためてお悔み申し上げ、また、この復旧に全力を傾注していただいた自衛隊、海上保安庁、警察、消防団、その他の諸団体に厚く御礼申し上げます。

前静岡県知事　　竹山祐太郎

伊豆半島全図

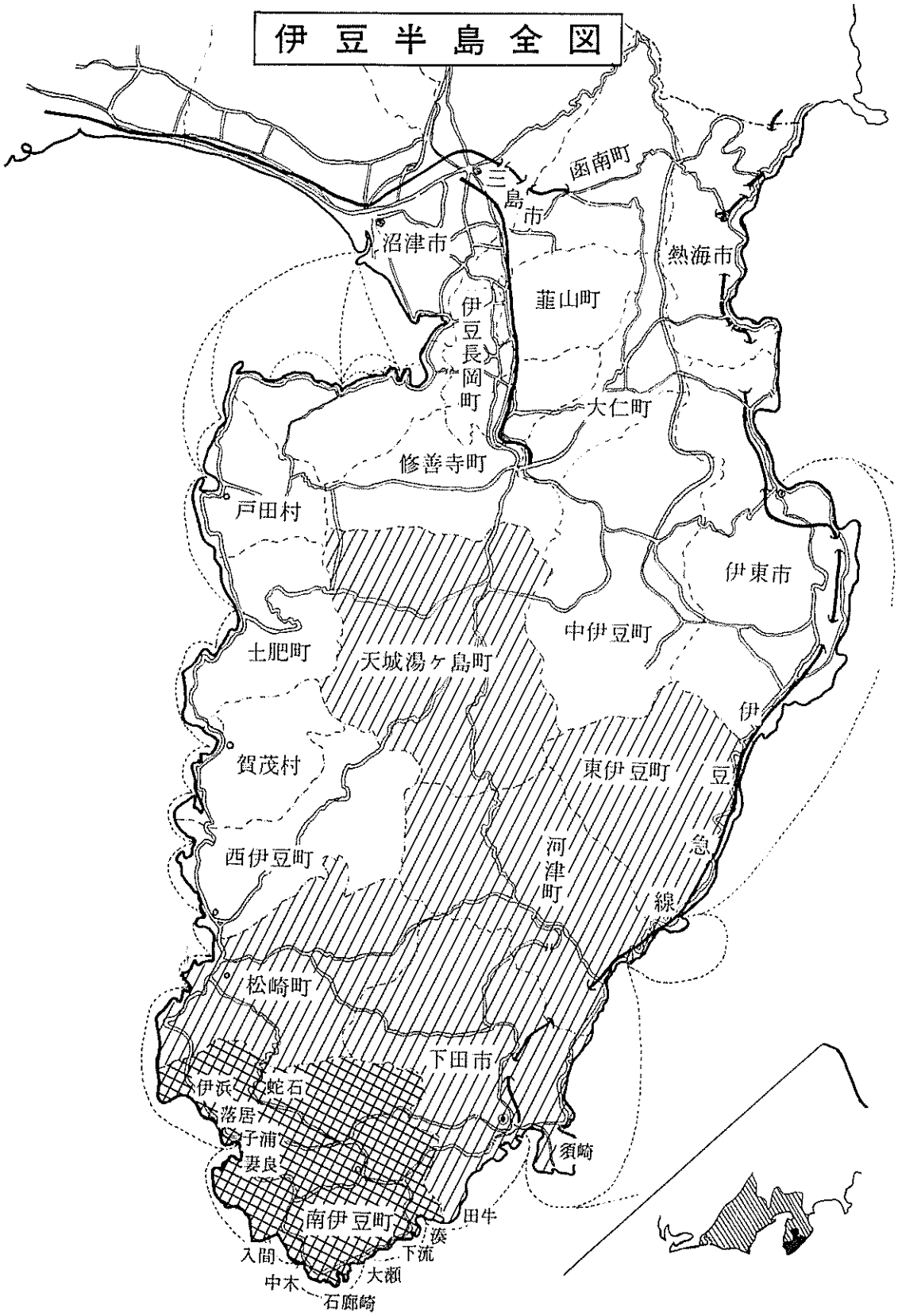
函南町
三島市
沼津市
熱海市
韮山町
伊豆長岡町
大仁町
修善寺町
戸田村
伊東市
中伊豆町
土肥町
天城湯ヶ島町
賀茂村
東伊豆町
伊豆急線
西伊豆町
河津町
松崎町
下田市
伊浜
蛇石
落居
子浦
妻良
須崎
南伊豆町
田牛
湊
入間
下流
中木
大瀬
石廊崎

山肌をえぐられた城畑山とくすぶりつづける中木地区

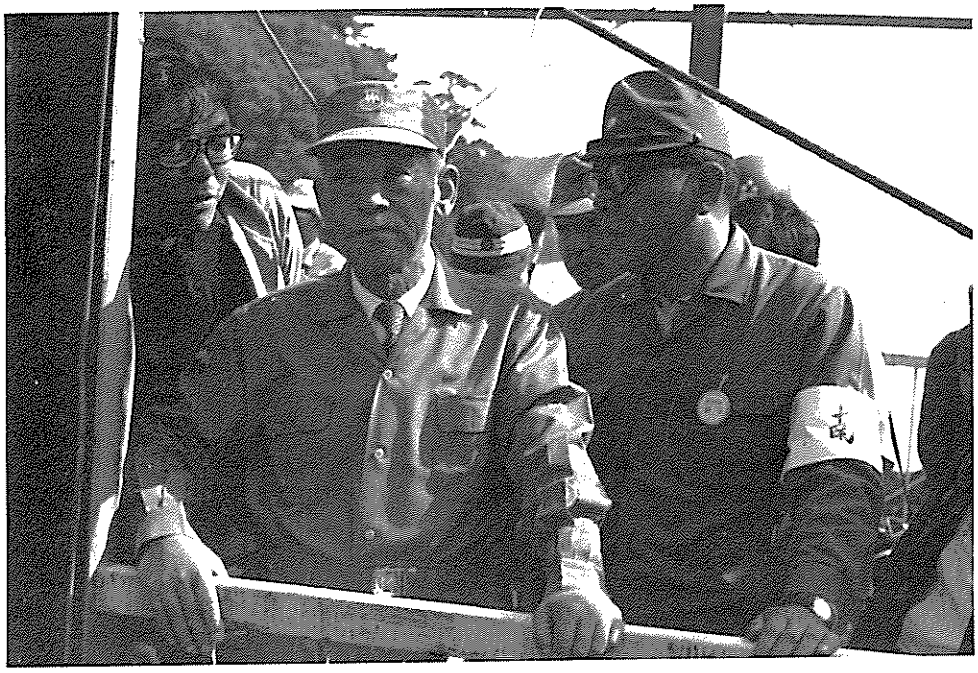

5月12日　中木の被災地を視察する竹山知事

中木地区　被災前

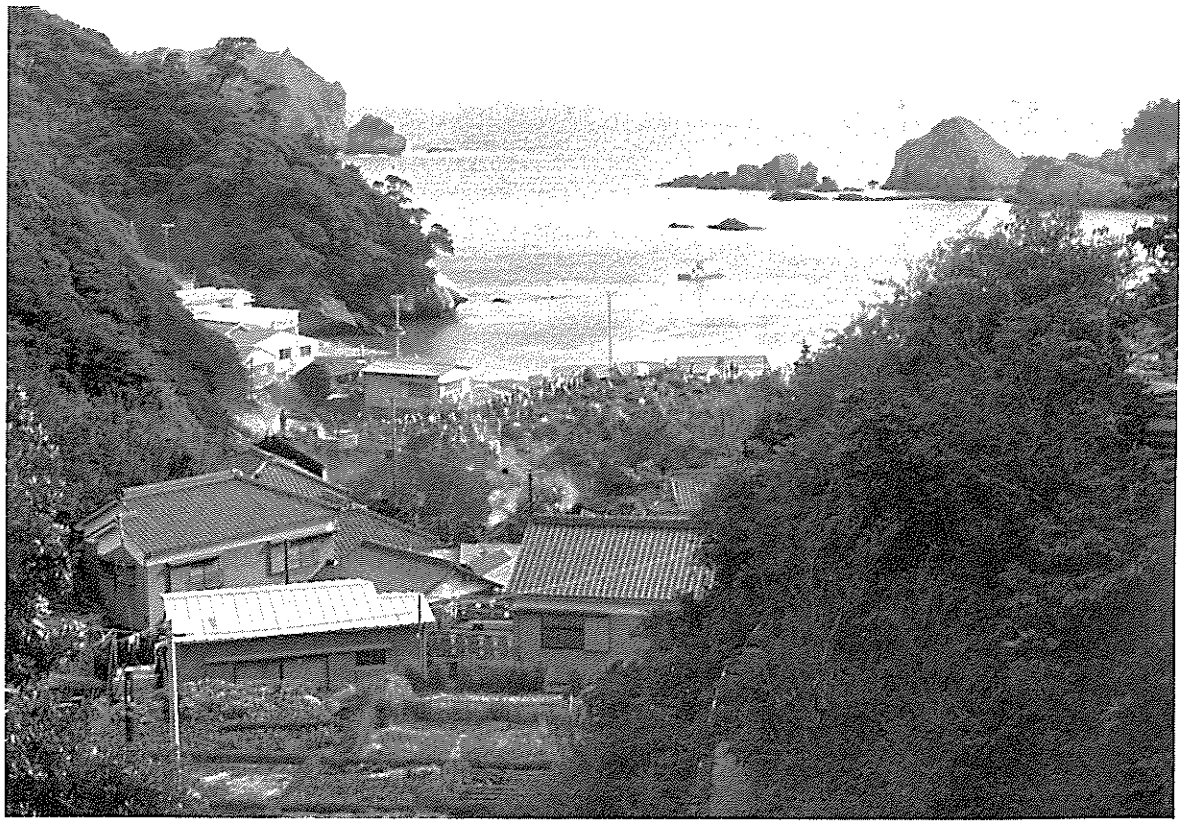

中木地区　被災後

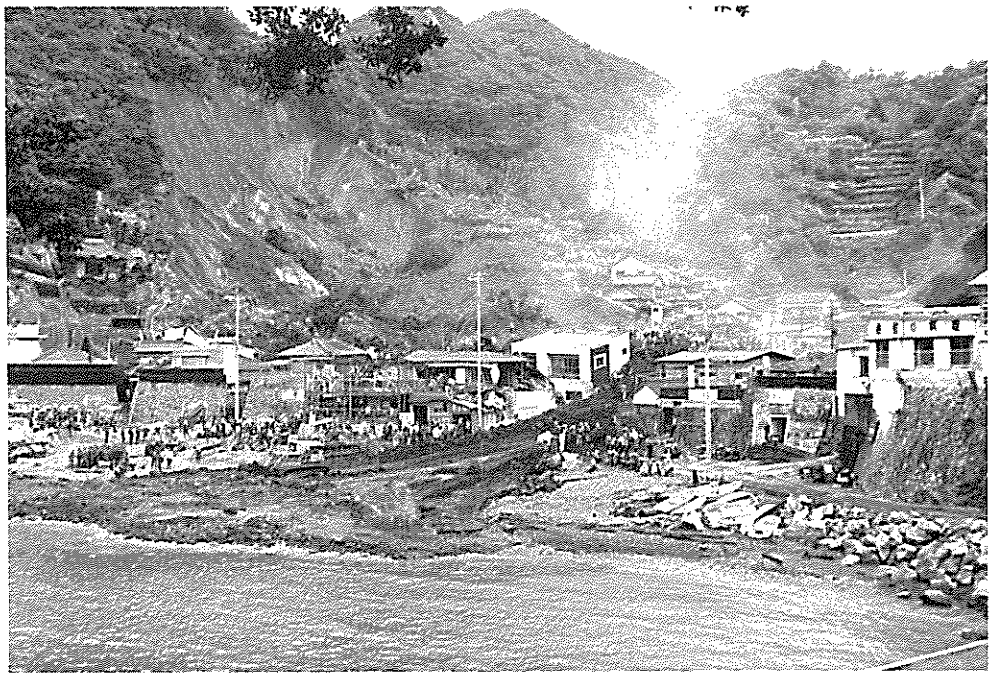

静岡県賀茂郡南伊豆町中木のがけくずれ
このため民家が土砂の下となり死者、行方不明合せて 27 人を出した。

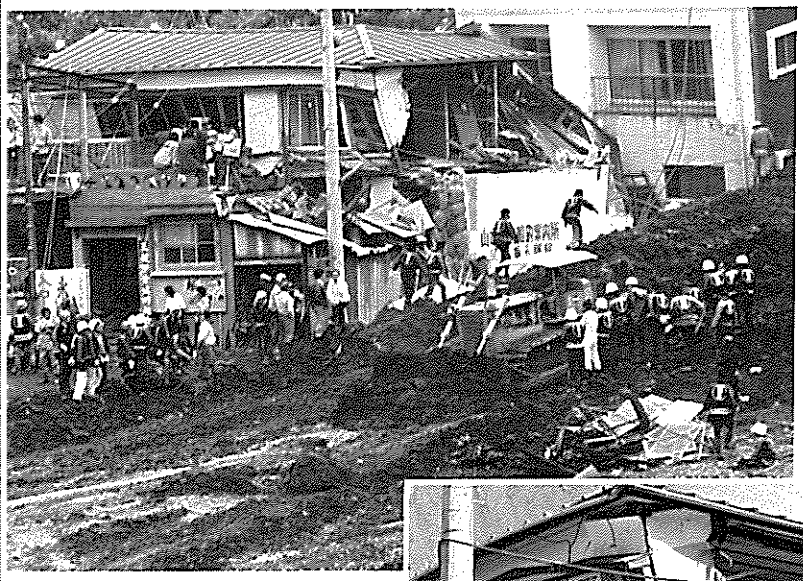

大自然の猛威の前には
機械力も空しい……（中木）

自衛隊の活躍は目ざましく現地の人たちの復興意欲をたかめた　（中木）

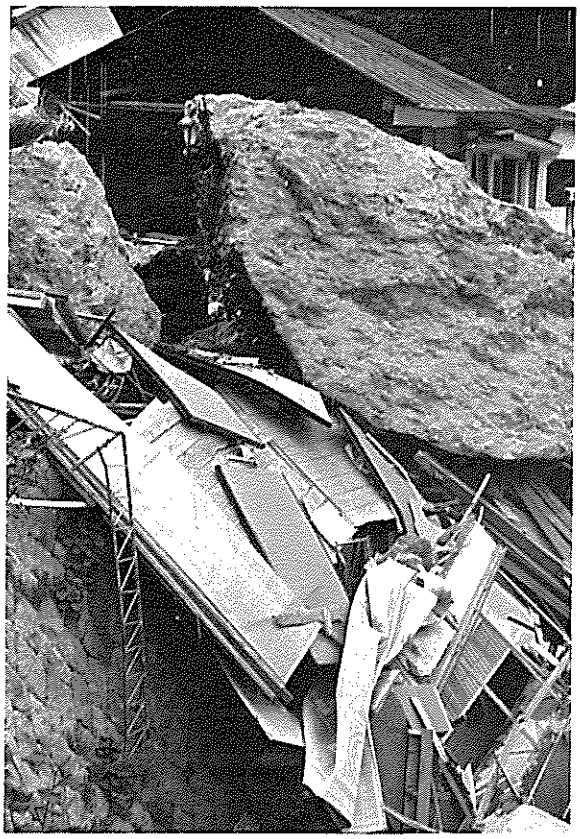

石　　廊
巨岩住家を押しつぶす

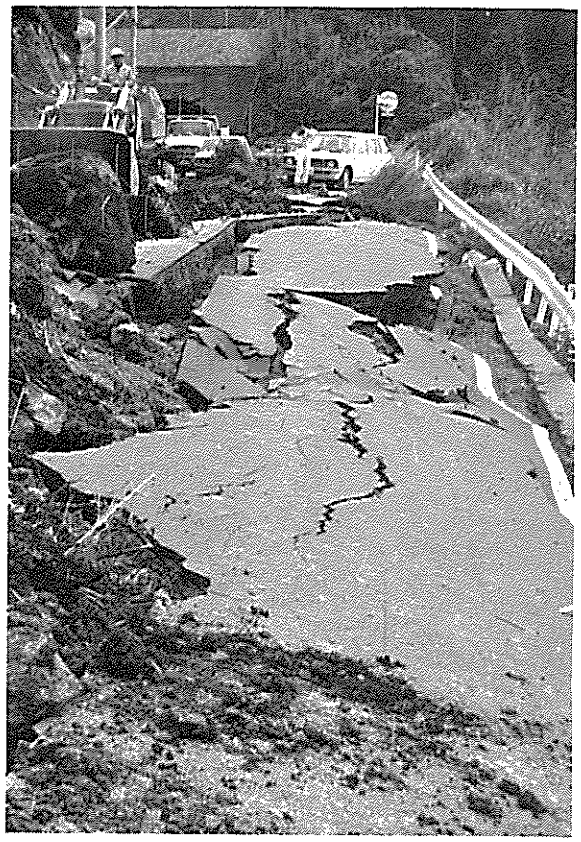

南伊豆の道路はいたるところでズタズタに
（下田・石室・松崎線）

名勝石廊崎も無惨な姿に

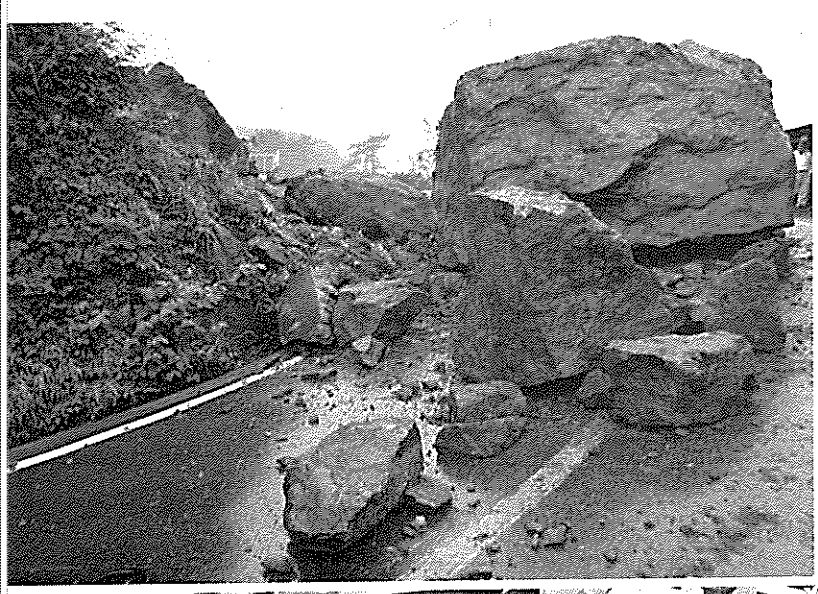

M 6.9の地震により全壊した家屋直下型地震の
恐ろしさをまざまざ見せつけた　　（入間）

田　牛
蔵のなまこかべの剥落

中木地区の土砂崩れ現場で不眠不休の遺体発掘作業を行う自衛隊員

悲しみの中で消防団員の手により遺体安置所へ

地震の恐怖にボウ然と立ちつくす町民達
（中木）

給水車が到着、
町民もやっと一安心

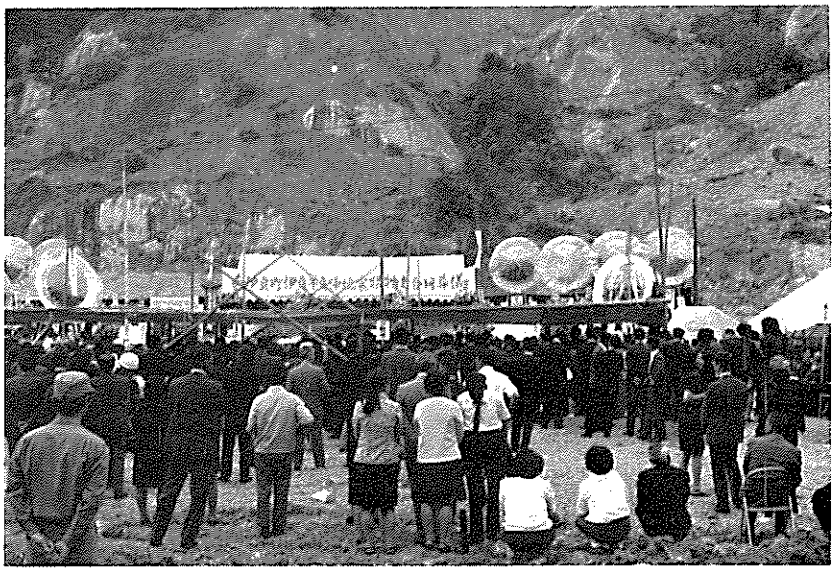

5月30日　中木被災現場にて
悲しみのうちに合同
葬儀を行う（中木）

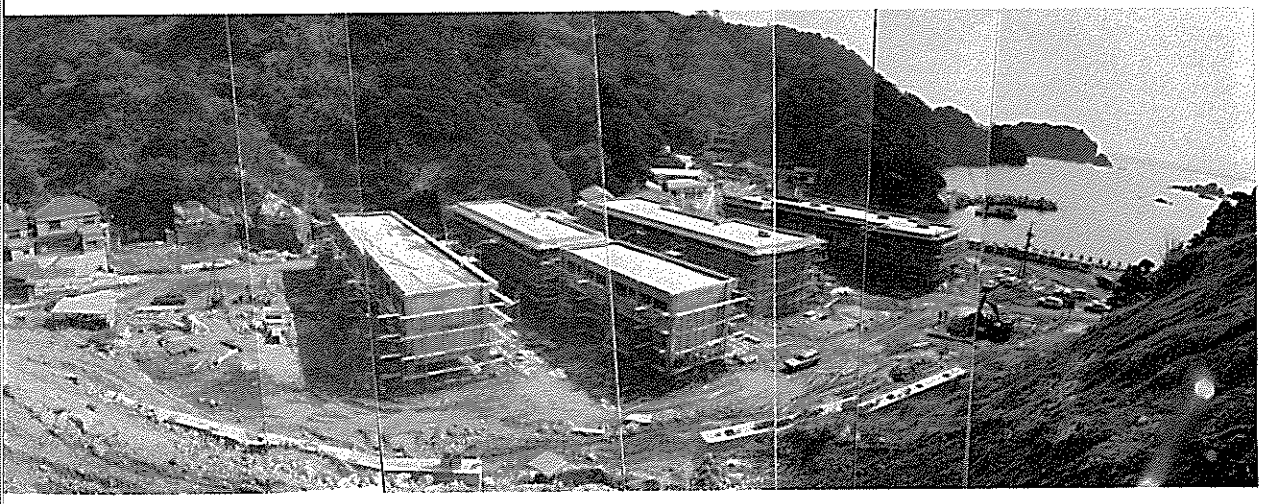

復旧工事の進む中木共同住宅

目　　次

Ⅰ　伊豆半島沖地震の概要 …… 1
　1　地震の発生 …… 1
　2　観測結果等 …… 1
　3　地震の特徴 …… 2
Ⅱ　被害の状況 …… 7
　1　人および家屋の被害 …… 7
　2　道路、河川等の被害 …… 9
　3　農林、水産、農地の被害 …… 9
　　(1)　農作物 …… 9
　　(2)　共同利用施設等 …… 10
　　(3)　林道、治山 …… 11
　　(4)　水産資源 …… 12
　　(5)　漁港施設 …… 13
　　(6)　農地、農業用施設 …… 14
　4　医療施設等の被害 …… 14
　　(1)　医療施設 …… 14
　　(2)　水道施設 …… 15
　　(3)　し尿、ごみ処理施設 …… 16
　5　商工関係被害 …… 17
　6　文教施設の被害 …… 17
Ⅲ　応急措置の状況 …… 21
　1.　救助、救援体制 …… 21
　　(1)　県災害対策本部の設置 …… 21
　　(2)　現地災害対策本部の設置 …… 21
　　(3)　市町村災害対策本部の設置 …… 22
　2　災害救助 …… 25
　　(1)　災害救助法の適用 …… 25
　　(2)　救助の実施 …… 26
　　(3)　災害救助費 …… 33
　　(4)　義援金品等 …… 36
　3　医療衛生 …… 40
　　(1)　医療助産救護 …… 40

(2) 防疫活動 …… 41
(3) 給水活動 …… 42
(4) 水道施設の復旧 …… 43
(5) し尿、ごみ処理施設 …… 44
4 農　　政 …… 45
(1) 米、野菜等の緊急輸送 …… 45
(2) マーガレット苗の確保 …… 46
5 商　　工 …… 47
(1) 現地への職員の派遣 …… 47
(2) 金融説明会の開催 …… 47
(3) 現地調査の実施 …… 47
6 土　　木 …… 48
(1) 道路、河川、橋梁の復旧 …… 48
(2) 住宅の建設 …… 48
7 関係機関の活動 …… 49
(1) 警　　察 …… 49
(2) 消防団 …… 53
(3) 自衛隊 …… 56
(4) 海上保安部 …… 58
(5) 日赤静岡県支部 …… 61
(6) 賀茂医師会 …… 62
(7) 電々公社 …… 63
(8) 東京電力㈱ …… 66
(9) その他（危険物、ガス施設） …… 67
Ⅳ 復　　興 …… 71
1 土　　木 …… 71
(1) 道　　路 …… 71
(2) 河　　川 …… 76
(3) 砂　　防 …… 76
(4) 港　　湾 …… 76
(5) 住　　宅 …… 76
2 農林、水産、農地 …… 80
(1) 営　　農 …… 80
(2) 林道治山 …… 82
(3) 水　　産 …… 83
(4) 漁　　港 …… 84

(5) 農　　地 …… 85
3 衛　　生 …… 87
4 商　　工 …… 88
5 教　　育 …… 89
6 そ の 他 …… 91
V 災害対策活動の反省と教訓 …… 93
1 通信網の整備 …… 93
2 地域防災計画の再検討 …… 93
3 避難場所の指定 …… 94
4 広報活動の重要性 …… 94
5 火 災 の 発 生 …… 94
6 自主防災組織の育成 …… 95
7 広報活動の重要性 …… 95
VI 参 考 資 料 …… 96
1 過去の地震について …… 96
2 視　　察 …… 96
3 県から国への要望書 …… 98
4 地震関係予算 …… 100
5 感謝状の贈呈 …… 102

Ⅰ　伊豆半島沖地震の概要

1　地震の発生

1974年（昭和49年）5月9日午前8時33分頃、伊豆半島南部の南伊豆町を中心に局所的に被害を伴った地震が発生した。石廊崎沖を震源とし、中部・関東両地方の全般及び近畿・東北地方と北海道の一部で有感であった。静岡県内の震度は、石廊崎でⅤ、静岡・三島・網代でⅣ、御前崎・浜松・御殿場でⅢであって、大別すれば伊豆半島南部がⅤの区域、伊豆半島の大部分と駿河湾沿岸がⅣの区域、その他がⅢの区域と指定される。

なお、この地震の震央は北緯34度34分、東経138度48分で、震源の深さは10キロメートル、規模（マグニチュード）は6.9であった。

余震活動は、本震の規模（M：6.9）のわりには活発でなかったが、時間的減り方の状態は平均的であった。

この地震によると思われるごく小さな津波が、御前崎と南伊豆の両検潮所で記録され、最大振幅はそれぞれ11センチメートル、15センチメートルであった。

被害は伊豆半島南部地域に集中し、死者30名、負傷者102名、家屋の全壊134棟、半壊240棟などのほか、山・がけ崩れも多発した。なお、山・がけ崩れは余震や降雨による二次災害としてのものも発生した。

気象庁はこの地震を、「1974年伊豆半島沖地震」と命名した。

2　観測結果等

(1)　震源要素・震度分布等

発震時：昭和49年5月9日午前8時33分27.3秒

緯　度：北緯　34度34分

経　度：東経138度48分

深　さ：10キロメートル

規　模：6.9

有感域：伊豆半島を中心に中部・関東両地方の全般及び近畿・東北・北海道の一部の範囲。

震　度：各地の震度は第1表、本震の震度分布は第1図を参照のこと。

(2)　余震活動

本震発生から6月末日までの余震回数は、有感が197回、無感が88回、計285回を数え

た。このうち、最初の1ケ月間の石廊崎における有感地震は、第2表及び第2図のとおりである。

なお、本震発生後48時間以内に発生したものの震央分布をみると、伊豆半島南部の特に西海岸付近に集中し、48時間以降に発生したもののそれは、伊豆半島南部の西寄りの内陸部及び伊豆半島中央部に集中し、余震域の広がりと移動がみられる。

(3) 津　　波

この地震による津波は、震央に比較的近い、南伊豆（海上保安庁所属）及び御前崎（気象庁所属）の検潮器にわずかに記録された程度で、県内のそのほかの検潮所（伊東・内浦・清水・焼津・舞阪）では、潮位の異状は認められなかった。検潮記録の読み取り結果は、第3表のとおりである。

3　地震の特徴

伊豆半島南部は被害地震の空白域とみられていた所で、今回の地震によってこれが埋まった。震源位置及び規模（マグニチュード）からすると、いわゆる直下型地震であって相当の被害を伴うものであるが、地域的には都市部を避けたこと、発震時が社会活動の比較的緩慢時であったことなどが幸いし、地震動そのものによる大被害はまぬがれ、局所的に止まった。中木地区等被害の大きかったものは、山崩れ、火災等の二次災害に起因するものが顕著である。活動層の動きは、大きくはないが幾つかみられ、その部分が被害などの発生場所になっている。余震活動は、マグニチュード6.9からすれば小さく、余震の数は平均的減少状態を示した。余震の震央は必ずしも本震の震央付近に集まるとは限らないが、伊豆半島中央部への震央の移動と集中がみられた。

（第1表）　本震の各地の震度

震　度	観　　測　　地　　点　　名
Ⅴ	石廊崎
Ⅳ	静岡、三島、網代、大島、新島、横浜、館山
Ⅲ	浜松、御前崎、甲府、河口湖、飯田、東京、秩父、名古屋、前橋、銚子、三宅島、諏訪
Ⅱ	熊谷、軽井沢、松本、津、彦根、水戸、富山、大阪、白河、小名浜、上田、筑波山、桐生、日光、千葉、伊良湖
Ⅰ	八丈島、岐阜、宇都宮、長野、敦賀、福井、高田、福島、勝浦、郡山、帯広

（第１図）　　本震の震度分布

（第２表）　　石廊崎の有感余震

時　刻　別

月　日	時　　分	震度	月　日	時　　分	震度	月　日	時　　分	震度
5・9	08・45	2	5・9	11・04	1	5・9	13・52	2
	08・54	3		11・19	1		14・14	1
	08・56	2		11・45	1		14・17	1
	09・01	2		11・51	1		16・11	2
	09・04	1		11・53	1		16・39	1
	09・24	1		12・01	1		16・41	1
	09・30	1		12・06	1		16・59	1
	09・34	1		12・35	1		17・18	2
	09・39	1		12・52	1		17・25	1
	10・03	1		12・55	1		19・35	2
	10・33	1		12・59	1		20・24	1
	10・35	1		13・30	1		20・30	1
	10・39	1		13・40	1		20・31	1
	11・03	1		13・43	1		20・54	1

月　日	時　　分	震度	月　日	時　　分	震度	月　日	時　　分	震度
5・9	21・10	2	5・10	16・01	1	5・16	22・58	1
	21・11	1		16・18	1	5・17	17・39	1
	21・35	2		19・36	1		21・19	1
	21・55	1		22・40	1		23・45	2
	22・02	1	5・11	05・50	1	5・18	00・26	1
	22・16	2		06・21	1		00・53	1
	22・38	1		13・45	1		11・55	1
	22・41	1		14・48	3		22・31	1
	23・15	2		20・00	2	5・19	04・35	2
	23・20	3		20・13	1		09・53	2
	23・39	1		21・44	1	5・20	01・07	1
	23・44	1		22・12	2		03・59	2
5・10	00・15	1	5・12	06・15	1		14・12	1
	02・16	1		10・18	1		18・23	2
	02・18	1		10・24	2		20・37	1
	02・55	1		10・58	1		20・55	1
	03・06	1		12・35	1		20・57	1
	03・08	1		17・47	1		22・26	1
	03・13	2		20・58	1	5・21	08・28	1
	03・24	1		21・23	1	5・22	08・27	1
	03・29	1		23・04	2	5・23	02・40	1
	04・44	2	5・13	16・09	1		04・40	1
	06・35	1		21・51	1		19・45	1
	06・38	1		22・32	1		20・34	1
	07・16	1	5・14	00・42	2		23・18	1
	08・00	2		12・02	2	5・24	07・08	1
	09・34	1		16・23	1		15・32	1
	09・41	2		17・06	1		21・02	1
	11・15	1		19・36	1	5・25	01・57	1
	12・31	2		21・53	2		02・00	1
	12・33	2	5・15	05・06	1		02・22	1
	12・57	1		09・29	1		02・46	1
	13・13	1		18・51	1	5・27	01・14	1
	13・14	1		18・52	1		09・30	1
	14・06	1		18・52	1	5・28	05・40	1
	14・08	1		21・41	2		06・50	1
	14・51	1	5・16	01・12	1		19・25	1
	15・15	1		10・51	1	5・29	16・09	1
	15・56	1		15・48	1	5・30	11・11	1

月　日	時　　分	震度	月　日	時　　分	震度	月　日	時　　分	震度
5・31	09・30	1	6・4	20・08	1	6・5	13・06	1
6・1	22・04	1	6・5	02・41	1		16・34	1
6・2	17・43	1						

日別・震度別

月日 / 震度	5 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
Ⅲ	2		1													
Ⅱ	11	6	2	2		3	1		1		2	2				
Ⅰ	41	25	5	7	3	3	5	4	2	4		6	1	1	5	3
日合計	54	31	8	9	3	6	6	4	3	4	2	8	1	1	5	3

月日 / 震度	5 25	26	27	28	29	30	31	6 1	2	3	4	5	6	7	8	合計
Ⅲ																3
Ⅱ																30
Ⅰ	4	0	2	3	1	1	1	1	1	0	1	3	0	0	0	133
日合計	4	0	2	3	1	1	1	1	1	0	1	3	0	0	0	166

（第２図）　石廊崎の有感余震回数

時刻別（毎３時間）回数　　５月９日～14日

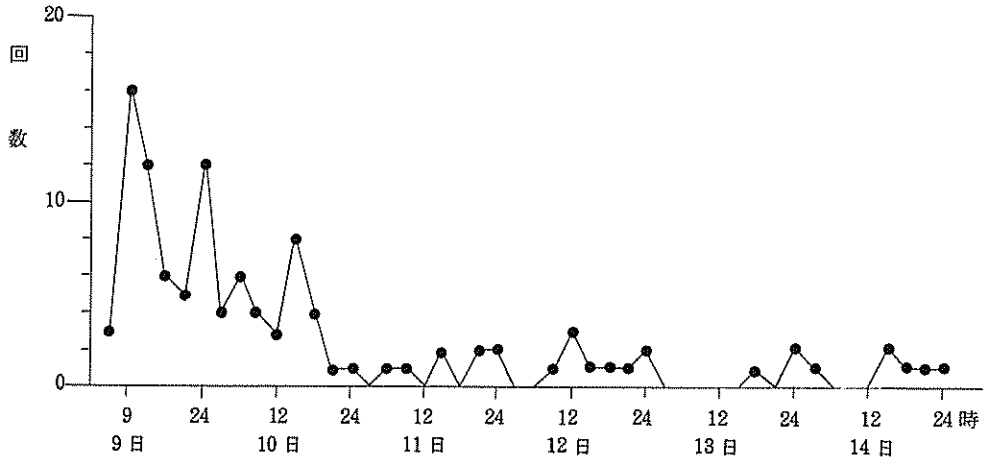

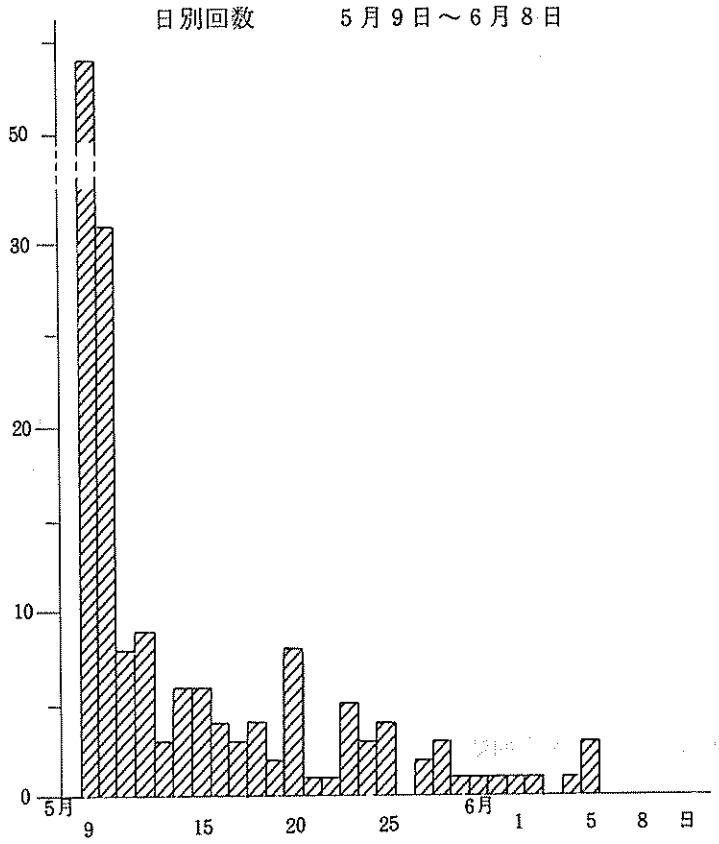

（第3表）　検潮記録の読取り結果

検潮所	第一波（初動）				最大波高（最大全振幅）			
	到着時刻（a）	走時	山谷の出現時刻	押し（＋）引き（－）の大きさ	発現時刻（c）	至過時間 (c)－(a)	波高	周期
御前崎	08時48分	15分	08時52分	＋8 cm	09時26分	38分	15 cm	12分
南伊豆	08 39	06	08 41	－14	08 39	00	11	10

（注）
- 走　時　　地震発生時刻から第1波到着までの時間
- 発現時刻　　最大波の現われた時刻
- 至過時間　　第1波から最大波到着までの時間

II　被害の状況

1　人および家屋の被害

災害の発生は、ゴールデンウイークが終った5月9日（木曜日）午前8時33分であったため観光客はほとんどなく、また、通勤、通学時間も過ぎていたため、南伊豆町中木を除き、人的被害は最少限にとどまった。この地震による被害は、次の被害一覧表のとおりであるが、死者30名、負傷者102名に達したほか、家屋被害は全壊134棟、全焼5棟、半壊240棟、一部破損1,917棟、総計2,296棟に達し、被災人員8,307名となった。

南伊豆町中木では、地震動により裏山が崩壊し、27名が土砂の下敷となって死亡したほか、負傷者8名、家屋の全壊30棟、全焼5棟、半壊3棟、一部破損19棟と壊滅的な被害を受けた。一方、入間、石廊崎、その他の部落においても地震による震動が激しく、塀の倒壊による死者3名のほか、家屋の倒壊692棟に達した。また、他の市町村においては、死者はなかったが、負傷者は44名であった。家屋の被害は下田市、東伊豆町、西伊豆町、松崎町、河津町で全壊23棟、半壊49棟、その他屋根瓦、ガラス等の一部破損が1,475棟に達したが、南伊豆町のような大打撃は受けなかった。

伊豆半島沖地震被害状況一覧表

市町村（地区名）		人口及び世帯数 人口	人口及び世帯数 世帯数	死者	行方不明	負傷者	家屋の被害 全壊 棟数	全壊 世帯人員	全焼 棟数	全焼 世帯人員	半壊 棟数	半壊 世帯人員	一部損壊 棟数	一部損壊 世帯人員	非住家	道路害箇所被	山くず（がけ）
南伊豆町	中木	331	85	27		8	30	114	5	17	3	8	19	69		11	1
	入間	287	64			3	31	143			22	94	12	44		1	3
	伊浜	447	98	1			1	3			14	53	29	115	2	5	3
	落居	77	20				1	2			1	2	2	8		1	2
	妻良	525	153			2	1	5			11	41	60	210	3	2	
	西子浦	633	118	1		3	6	15			37	131	12	39	4	5	3
	東子浦		71			1	5	16			8	27	11	42			
	石廊崎	438	108			4	25	104			21	75	44	175		1	12
	下賀茂	1,225	300			6	3	13			19	78	40	161			6
	上賀茂	439	122			3							12	43			
	大瀬	467	101	1		3	1	5			6	21	45	218		4	6
	上小野	212	62			1							2	11			
	下小野	341	93				1	5									
	湊	1,366	317			1					10	29	18	76	4	2	
	加納	647	170				2	6			17	63	32	146		1	1
	差田	170	36								1	5	10	46		3	2
	下流	552	127			1							1	5		1	5
	手石	766	176			2					9	28	44	158		1	
	石井	226	63										10	46			
	吉祥	374	95			1	4	20			10	39	27	102			
	吉田	62	19								1	2			1	1	
	青野	257	79										2	7			
	一条	298	73										1	8			1
	二条	349	83			1							6	24		1	1
	毛倉野	192	51								1	5					
	青市	758	177			2							3	8			
	その他の地区	968	389			16										10	
南伊豆町計		12,407	3,250	30		58	111	451	5	17	191	701	442	1,761	14	50	46
下田市		28,045	8,435			34	23	92			42	176	1,118	3,635	193	9	25
東伊豆町		16,845	2,694										17	70	4		18
西伊豆町		10,276	2,696								1	5	8	35	21	3	4
松崎町		10,973	2,893			8					6	23	277	1,110	189	19	1
河津町		9,892	2,655			2							55	231	31	5	7
合計		88,438	22,623	30		102	134	543	5	17	240	905	1,917	6,842	452	86	101

2　道路、河川等の被害

伊豆半島の幹線道路は、周辺をとりまく国道135号・同136号・主要地方道下田石室松崎線と天城峠ごえの主要地方道修善寺下田線とに大別される。主な被害は南伊豆町に集中しており、下田石室松崎線をみると、切取部分は法面の崩壊・点々と続く落石が主で、大きいもので直径2～5mの大転石が道路をふさいでいる。一方盛土部分は路面の地割れ、隆起、陥没、路肩の欠壊、盛土すべり等の被害が甚だしかった。亀裂の大きいものは、巾2m、深さ2mにも達し大小の亀裂が道路の縦方向に多く見られ「活断層」の通るところでは、その動きが顕著であった。

切取部分の法面保護としてモルタル吹付、法枠工等を施してあった箇所が破壊に至らなかったことは目につく特徴の一つでもある。又アスファルト舗装は振動そのものに対しては、ある程度の抵抗を示すが、地割れ、辷りに対しては全く無力に近いことがみられた。

ブロック積、コンクリート擁壁等は、過去の震害例と同様、顕著な亀裂が入ったり、又、壁自体が前方に傾き、上端に大きな隙間を生じているものが数多くみられた。

次にトンネルであるが、下田～子浦間の下田石室松崎線に12箇所のトンネルが海岸沿いに並んでいる。震源地に比較的近接した位置にありながら、被覆コンクリート部分に小さな亀裂が入ったもの2箇所、素堀り部分で多少の落石があったもの1箇所でその他のトンネルには震害がみとめられなかった。トンネルの地質は主として「白浜層凝灰角礫岩」である。

橋梁の被害は、長大橋にはみられず中小橋のみでその数は少ないが、アプローチの沈下被害は各所でみられた。

次に町道の代表的な被害例としては、南伊豆町の一級町道伊浜子浦線、落居地内におけるものと、一級町道中木区内線、中木地内におけるものである。落居に至る南北に通ずる道路が200m余の海蝕崖の中間をぬうようにへばりついていたが、原形をとどめぬ程に崩落決壊した。又中木区内線は、背後地の崩壊により道路の埋没は勿論のこと、家屋まで埋没し尊い人命を失ない、今回地震で最大の被害を局地的に蒙った。

河川の被害は少なく、主なものでは2級河川中木川と子浦地先の五十鈴川の護岸決壊で、五十鈴川については災害費と改良費を合併して施行する災害関連事業が採択された。

3　農林、水産、農地の被害

(1)　農　　作　　物

農作物の被害は、地震災害が局地的であり、被災地域に農用地が少なかったこと、ある

いは地域の特産物であるマーガレットの収かくがほぼ終了に近かったことなどにより被害は他に比べ軽微であったといえよう。

主な被害作物はワサビ1,035万円（但し、ワサビ田の復旧費を含む。）、マーガレット318万円であり、総額1,460万円であった。

農作物被害

（単位　千円）

作目	被害面積	被害額	備考
	アール		
野菜	15	75	妻良、西子浦
マーガレット	460	3,180	落居、伊浜
アマリリス	1	450	一色
メロン	2	545	下賀茂
ワサビ	11	10,350	東伊豆町他3町
計		14,600	

(2) 共同利用施設等

農業協同組合および同連合会の所有する農業協同利用施設の被害は、生産資材倉庫6件337万5千円、農業倉庫2件14万円、精米施設1件41万8千円、計9件393万3千円であり、これらの被害内容をみると多くは屋根瓦の損壊等比較的小規模なものであり、たゞちに復旧工事が行なわれた。

なお、農協被害および農業用共同利用施設の被害は次表のとおりである。

農協被害

（単位　千円）

農協名	施設被害		在庫被害額		被害額計
	箇所数	金額	生産資材	その他	
南伊豆	3	1,695	18	806	2,519
伊豆下田	1	500		166	666
西伊豆	4	1,320			1,320
県経済連	1	418			418
計	9	3,933	18	972	4,923

農業用共同利用施設被害

（単位　千円）

災害場所	農協名	施設の種類	被害の状況	被害額
下田市白浜	伊豆下田	飼肥料倉庫	石造り6㎡屋根瓦崩壊破損	500
南伊豆町入間	南伊豆町	肥料資材倉庫 生花集出荷場	倉庫コンクリート床亀裂陥没、作業所傾斜	1,600
南伊豆町青市	〃	管理米倉庫	屋根瓦破損崩壊約10㎡	20
南伊豆町下小野	〃	飼肥料倉庫 撰別所	屋根棟瓦破損崩壊約6㎡	75
松崎町岩科	西伊豆	飼肥料倉庫	東側倉庫土台倒壊	200
松崎町道部	〃	肥料倉庫	倉庫屋根瓦破損崩壊	850
松崎町峰輪	〃	肥料倉庫	壁はく離5㎡ 屋根瓦一部破損	150
松崎町仁科	〃	政府米倉庫	屋根破損	120
下田市吉佐美	県経済連	精米工場	精米機械倒かい小破	418
計				3,933

(3) 林道、治山

ア．林　　道

林道の被害は幸いにも少なく、南伊豆町に1路線、1箇所であった。被災内容は、林道萩原線起点附近に延長15mにおよぶ大きな転石（約420㎡）が落下して道をふさいだものである。（被害額213万5千円）

イ．治　　山

治山の被害は南伊豆町を主体とする約170Km²の地域に集中し、特に海岸に面した集落の裏山崩壊が目立っている。民有林の被害は33ヶ所、面積8.74 ha、被害額は次表のとおりであり総額8億1,390万円に及んだ。

今回の地震は、幸いその前後に大きな降雨がなかったので、中木地区を除いて、大規

模な土砂の押出しはなかったが、今後の豪雨で緩んだ地盤に亀裂等を通じて雨水が浸透し、崩壊や土石流を誘発する危険性があるため、本格的な復旧事業に着手するまでの応急処置として、ビニールシート200枚、木柵123 m、警報器7台を下賀茂・落居・伊浜地内に設置するとともに、国立林業試験場、林業土木コンサルタント、林野庁治山課、県治山課による現地調査を実施し、緊急治山対策ならびに恒久的治山対策々定の資料を得ることとした。

林地被害一覧表

（単位　千円）

市町村名	箇所	面積	被害額
南伊豆町	26	7.36 ha	732,900
下田市	7	1.38	81,000
計	33	8.74	813,900

(4) 水産資源

今回の地震は、南伊豆町を中心とした沿岸漁業地帯に大きな被害をもたらした。

被害の概況は次表のとおりであり、陸上の諸施設等の被害もさることながら、優良なサザエ、アワビ、テングサ等の生息している磯根漁場が土砂におおわれた。

海域に流出した土砂は、今後かなり長期にわたって岩礁地帯の底層付近を漂うため、有用水産生物の繁殖に大きな支障となり、影響は5～10年は残るものとみられている。

水産関係被害

（単位　千円）

市町村名	共同利用施設	非共同利用施設	漁船漁具	その他の水産物	共同組合在庫品	計
南伊豆町	(37件) 58,726	(1件) 1,800	(22件) 8,712	386,520	7,832	463,590
下田市	(17件) 20,392	(13件) 1,660	(5件) 4,300	75	—	26,427
計	(54件) 79,118	(14件) 3,460	(27件) 13,012	386,595	7,832	490,017

（注）1. 土砂流入による漁場被害は約300億円と推定されるが、被害額に含まれていない。

2. その他水産物被害は過去の漁獲資料から平均漁獲量を算出し、潜水調査等によ

る漁場の喪失状況を加味して算定した単年度分の被害額であり、浅海漁場への土砂等の流入は影響が5～10年残るので、これを加えた場合の被害額はさらに大きくなる。

(5) 漁 港 施 設

伊豆半島沖地震は、直下型地震であったため、漁港施設も伊豆半島先端部に属する南伊豆町地域に局限されて被害を受けた。

被害内容としても、岸壁、防波堤、船揚場、護岸、防潮堤と施設全般におよび、その規模も大小さまざまであった。

地震による被害は、台風による被害と異なり、被害状況が余震により変化するため、確実な状況をつかむことが困難であった。

なお、構造物内部のかん没が十分に考えられ、確認が難しいため、今後波浪を直接受ける施設については、状況変化も生じてくるものと考えられるので、今後とも台風期は警戒を強める。

復旧については利用施設から優先施行してきているが、上記で述べたように波浪を直接受ける箇所についても早急に被害状況を確認して復旧に努める。

漁港施設被害

（単位　千円）

被害施設	被害件数	被害数量（総延長）	被害金額
岸壁	2	L = 121.5 m	21,966
防波堤	5	L = 175.5	35,729
船揚場	6	L = 260.5	61,987
護岸	3	L = 248.7	37,644
防潮堤	4	L = 323.0	4,840
物揚場	6	L = 259.6	28,379
その他	5		7,303
合計	31		197,848
県営漁港災害	7		68,309
市町村営漁港災害	24		129,539
合計	31		197,848

(6) 農地、農業用施設

被害の大部分は伊豆半島南端の南伊豆町を中心とした海岸線附近に集中しており、各地で農地、道路、水路等の崩落、陥没被害と、無数の亀裂を生じた。特に活断層線の走る、中木、落居、伊浜部落の周辺地域では温暖な気候条件を生かし、海に面した急傾斜面に段々畑を造成し、特産のマーガレット栽培が行われていたが、これらの農地、道路、水路等の大半が全面的に形骸を留めないまでに流出崩壊し、巨石が転々として赤肌を露呈した。被害は次表のとおりである。

農地農業用施設被害

（単位　千円）

種　　別	件　　数	金　　額
農　　地	107ヶ所（6.93ha）	114,965
農業用施設	104　ヶ　所	229,136

4　医療施設等の被害

(1) 医　療　施　設

医療施設で被害を受けた箇所は、病院6箇所（2,000万円）、一般診療所11箇所（3,689万円）、歯科診療所6箇所（701万円）の合計22箇所でありその被害額は、6,390万円に達した。

被害の状況は建物の全壊1箇所、一部損壊9箇所をはじめ医療機械戸棚の倒壊又は震動により医療機器、検査器具、薬品類の落下破損によるものである。

震源地に近い地域の歯科診療所では、診療用ユニットが倒れて破損する被害があった。

医療施設被害状況

（単位　千円）

市町村名	病　院	一般診療所	歯科診療所	計	被害額
下田市	3	5	3	11	25,740
南伊豆町	2	4	3	9	36,770
河津町	1			1	350
松崎町		2		2	1,040
計	6	11	6	23	63,900

このような被害を受けたが幸い入院患者や職員には人的被害はなかった。

(2) 水 道 施 設

地域住民に飲料水、生活用水を供給している水道は地震により甚大な被害を生じたが、その大部分は南伊豆町に集中した。

被害は主として配水管などのパイプが震動のショック、地盤の変動により切断されたものが多く、深井戸、配水池、ポンプ場等の主要構造物は、ごく一部を除いて影響を受けなかったことは不幸中の幸いであった。

被害程度の大きかった水道は、南伊豆町の中心部の下賀茂、湊、手石地区に給水している上水道と震源地に近い海岸線の中木、入間、石廊崎地区の各簡易水道であったが、なかでも中木、入間の簡易水道は配水管が殆んどずたずたに切断されて壊滅の状態であった。

各水道施設の被害概要は次表のとおりで、被災水道施設数 12ヶ所、被害総額は約4,500万円に達したのである。

水道施設被害　　（単位　千円）

市町名	水道名	給水人口	被害概要	被害額
南伊豆町	南伊豆町上水道	人 5,090	電気設備（真空遮断器）、等の一部破損、配水管ACPφ200～50㎜崩壊1カ所、切損51カ所	※ 8,904
	中木簡易水道（公）	342	配水管ACPφ75㎜L＝1,680m、ACP、φ50㎜、L＝213m計1,893m全壊	※ 17,136
	入間 〃	293	配水管ACPφ75㎜L＝724m、ACPφ50㎜L＝190m計914m全壊	※ 12,396
	石廊崎 〃	442	配水管ACPφ75㎜L＝544m、全壊、他ACPφ75～S.Pφ25㎜切損8カ所	※ 3,230
	大瀬 〃	475	配水池RC造、有効容量20㎥崩壊	※ 890
	妻良 〃	535	配水管ACPφ75～50㎜切損7カ所、地上式消火栓破損1カ所	※ 427
	子浦 〃	651	配水管ACPφ100～50㎜切損9カ所	※ 520
	伊浜 〃	448	配水管S.Pφ75㎜切損7カ所、地上式消火栓破損1カ所	※ 367
	落居 〃	74	給水管切損戸数10戸	112
	南上 〃	1,365	配水管ACPφ50㎜切損1カ所	35
	吉祥 〃	643	配水管V.Pφ75㎜切損2カ所	47
	二条 〃	354	水管橋添加SPφ75㎜切損2カ所、配水管V.Pφ75㎜切損1カ所	109

市町名	水道名	給水人口	被　害　概　要	被害額
下田市	下　田　市 上　水　道	28,450	配水管ACP φ125～VP φ20㎜切損 23カ所給水管切損50戸	1,060
計　2 市　町	上水2、簡水10 計12	39,162		45,233

（注）1. 給水管の切損、修理は上記以外に多数あるが含んでいない。

2. 被害額の※印は災害補助査定以前の復旧設計額であり応急仮設費も含んでいる。無印は復旧実績額である。

3. 略号　VP……ビニール管　RC……鉄筋コンクリート

CP……土　管

ACP……エタニットパイプ

SP……鋼　管

(3) し尿、ごみ処理施設

し尿処理施設、ごみ処理施設は共に地震による直接の被害はなかったが、南伊豆町においては道路被害と行方不明者救出に作業員を投入したため収集作業を一時中止せざるを得なかった。しかし、道路復旧と同時に被災地区のし尿汲取りについては南伊豆町許可業者によって無料汲み取りが行われたため混乱はなかった。

また、し尿浄化槽は水道施設が被災したため使用不能となったものがあったが浄化槽の普及率が低かったため附近の汲取便所を借用し、大きな混乱はなかった。

し尿浄化槽に亀裂の入ったもの等、汚水の漏出のおそれがあるものについては次亜塩素酸ソーダ等により消毒を行う一方、施工業者、保守点検業者の点検を受けるよう指導した。

南伊豆町におけるし尿浄化槽の被害状況は次表のとおりであった。

し尿浄化槽被害

し尿浄化槽の設置数		839　基
不良となった浄化槽数		55
不良の内訳	使用不能（亀裂、その他）	17
	傾きを生じたもの	18
	導入管、放流管の異常	9
	臭突の異常	7
	そ　の　他	4

下田市（田牛地区）においても19基の異常が発見された。

また、ごみ処理については、特に被害の大きかった南伊豆町においても埋立地に受入能力があり、平常時自家処理をしている地区が多かったため、特に混乱はなかった。倒壊家屋の廃材の一部は海岸で焼却された。

5　商工関係被害

美しい自然と温暖な気候に恵まれた南伊豆、四季をいろどるさまざまな花、そして白砂の浜辺、海の幸、山の幸を求めておとずれる人びとも多い。

現在、南伊豆周辺には、230軒の旅館、ホテルと約1,000軒の民宿があり、県内外からの観光客でにぎわっている。また商業をみると49年の商店数2,790店、販売額673億4,846万円となっている。

中小企業関係の被害額は、南伊豆町の民宿を中心として総額41億4,329万円に達した。業種別にみると工業が20件で5,071万円、商業542件で12億2,280万円、民宿、サービス業等が643件で28億6,978万円であった。

市町村別の被害状況は、次表のとおりである。

（単位　千円）

業種／被害／市町村	商業		工業		その他		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
南伊豆町	119	858,159	6	31,709	378	2,429,400	503	3,319,268
下田市	221	313,080	2	1,000	193	383,980	416	698,060
松崎町	153	45,000	12	18,000	60	15,000	225	78,000
河津町	12	2,405		−	1	2,300	13	4,705
東伊豆町	20	2,350		−	4	6,600	24	8,950
西伊豆町	17	1,810		−	7	32,500	24	34,310
計	542	1,222,804	20	50,709	643	2,869,780	1205	4,143,293

6　文教施設の被害

(1) 教育施設

伊豆半島沖地震のもたらした文教施設、設備への被害は25校(延34校)に及び、5,482万7千円の被害となった。

校種別、被害状況は次表のとおりであるが、このうち特に大きな被害を受けた学校は次のとおりである。

ア．賀茂郡南伊豆町立南崎小学校

木造平屋建校舎屋根瓦800㎡ずれ、瓦200枚落下、校舎壁落下165㎡、建具、備品等破損。

イ．賀茂郡河津町立南小学校

木造平屋建校舎屋根瓦2,788㎡ずれ、校舎壁落下331㎡。

ウ．賀茂郡松崎町立松崎小学校

木造2階建校舎屋根瓦1,914㎡ずれ、校舎壁落下175㎡。

エ．静岡県立下田南高等学校南伊豆分校

木造校舎屋根瓦3,760㎡ずれ、校舎壁落下304㎡。

オ．静岡県立下田南高等学校

鉄筋コンクリート造4階建校舎エキスパンション破損、犬走り側溝沈下、ガス管切断。

文教施設被害

（単位　千円）

被害区分 / 件数 / 校種	建物		土地		設備		工作物		計	
	校数	被害金額	校数	被害金額	校数	被害金額	校数	被害金額	校数	被害金額
幼稚園	2	1,392	1	150					3	1,542
小学校	13	37,855	1	115			2	621	16	38,591
中学校	7	3,902	3	1,477			1	979	11	6.358
高等学校	3	7,730					1	606	4	8,336
計	25	50,879	5	1,742			4	2,206	34	54,827

(2) 社会教育施設

公立社会教育施設においては、8公民館と県立野外活動センターで総額849万円の被害額に達した。

被害の程度等は次表のとおりである。

（単位　千円）

施設名		被害状況	被害額
下田市	中央公民館	中破	200
	朝日公民館	中破	240
	白浜公民館	中破	100
	稲生沢公民館	中破	150
	稲梓公民館	中破	120
	加増野公民館	中破	180
南伊豆町	中央公民館	大破	1,500
	子浦公民館	半壊	1,200
	入間公民館	半壊	3,000
県立朝霧野外活動センター		建物にクラック	1,800

III　応急措置の状況

1　救助・救援体制

(1)　県災害対策本部の設置

地震発生後、直ちに消防防災課は情報の収集活動に入り、防災行政無線をもって全市町村に対し地震発生の告知と被害状況の把握を指示するとともに静岡地方気象台と連絡をとり、各地の震度、津波、余震等の情報を収集した。

発震当初は通信、交通機関のと絶、混乱により被害情報の収集に困難を極めたが、各方面からの情報を分析した結果南伊豆町を中心に伊豆南部が大きな被害を受けたと判断された。しかし被災地と町役場との間でスムーズな連絡がとれず、具体的に被害の内容が判明しないため、航空自衛隊浜松南基地に対し、航空偵察を依頼する一方、御殿場市板妻の陸上自衛第34普通科連隊に対しても偵察班の出動を要請した。

県は通信機関等の混乱回復とともに刻々入る南伊豆町等からの被害報告にもとづき災害対策本部を東館4階会議室に設置し、救援活動に入るとともに下田財務事務所に現地災害対策本部を設置した。

午後0時45分、南伊豆町に対して災害救助法を発動して被害者の救助に当たるとともに、関係部長による対策会議を開催し、被災状況救助活動等、今後の方針を検討した。

また被災地に救援物資を緊急に輸送するため、県、海上保安部、海上自衛隊、民間の船舶により南伊豆町妻良港、子浦港、下田港へ救援物資を陸揚げした。また空からは航空自衛隊、海上保安庁のヘリコプターにより食糧、飲料水等の救援物資を輸送した。

各機関の救援も活発をきわめ、自衛隊は13時20分第1陣が南伊豆町中木、入間地区に到達した。更に県警察本部は、県内各署員、機動隊、管区機動隊を現地に派遣したのをはじめ、日赤県支部、伊東温泉病院、熱海国立病院、医師会等の医療班、東京電力の電力復旧班等が続々現場に到着し直ちに救援活動に入った。

(2)　現地災害対策本部の設置

県災害対策本部は、被災地との連絡と、救援活動の円滑を図るため、下田財務事務所に9日午前10時15分、出納長を現地本部長とする現地災害対策本部を設置した。本部は、総括班、情報連絡班、救助班、保健衛生班、救援物資班、木材林道治山班、水産班、農地施設班、職業安定班、土木班、広報班と警察班の12個班とし、本庁、現地出先機関職員等をもって構成し、応急対策活動の体制を整え、行方不明者の救出、給水、食糧の緊急輸送、家屋の応急復旧等について関係機関と連日連絡調整を図った。災害当初は通信、交通機関の混乱渋滞により被害の情報収集は困難をきわめたが日が経つに従って平静をとり戻し、連絡の円滑が図られた。

◎　現地災害対策本部前進基地

下田財務事務所内に設置された現地災害対策本部と被災地である南伊豆町役場とは、約10Km離れているので県と南伊豆町との連絡を密接にし、情報の収集活動を活発にし併せて、復旧活動の迅速を期するため南伊豆町役場内に、11日午後0時30分、現地災害対策本部の前進基地を設置した。この前進基地は、災害対策本部総括班を中心に、現地土木、林業、福祉班で編成し南伊豆町、自衛隊等の関係機関と、応急復旧作業について連絡調整を行った。

また、被害情報、県に対する南伊豆町当局の要望事項等の連絡調整を行ったが、5月30日、おおむね、応急復旧作業が完了したので閉鎖した。

さらに、県災害対策本部および現地災害対策本部は、応急復旧作業が完了し、市町村災害対策本部もすべて閉鎖した5日後の6月5日午後5時に閉鎖した。

県有車両の活動状況

災害の発生と同時に本庁自動車の緊急出動体制を整えるとともに、災害対策本部の情報を得て道路状況の掌あくに努めた。

なお、災害地派遣要員並びに救助物資の輸送を次のとおり行った。

延べ車両		116台
総走行粁		15,735 Km
配車状況		
専用車	延べ	26台
供用車	〃	34〃
本部用車	〃	20〃（乗用車）
	〃	15〃（マイクロバス）
	〃	4〃（トラック）
関係課用車	〃	15〃（乗用車）
	〃	2〃（マイクロバス）

(3)　市町村災害対策本部の設置

5月9日、伊豆半島沖地震の発生に伴い伊豆半島南部の被害を受けた6市町村のうち、西伊豆町を除く5市町村が災害対策本部を設置し、職員、消防団員を総動員して被害調査および救助活動にあたった。災害対策本部の設置および閉鎖の日時は次表のとおりである。

市町村名	設置日時	閉鎖日時
南伊豆町	9日午前8時50分	5月31日午後5時00分
下田市	〃　〃　9時00分	〃　〃　〃
松崎町	〃　〃　9時00分	〃　〃　〃
河津町	〃　〃　9時30分	5月9日午後7時00分
東伊豆町	〃　〃　8時33分	5月9日　〃　〃

静岡県災害対策本部編成図

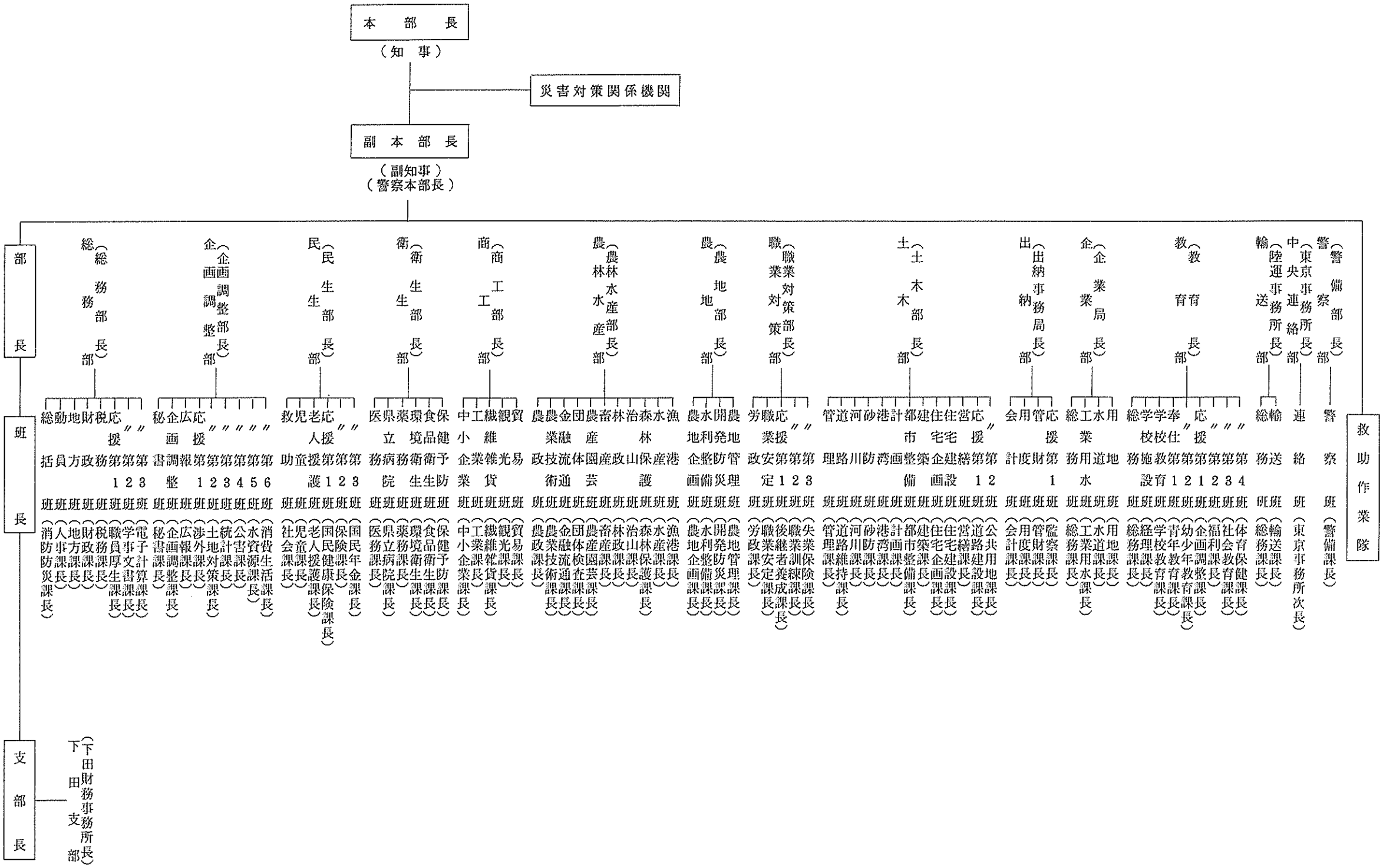

静岡県伊豆半島沖地震現地災害対策本部組織図

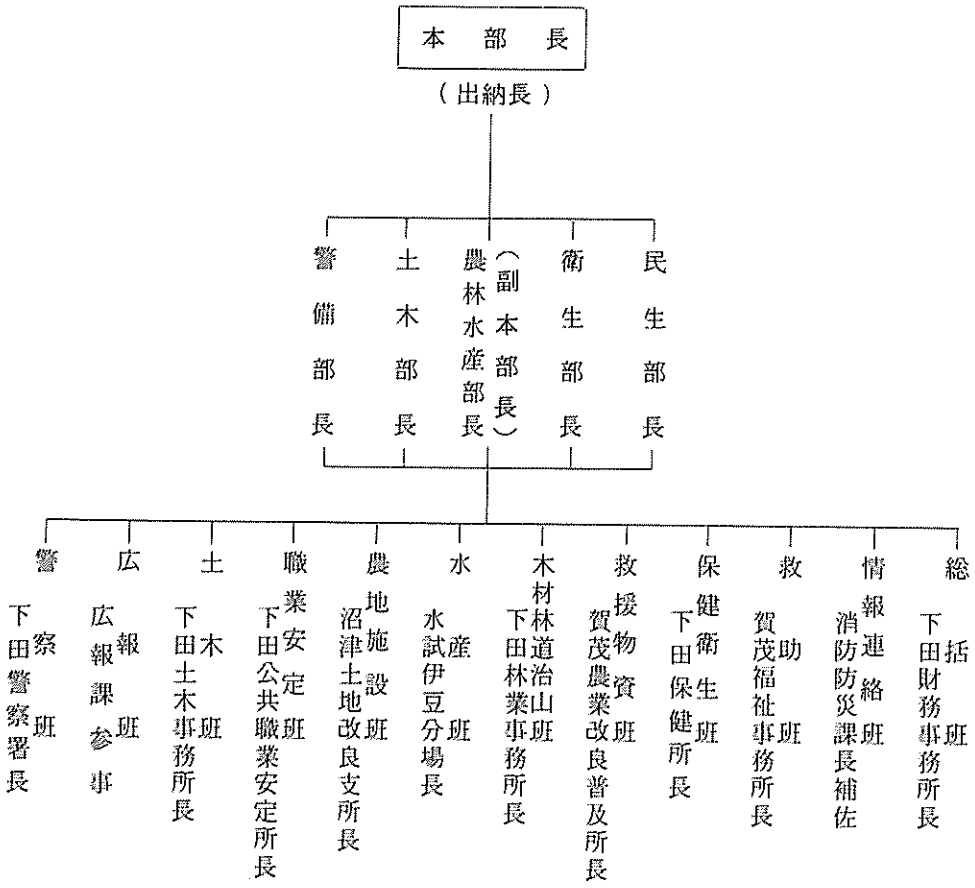

2 災害救助

(1) 災害救助法の適用

賀茂郡南伊豆町に対し９日午後０時４５分に災害救助法を適用した。

救助は被害の実態により避難所、応急仮設住宅の設置、炊き出しその他による食品の給与、住宅の応急修理、死体の捜索、処理埋葬については厚生大臣の承認を得て特別基準を設定するなどにより最大限に実施した。その程度、方法及び期間等は次表のとおりである。

第1表　世帯構成別被害状況

被害程度＼世帯構成	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	計
全壊（焼）	世帯 10	世帯 (2) 18	世帯 (2) 20	世帯 19	世帯 (1) 22	世帯 18	世帯 7	世帯 1	世帯 1	世帯 —	世帯 (5) 116
半　　壊	21	41	40	31	28	26	6	4	—	1	198
一部破損	38	73	63	97	85	60	22	7	1	1	447
計	69	132	123	147	135	104	35	12	2	2	761

（注）　全壊（焼）欄の（　）書きは全焼世帯の再掲である。

第2表　救助の種類・期間及び程度

救助の種類	期　　間	程　　度
避難所の設置	14日	31カ所　延12,420人　1人1日　29円
応急仮設住宅の設置	5. 27着工 6. 13完成	36戸　1戸当り　638,889円
炊出し （食品給与を含む）	14日	延13,378人　1人1日　259円
被服寝具その他生活必需品の供与	10日	全壊世帯　104　1世帯平均　17,582円 半壊世帯　198　1世帯平均　6,130円
医療	14日	日赤救護班による応急手当　8件（8人） 医療機関による医療　71件（58人）
災害にかかった者の救出	3日	13人
住宅の応急修理	7. 7完了	34世帯　1世帯当り　114,400円
学用品の給与	5. 23完了	小学校71人　1人当り　1,580円 中学校49人　1人当り　1,700円
埋葬	5. 28完了	大人28体、小人2体
死体の捜索	5. 28完了	16体
死体の処理	5. 28完了	30体
運送	5. 27完了	死体の処理、救済物資の輸送
人夫	5. 28完了	死体の捜索、救済物資

(2) 救助の実施

救助の実施にあたっては、その迅速性を期するため、災害救助法施行細則第8条で委任し

たもののほか、次の救助について南伊豆町長に権限の一部を委任した。

- ○助　　産
- ○住宅の応急修理
- ○埋　　葬
- ○死体の捜索
- ○死体の処理

なお、救助の措置状況は次表のとおりである。

救援措置状況

月　日	時	応急措置等の概要
5月 9日	8. 33	○地震発生
	10. 00	○自衛隊、県警機動隊の現地派遣
	10. 15	○県災害対策本部及び現地災害対策本部設置（出納長ほか県職員を現地派遣）
	12. 45	○南伊豆町に災害救助法適用
	13. 00	○日赤救護班の派遣
		○災害地に対する救援物資の海上輸送
10日		○副知事、中央防災会議調査団現地視察
		○海上、航空自衛隊による救援物資輸送
		○県災害対策本部各班による応急措置の実施
11日	7. 30	○現地指導（救助）班の増派
		○県災害対策本部前進基地設置（南伊豆町）
		○海上、航空自衛隊による救援物資輸送
		○応急仮設住宅設置方針検討
	12. 00	○現地派遣職員等8箇班による罹災原票作成
		○罹災者等に対する衣料等の給与実施
12日		○応急救助の継続実施
		○知事現地視察
13日		○応急救助の促進
	15. 00	○現地救助班の増派
		○被災地の保健衛生措置
		○県議会総務・建設常任委員会連合協議会

月　日	時	応　急　措　置　等　の　概　要
14 日		○衆参両院災害対策特別委員会現地視察
		○応急救助の継続実施（以降記載省略）
15 日		○県議会副議長上京陳情
		○避難所、炊き出しその他の食品給与の期間延長特別基準申請（電話）
17 日		○法による災害援護資金貸付金の借入れ希望者調査
18 日		○応急仮設住宅設置について協議（町議・区長の合同会議）
20 日		○県議会副議長、正副常任委員長現地調査
		○応急仮設住宅設置について協議
		（社会課、住宅企画課、住宅建設課）
21 日		○災害に関連する各種融資制度説明会（24 日まで）
		○死体捜索終了
		○埋葬、死体の捜索、死体の処理の期間延長について特別基準申請（電話）
22 日		○医療の応急救助終了
23 日		○知事現地視察
		○応急仮設住宅設置戸数内定
24 日		○災害復旧関係予算専決処分
25 日		○応急仮設住宅建設工事請負随契
27 日		○応急仮設住宅建設工事着工
6 月 5 日		○住宅の応急修理期間延長特別基準申請（電話）
15 日		○応急仮設住宅完成、維持管理等の事務委任
17 日		○応急仮設住宅入居
25 日		○災害援護資金貸付金交付
		（6月10日貸付決定、6月19日県が町へ資金交付済み）

また、救助の実施内容は次のとおりである。

（ア）避難所の設置

5月9日から5月22日まで期間延長し寺院等27カ所に延12,420名を収容した。なお、避難所設置状況は次表のとおりである。

避難所設置

避難所名	期間	延収容人員	備考
善海寺	5日	900人	
妻良漁協	5	850	
三島神社	5	590	
三浜中学校	5	630	
三浜小学校	5	610	
西林寺	5	300	
海荘寺	5	260	
明倫社	6	340	
天草倉庫	9	1,068	
伊浜小跡	5	652	
下賀茂公会堂	5	150	
鈴木屋旅館	5	160	
石廊館	5	170	
上賀茂公会堂	1	80	
石廊崎正眼寺	5	650	
レストハウス	5	500	
入間海荘寺	5	690	
民宿上之条	5	310	
中木荘	8	310	
三江	8	560	
宝栄寺	9	690	
山源	9	570	
浜の家	8	310	
月の子荘	8	325	
落居公会堂	11	242	
みかん倉庫	12	253	
斎藤一彌	12	250	
計 27		12,420	

(イ) 応急仮設住宅の設置

全壊全焼した被災者のうち自らの資力では住宅を得ることのできない者に対し、応急仮設住宅（プレハブ1戸当り面積19.8㎡）を建設し罹災者を収容した。

この建設は県直営で行ったが、1戸当り建設費が国で定められた基準額478,000円

では地域の特殊性、入居者の生活実態にそぐわないので、特別基準を申請した。その内容は別表のとおりである。

なお、設置箇所、戸数並びに世帯構成別入居者は次表のとおりである。

応急仮設住宅の設置箇所及び戸数

設置箇所	設置戸数	規格型式	備考
中木	32戸	軽量鉄骨平屋 5戸式（3K×10K）6棟 2戸式（3K× 4K）1棟	大和ハウス㈱
吉祥	1〃	軽量鉄骨平屋 1戸式（2K×3K）	〃
子浦	1〃	同上	〃
下小野	1〃	同上	〃
石廊崎	1〃	同上	〃

応急仮設住宅世帯構成別入居者内訳

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	9人世帯	計
中木	3戸	6戸	6戸	5戸	6戸	4戸	1戸	1戸	32戸
吉祥		1							1
子浦				1					1
下小野					1				1
石廊崎			1						1
計	3	7	7	6	7	4	1	1	36

（別表）

災害救助法による応急仮設住宅本体及び附帯工事特別基準

区分	事業内容（要特別基準設定額）				一般基準		引上げ額
	内容	数量	単価	金額	単価	金額	
			円	円	円	円	円
本体工事	1戸建	4	647,313	2,589,252	478,000	1,912,000	677,252
	2戸建	2	620,500	1,241,000	478,000	956,000	285,000
	5戸建	30	488,720	14,661,600	478,000	14,340,000	321,600
附帯工事							
屋外排水工事	中木地区	一式		1,303,054			1,303,054
屋外電気工事	中木地区	一式		125,000			125,000
合計				19,919,906		17,208,000	2,711,906

（ウ）炊き出し、その他による食品給与

避難所収容者等に対し、5月21日まで救助の期間延長を行い、延13,378人、延40,134食の炊出し及び食品給与を実施した。

食料品については、現地調達するとともに県でも米3tほか調味品等を調達し、自衛隊ヘリコプター及び県の駿河丸等あらゆる運送機関を利用して被災地に運搬を行った。

（エ）被服寝具等日用品の給与

全壊・半壊の被害を受けたもののうち、302世帯に対し、毛布、日用品を給与した。

世帯構成別給与状況は次表のとおりである。

区分＼世帯構成	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	計
全壊(焼)	9	15	17	18	20	17	6	1	1	－	104
半　壊	21	41	40	31	28	26	6	4	－	1	198
計	30	56	57	49	48	43	12	5	1	1	302

（オ）医　　療

災害救助法発動と同時に、日赤救護班1班（医師1名、看護婦2名、主事3名）を5月9日から11日まで現地に派遣した。しかし、災害のために医療の途を失った者に対する医療の実施が救護班のみでは処理できないので現地医療機関の協力を得て5月9日から5月22日まで医療活動を実施した。その状況は次表のとおりである。

なお、災害救助法が発動された場合の医療機関における医療救助の方法等が罹災者、医療機関に周知されていなかったため一部に混乱がみられたので、医師会、各医療機関、市町村等関係機関に対し「災害救助法による医療の取扱いについて」通知し災害救助法による医療の主旨の周知徹底を図り、爾後の災害に備えた。

医療機関による医療実施状況

医療機関名	患者取扱件数	備考	医療機関名	患者取扱件数	備考
国立湊病院	31		東伊豆外科	1	
河井病院	22		東京大学医学部附属病院	1	
伊豆下田病院	5		小計	71	
村山医院	4				
渡辺医院	6		静岡赤十字病院	8	
松本医院	1		合計	79	

（カ）住宅の応急修理

災害のため半壊の被害を受けた198世帯のうち自らの資力では応急修理を行うことができない状態にある34世帯に対し町が応急修理を行った。

（キ）学用品の給与

全壊・全焼・半壊の被害を受けた小・中学校児童・生徒のうち120名に対し文房具を給与した。

なお、給与状況は次表のとおりである。

被害区分 / 小・中別	全壊（焼）	半壊	計	備考
小学校児童	20人	51人	71人	
中学校生徒	11	38	49	
計	31	89	120	

（ク）人命救助、死体の捜索及び処理

被災の大きかった中木、落居、子浦部落は隔絶した地域にあるため救出作業は困難をきわめた。部落に入る道路は全て寸断されて大量の重機械等の搬入は不可能のため地元建設業者のユンボ、トレーラー、ブルドーザの借上げを行ったほか地元消防団、県警本部、自衛隊等が出動して救出を行い13名を救出した。

中木地区の行方不明者の捜索も被災の状況からみて山崩れの下に埋没していることが予想されたため上記関係者による不眠不休の捜索活動を続けた結果16体が発見された。

遺体の処理については取りあえず宝栄寺に安置し、地元医師会の協力により検案するとともに遺体洗浄等を行ったうえ遺族に引渡した。なお、収容遺体は大人28体、小人2体であるが、大人4体については遺体の一部しか発見されなかったため、死亡したものとみなして静岡地方法務局下田支局長に死亡届を提出した。

(3) 災害救助費

ア．町における救助費の繰替支弁

南伊豆町が繰替支弁した費用については、救助費の精算指導を実施し12月に全額確定払いを行った。その額は14,224,390円である。

イ．救助費

救助費の総額は町における繰替支弁額14,224,390円と県直接支出額28,215,756円との合計42,440,146円である。なお、救助種類別の経費は次表のとおりである。

災害救助費

種目別区分			市町村繰替支弁分 南伊豆町 員数	単価	金額	県直接 員数	単価
避難所設置費	既存建物		延12,420人	29円	358,750円		円
	野外仮設		延 一人	—	—		
	天幕借上		延 一人	—	—		
	計		延12,420人	29	358,750		
応急仮設住宅設置費			一戸	—	—	36	638,889
炊出しその他による食品の給与費			延13,378人	259	3,458,250	—	—
飲料水の供給費			延 一人	—			
被服寝具その他生活必需品の給与費	全壊(焼)流失		104 世帯	17,096	1,775,200		
	半壊(焼)床上浸水		198 世帯	5,910	1,170,200		
	計		302 世帯	9,753	2,945,400		
医療及び助産	医療		延 一人		—	58	
	助産		延 一人	—	—		
	計		延 一人	—	—	58	
災害にかかった者の救出費			13 人		346,800		
災害にかかった住宅の応急修理費			34 世帯	114,400	3,889,600		
学用品の給与費	小学校児童	教科書	一人	—	—		
		文房具等	71 人	1,580	112,180		
	中学校生徒	教科書	一人	—	—		
		文房具等	49 人	1,700	83,300		
	計		120 人	1,629	195,480		
埋葬費	大人		28 体	16,000	448,000		
	小人		2 体	12,800	25,600		
	計		30 体	15,787	473,600		
死体の捜索費			16 体		1,079,780		
死体の処理費	洗浄縫合消毒等		30 体	417	12,500		
	一時保存		30 体	4,342	130,250		
	検索		14 体	10,000	140,000		
	計		30 体		282,750		
障害物の除去費			一世帯		—		
輸送費					454,680		
人夫賃					239,300		
法第34条の補償費					—		
救助事務費					500,000		
合計					14,224,390		
県補填(支出)額							

算　出　内　訳

支出分	県支弁額合計			算定基準による算定額		
金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額
円	12,420	29円	358,750円	12,420	29円	358,750円
	12,420	29	358,750	12,420	29	358,750
23,000,000	36	638,889	23,000,000	36	553,331	19,919,906
95,688	13,378	266	3,553,938	13,378	266	3,553,938
	104	17,069	1,775,200	104	17,069	1,775,200
	198	5,910	1,170,200	198	5,910	1,170,200
	302	9,753	2,945,400	302	9,753	2,945,400
1,769,003	58		1,769,003	58		1,769,003
1,769,003	58		1,769,003	58		1,769,003
	13		346,800	13		346,800
	34	114,400	3,889,600	34	114,400	3,889,600
	71	1,580	112,180	71	1,580	112,180
	49	1,700	83,300	49	1,700	83,300
	120	1,629	195,480	120	1,629	195,480
	28	16,000	448,000	28	16,000	448,000
	2	12,800	25,600	2	12,800	25,600
	30	15,787	473,600	30	15,787	473,600
	16		1,079,780	16		1,079,780
	30	417	12,500	30	417	12,500
	30	4,342	130,250	30	4,342	130,250
	14	10,000	140,000	14	10,000	140,000
	30		282,750	30		282,750
			454,680			454,680
			239,300			239,300
272,879			272,879			272,879
3,078,186			3,578,186			3,578,186
28,215,756			42,440,146			39,360,052

(4) 義援金品等

この度の災害においては地震という特殊性から全国各地はもとより遠くアメリカ合衆国からも多くの義援金が贈られた。南伊豆町被災者に対する義援品は毎日国鉄あるいは郵便で直接被災地又は県に送られてきた。このうち県あてに寄託されたものは、衣料を中心に、食料品、復興資材等724梱包にのぼり、トラックにより数回現地被災者に送付した。

（参　　考）

市町において受けた義援金の総額は、次の通りである。

南伊豆町	241,563,005円
下田市	47,499,837円
西伊豆町	1,466,443円
松崎町	17,622,000円
河津町	4,410,329円
東伊豆町	1,436,443円
計	313,998,057円

ア．義　援　金

贈られた義援金の状況及び配分状況は次のとおり。

（ア）寄託金総額	86,269,258円
県市等公的団体	12,087,800円
個人	8,669,190円
法人・会社	10,069,000円
その他（任意団体組織）	55,366,752円
利息	76,516円

（注）　県取扱い分のみにつき、ＮＨＫ・日赤・静岡新聞・ＳＢＳ分については含まないので、62ページ参照のこと。

（イ）配　　分

市町村名	配分率	第１次配分	第２次配分	第３次配分	第４次配分	計
	%	円	円	円	円	円
南伊豆町	70	17,680,000	24,970,000	17,651,526	124,732	60,426,258
下田市	15	3,789,000	5,350,000	3,782,000	—	12,921,000
西伊豆町	1	252,000	357,000	252,000	—	861,000
松崎町	10	2,526,000	3,568,000	2,522,000	—	8,616,000
河津町	3	758,000	1,070,000	756,000	—	2,584,000
東伊豆町	1	252,000	357,000	252,000	—	861,000
計	100	25,257,000	35,672,000	25,215,526	124,732	86,269,258

被害程度（罹災調査原票に基づく全壊・半壊・一部破損・人的被害の別に記入）	住　所	世帯主氏名	世帯構成（続柄・年令）	世帯類型別（高令・母子・傷病障害者・その他）
全壊 死者（2人）	賀茂郡南伊豆町入間 1638	鶴田よしの	主（62才） 母（79才） 長男（21才） 死亡	その他
全壊	下田市2－5－8	山下助太郎	主（73才）	高令
半壊	賀茂郡南伊豆町妻良 538	林フサ	主（70才）	傷病
一部破損	賀茂郡南伊豆町子浦 92－7	大野伊三郎	主（87才） 妻（81才） （52才）	傷病障害
〃	〃　〃　〃 1594	稲川せき	主（70才）	高令
〃	〃　〃　妻良 544	清田たき	主（68才）（5才） 嫁（32才）（1才）	母子
〃	〃　〃　入間 161－3	外岡真作	主（67才）	高令
〃	〃　〃　石井 151	土屋格一	主（64才） 妻（62才）	高令
〃	〃　〃　子浦 1560	石垣りん	主（49才）	傷病
〃	下田市蓮台寺 256－2	沢路早苗	主（57才） 妻（53才）	障害
〃	下田市6－5－17	市原政治	主（71才） 妻（56才）	傷病

世帯のり災状況調　　（昭和49年5月30日現在）

扶助の種別（生・住・教・医等の別）	扶助額（直近の扶助額計）	罹災後の応急措置（公・私の援助等を含めて）	今後の処遇方針	備考
生・医	円 30,130	知人宅に仮住	応急仮設住宅に入居申込。長男就職により6月中には保護廃止予定。	母、祖母2人が死亡し長男のみ単身。
生・医	15,340	アパートへの転居	家屋の取壊	家屋傾斜。柱折れ瓦破損補修不可能。
医	0	単身入院中の留守家屋	精神病にて入院中（今後も長期入院見込）	家屋補修は家古くて使用に耐えられない。
生・医	33,480	扶養義務者による応急補修	精神病にて1人入院中。老人ホームへの収容指導。	床、壁等の破損
生・医	14,850	扶養義務者により家屋応急補修済	本人入院中	ハメ、壁等の破損
生・医	15,632	〃	嫁の夫（別居中）よりの援助と嫁の就労による稼働収入増。	〃
生・医	8,800	〃	扶養義務者の引取援助か老人ホームへの収容指導。	家屋の基礎 建具の破損
生・医	11,632	〃 主入院中、妻付添中	資産の活用	屋根瓦破損
医	0	扶養義務者により家屋の応急補修済	精神病で入院中	壁、床の破損
生・医	26,440	屋根瓦組替え	法外援護にてトタンに張替	非住家屋根瓦破損
生・住・医	35,920	被害軽微の為応急措置なし	家主による家屋補修	棟瓦一部破損

イ．災害援護資金の貸付

災害によって、住居や家財の３分の１以上を損失した世帯や、世帯主が１カ月以上の負傷をした世帯、555 世帯に対し２億 1,620 万円を貸与した。

伊豆半島沖地震災害援護資金貸付内訳　　（単位　千円）

内訳 市町村	世帯主の負傷		住居の全壊		住居の半壊		家財の損害		重複貸付		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
下田市	1	300	23	11,500	75	22,500	2	400	27	13,500	128	48,200
南伊豆町			78	39,000	201	60,300	13	2,600	127	63,500	419	165,400
松崎町					6	1,800			1	500	7	2,300
西伊豆町					1	300					1	300
計	1	300	101	50,500	283	84,900	15	3,000	155	77,500	555	216,200

ウ．災害弔慰金の支給

災害によって死亡したり行方不明になった者３０名（南伊豆町のみ）の遺族に対し１人５０万円、計 1,500 万円を支給した。

エ．知事見舞い金の贈呈

災害によって死亡した者３０名（南伊豆町）の遺族に対し１人３万円、計９０万円を贈呈した。

オ．災害復興資金利子補給制度

災害によって被害を受けた世帯の自立復興を促進するため、金融機関からの借入に対して３年間利子補給を行うもので、南伊豆町の 201 世帯に対し 49 年度 557,756 円の補給を行った。

3　医　療　衛　生

(1)　医療、助産、救護

現地からの情報により、医療施設の被害が大きく地域医療を確保することが困難と思われたので救護班の派遣を決定。静岡赤十字病院、国立伊東温泉病院、国立熱海病院から外科医師を中心とした救護班４班１３人を南伊豆町に派遣し救護活動を実施した。

一方国立東静病院、国立静岡病院、県医師会、賀茂医師会も救護班を編成して何時でも出動出来る態勢を整え待機した。

国立湊病院は職員の努力により直ちに応急復旧を行い患者収容を一手に引き受けるとともに外来診療も開始した。地元医師の協力もあり医療を確保出来る見通しとなったので救護班の活動は２日間で解除した。災害救助法の発動期間中に医療機関において５８名を治療した。

下田保健所では、管内の医療機関と連絡をとり収容可能施設のは握に努め万全を期した。

又、保健婦を中心とした保健指導班を被災地域に巡回させて外傷患者の応急処置及び保健指導を１３日から２０日まで実施した。

なお、死体検案をすみやかに実施するため賀茂医師会の協力を得て１０日から１６日まで医師１名を交代で南伊豆町中木地区に常駐させた。

(2) 防　疫　活　動

被災地における伝染病患者の早期発見を図るため、甚大な被害を受けた南伊豆町入間、吉田、妻良、子浦、落居、伊浜地区を中心に救護活動と併行して、下田保健所保健婦からなる検病調査班、保健指導班を編成し、被災地区の検病調査、保健指導、及び生水飲用禁止、手洗いの励行等の広報を実施した。

さらに、自衛隊の協力を得て中木、入間、子浦、伊浜地区及び避難所の消毒を実施し、手洗い等の消毒薬（クレゾール）を配布した。

これら防疫活動により幸い伝染病患者の発生はなかった。

（防疫活動状況）

期　　間	５月１１日～５月２１日
保健所延従事者数	５１人
検病調査戸数	１６地区　３４３戸
検病調査人員	１,２３１人
保健指導人員	２７０人
消　毒　戸　数	４６２戸
使用薬剤量（クレゾール）	２１５ℓ

被災隔離病舎の復旧

南伊豆町隔離病舎（単独）の一部に被害を受け、患者収容が困難となったため患者発生の場合は、下田市隔離病舎に収容の措置をとり、速かに復旧に着手した。

(3) 給 水 活 動

地震発生と同時に配水管は各所で切断、また、停電で取水不能となり、南伊豆町では相ついで断水するに至った。

地震直後に全面断水した水道は、中木、入間、石廊崎、妻良、子浦、落居等の簡易水道で、南伊豆町上水道は配水池に幾分貯水されていた関係から一部を除いて9日の午後から断水した。

断水地域の住民に対する応急給水措置として、南伊豆町からの要請を受けて熱海、伊東、沼津、函南、長泉などの東部市町で給水車を常備している水道部局に応援給水を依頼した。

これらの市町では給水車を直ちに出動させて午後から水道断水地域を中心として深夜まで、応急給水を実施したが、9日は応援市町給水車5台と南伊豆町給水車1台、及び下田保健所食品衛生監視機動班1台（20ℓ、ポリ容器50本）の合計7台で、1人1日3ℓの基準水量を確保した。

市町別給水車の出動明細は次表のとおりである。

9日給水車出動明細

市町名	所属	人員	給水車容量	台数
熱海市	公営企業部	2人	2.0 ㎥	1台
伊東市	水道部	2	2.0	1
沼津市	〃	2	2.0	1
長泉町	水道課	2	1.0	1
函南町	〃	2	0.8	1
下田保健所	食品監視機動班	3	1.0	1
応援計5市町1保健所		13	8.8	6
南伊豆町	水道課	2	1.0	1
計		15	9.8	7

（注） 1. 断水人口上水道5,000人、その他1,000人、計6,000人
2. 6,000人×3ℓ＝18㎥、2往復作業として9.0㎥

10日以降は、応援市町の給水車に警視庁特科車両隊のジャンボ給水車（1台4.5㎥）が4台と陸上自衛隊第一師団給水班の応援により、一躍、応急給水能力はアップした。

給水の補給基地は被害の殆んどなかった南伊豆町上水道水源を利用したが、自衛隊給水班は浄水セットで青野川表流水を取水、浄化の後、妻良、子浦、下賀茂に設置した仮設タンク

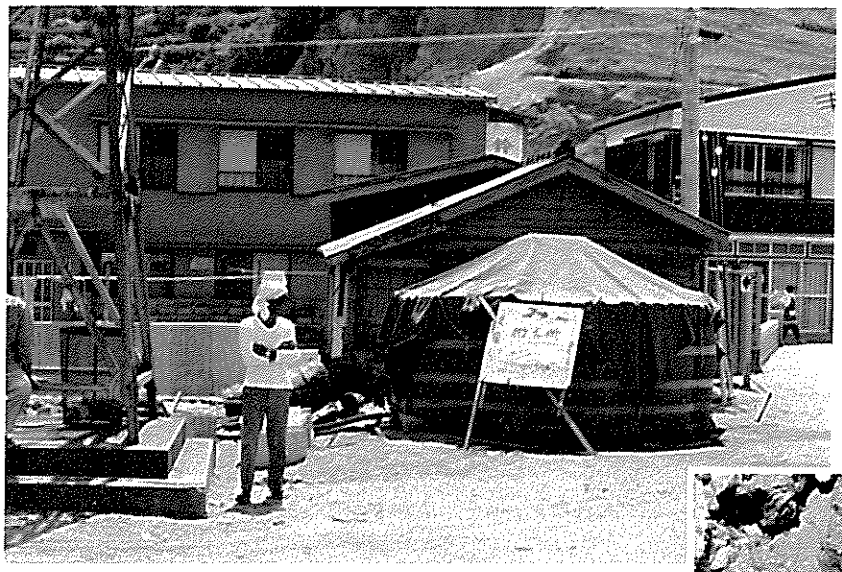

自衛隊給水班が設置した給水タンク（妻良）

地震のショックで切断
された水道管

応援市町給水車
による給水

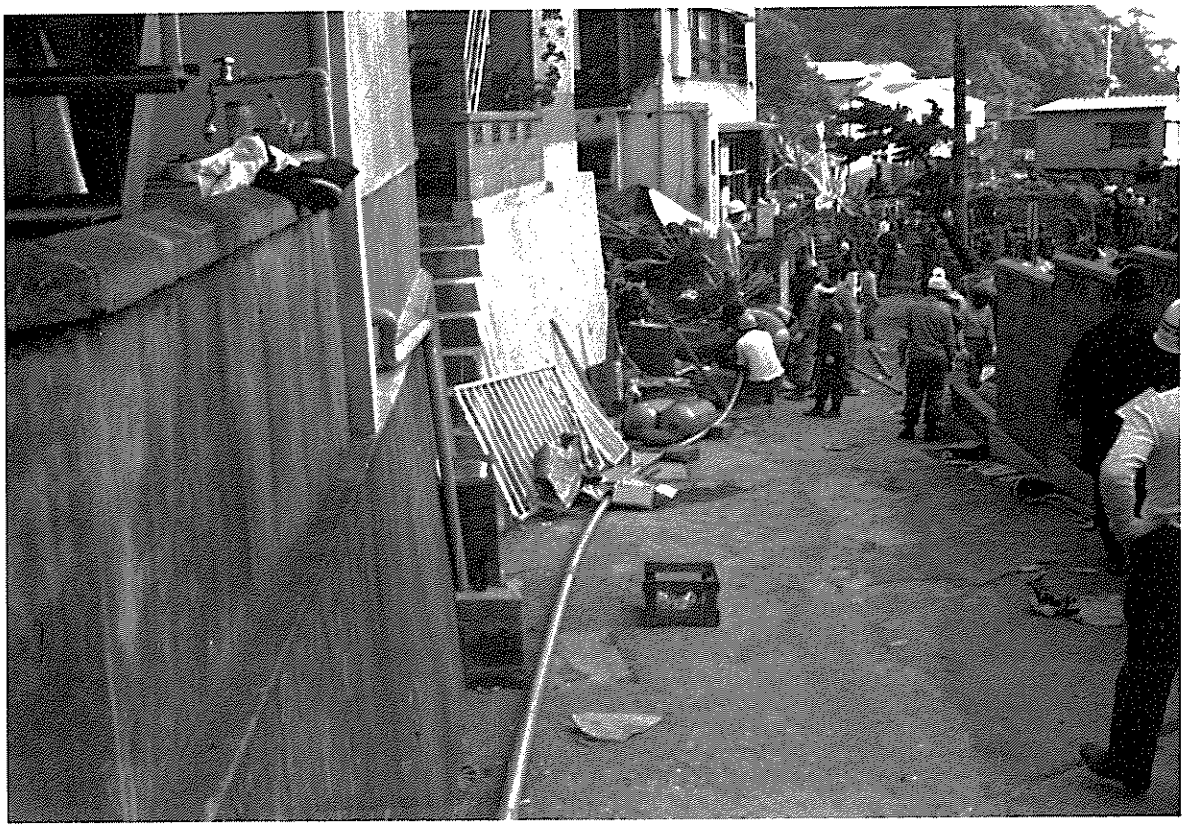

中木小城地区の仮設水道工事

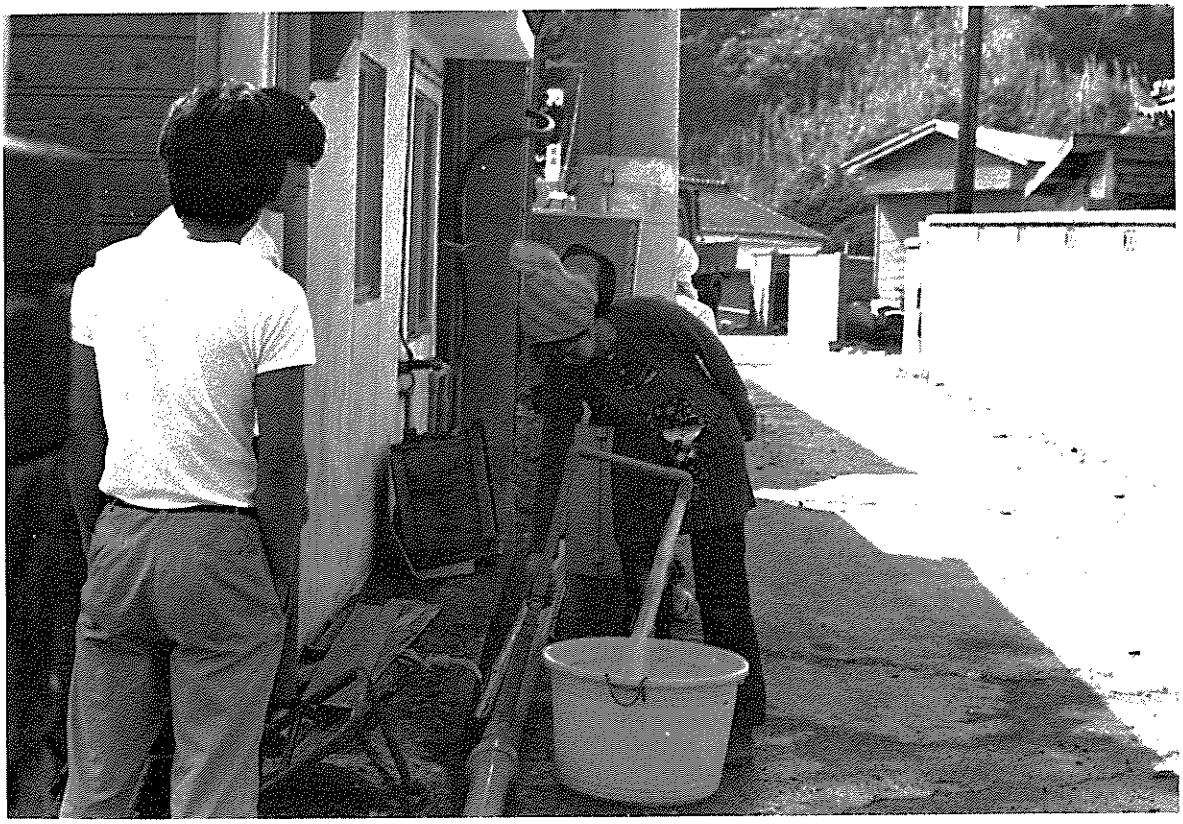

仮設共同水栓を利用する入間の人

に補給した。

これ以外にも東京電力の給水車の応援や海上自衛隊から貴重な艦の飲料水を10ℓ入りポリ容器100個とともに寄贈をうけるなど各方面からの協力があり、応急給水は水道施設が復旧するまで順調に進められた。

とくに、応急給水作業に従事した応援市町水道関係職員や自衛隊、警察官は早朝から深夜までめざましい活躍をしめし町民から大変感謝された。

応急給水作業の状況

応急給水所属	延作業員	給水車容量及び台数	給水期間	延台数
熱海市公営企業部	20人	2.0㎥×1台	9～12日	4台
伊東市水道部	32	2.0㎥×1台 1.0㎥×1台	9～12 10～12	4 3
沼津市水道部	10	2.0㎥×1台	9～12	4
長泉町水道課	13	1.0㎥×1台	9～12	4
函南町水道課	10	1.0㎥×1台	9～12	4
下田保健所食品監視機動班	3	1.0㎥×1台	9	1
静岡県警派遣警視庁特科車両隊	126	4.5㎥×4台	11～17	68
陸上自衛隊第1師団第1補給隊給水班	42	浄水セット 120ℓ/m 1基	10～15	6
南伊豆町水道課	10	1.0㎥×1台	9～12	4
計	266			102

(4) 水道施設の復旧

飲料水は一日も欠かすことができないと同時に、非衛生的な水を利用することにより伝染病の発生する恐れもあるので、南伊豆町では地震発生後、直ちに応急給水対策と並行して水道施設の緊急復旧作業を開始した。

まず、給水人口の最も多い上水道は青野川沿岸の町道に布設してあった直径150㎜の配水本管が切断され流出寸前の状態となっていたので、西伊豆町水道課より鋳鉄管を借り入れて応急仮設した。

簡易水道については、被災規模の大きかった中木、入間、石廊崎の仮設工事を実施したが、これ以外の簡易水道も南伊豆町指定工事店が夫々分担して応急修理を行った。

入間と石廊崎簡易水道の仮設工事は、送・配水管の露出配管であり、入間地区は配入管が

全滅の状態であったので地域のなかに共同水栓を12カ所設置した。

中木地区は、土砂くずれによる人命救助作業で地域全体が混乱していたので、なかなか緊急工事を行うことができなかったが、13日応援給水に来町していた伊東、熱海、沼津、長泉などの水道職員が南伊豆町指定工事店関係者の協力を得て、一日で配水管の仮設、共同水栓9カ所を完成した。

この緊急復旧工事により中木地区は待望の通水をみたが、心身ともに疲れ切っていた人々の喜びもひとしおであった。

復旧作業の協力はこれ以外にも下田市管工事組合が上水道の修理をしたり、中木の水域地区の仮設工事は三島市、東伊豆町水道課職員と東伊豆町管工事組合が行ったりして、これらの善意に力づけられて甚大な被害を受けた南伊豆町の水道も予想より早く通水した。

水道の通水状況

水道名	給水人口	給水戸数	通水状況							備考
			9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
	人	戸								
南伊豆町上水道	5,090	1,256	×	△	△	△	△	○	○	×は全面断水
中木簡水(公営)	342	83	×	×	×	×	○	○	○	△ 一部通水
入間 〃	293	66	×	×	△	○	○	○	○	○ 全面通水
石廊崎 〃	442	110	×	×	×	○	○	○	○	
大瀬 〃	475	100	×	○	○	○	○	○	○	
妻良 〃	535	148	×	×	×	×	○	○	○	
子浦 〃	651	197	×	×	×	△	△	△	○	
伊浜 〃	448	106	×	×	×	△	△	○	○	
落居 〃	74	20	×	△	○	○	○	○	○	
吉祥 〃	1,365	183	×	×	○	○	○	○	○	
計 上水 1 簡水 9	9,715	2,269	×10	× 7 △ 2 ○ 1	× 5 △ 2 ○ 3	× 2 △ 3 ○ 5	△ 3 ○ 7	△ 1 ○ 9	○10	

（注） 下田市上水道も9～10日に局部的断水があった。

(5) し尿、ごみ処理施設

社団法人静岡県浄化そう協会が被災地区で相談所を開設する一方、保健所、区長らと協力して巡回し浄化槽の点検補修を進めた。

補修については施工業者の多くが管工事業者であり水道工事関係を優先したため、し尿浄化槽工事はややおくれたが、汲取便所の共同利用で混乱はさけられた。

4 農　　政

(1) 米、野菜等の緊急輸送

災害発生の当日、災害対策本部総括班の指示により夕刻出航の県水産試験場所属の駿河丸により、米・野菜等の救援物資を緊急輸送した。

米は県経済連等から、野菜類は静岡市内の青果市場から、缶詰・菓子類などは静岡市内の卸商からそれぞれ調達し、また、醤油・味噌は大井川町の製造元へ依頼し折からの雨の中を小川港から妻良港へ輸送した。翌日現地災害対策本部を通じ、南伊豆町から被災者に供給された。救援物資の中でも特に喜ばれたのはキャラメルであったときく。それは悲惨のどん底で、無心にキャラメルを喜ぶ子供達の姿が被災者達の復興への気力を湧きたたせたことと思われる。

翌 10日は、静岡市の城内スポーツ広場より自衛隊のヘリコプターで、また、清水港からは海上保安庁の「しきね」で救援物資を輸送した。

災害後3日目の 11日には新鮮な野菜の救援の要請があり、ピーマン、キュウリなどに茶を加えて、それぞれ自衛隊のヘリコプター、巡視船「まつうら」で災害地に向けて輸送した。

救援物資の内容

月　日	輸送機関	救　援　物　資　名
5. 9	県指導船駿河丸	米1t、醤油180ℓ、味噌100Kg、たくあん150Kg、梅干60Kg、玉ねぎ1t、馬鈴薯1t、カツオ缶詰10c/s、カップヌードル216食、塩ラーメン846食、キャラメル1,000ケ、センベイ1,000袋
5. 10	自衛隊ヘリコプター	味噌100Kg、梅干60Kg、たくあん90Kg、缶詰50Kg
	巡視船しきね	米2t、キャベツ1t、玉ねぎ2t、馬鈴薯2t、味噌100Kg、醤油105ℓ、たくあん200Kg、梅干100Kg、缶詰100Kg、つくだに56Kg
5. 11	自衛隊ヘリコプター	玉ねぎ40Kg、馬鈴薯50Kg、キャベツ45Kg、大根50本、ピーマン1c/s、缶詰1c/s、茶10Kg、米300Kg、みかんジュース5c/s
	巡視船まつうら	玉ねぎ760Kg、大根700本、缶詰9c/s、馬鈴薯450Kg、ピーマン5c/s、茶90Kg、キャベツ510Kg、キュウリ400Kg、みかんジュース25c/s

(2) マーガレット苗の確保

南伊豆町を中心とした海岸暖地に栽培されているマーガレットは、38ヘクタールに及び、全国的にも重要な特産地となっている。今回の被害の大きかった伊浜、落居地区は無霜地帯のためマーガレットが町全栽培面積の80パーセント以上が集団的に栽培されている地帯であり、半農半漁の農業所得の大半はマーガレットの収益に依存している。また、マーガレットの圃場は、海岸線の狭い急斜面を利用した段々畑のため地震による被害は大きく、崩壊、埋没等が各地で発生した。5月上旬は育苗ならびに挿苗期にあたり、栽培管理上からも最も重要な時期で、未定植や活着不良等により、産地の維持および農家経営に与える影響が甚大であった。

従って、早急に大輪、在来マーガレットの苗を確保するため伊豆花き連合会を主体として、関係機関、団体が一体となって不足推定苗23万本の共同育苗を計画した。

共同育苗の実施期間は5月25日から11月末日までとし、さし穂の採取、調整については農業改良普及所、農業事務所、伊豆花き連、農協中央会および賀茂郡下各農協の職員ならびに賀茂4Hクラブ員、遠くは志太農研4Hクラブ員の献身的な奉仕活動により実施した。

育苗および母本株の栽培管理は花き連傘下の花き組合の協力により計画どおり実施することができ、被災農家においても50年産マーガレットは被災圃場を除き、ほぼ通常通り栽培ができた。

種類別、組合別生産計画

育苗実施組合	生産予定数		摘要
	大輪マーガレット	在来マーガレット	
東伊豆町大川花き組合	本	28,000本	事業費 1,030千円
東伊豆町稲取花き組合	32,000		県補助金 500千円
下田市須崎花き組合	48,000		
松崎町花き組合		27,000	
南伊豆町花き組合	85,000		
西伊豆町田子花き組合		15,000	
計	165,000	65,000	

マーガレット栽培地（畑）の災害状況

マーガレットさし穂の採収と調整作業の状況（志太農研４Ｈクラブ員の応援を得て）

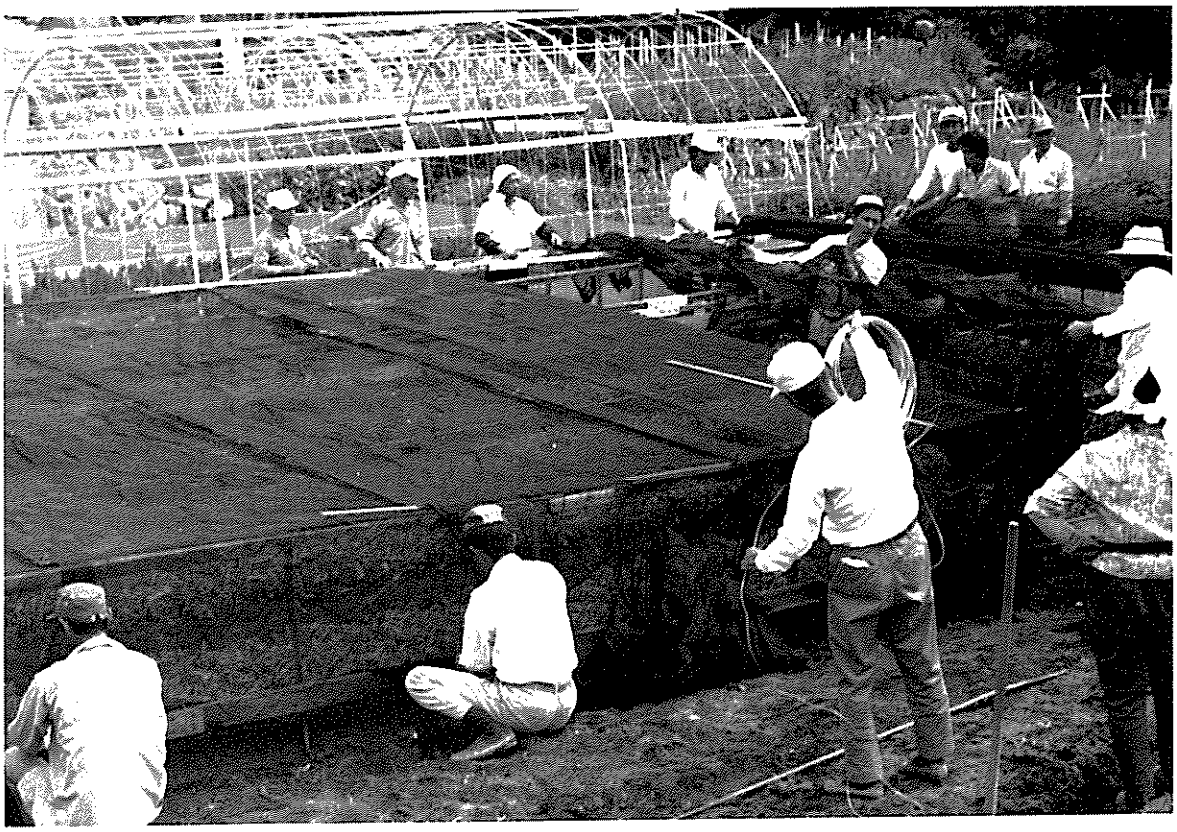

さし芽及び育苗管理の作業状況

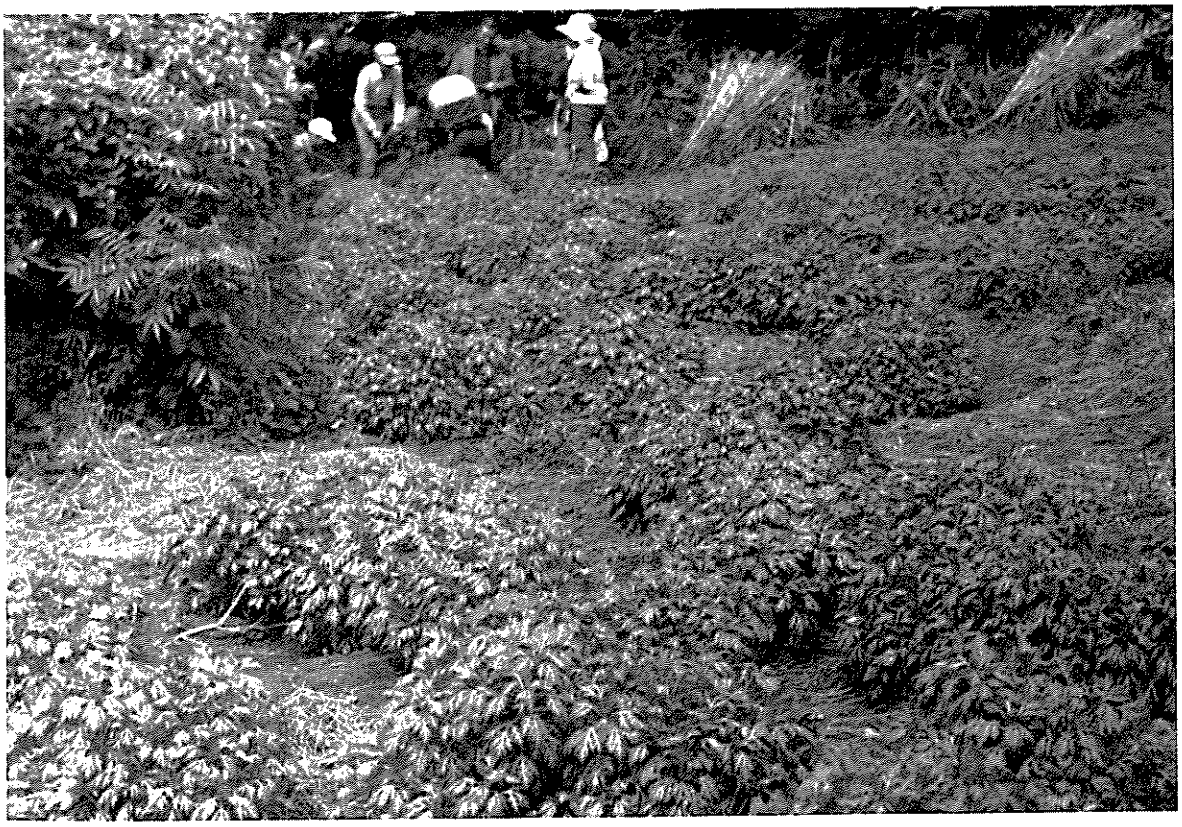

大輪マーガレット母本株養成栽培管理状況

5　商　　工

(1)　現地への職員の派遣

商工部においては、災害対策本部が設置されると同時に職員を現地災害対策本部に派遣し、被害調査及び応急対策に従事した。

特に民宿を中心とした中小企業者の調査については、商工部独自で職員を派遣し、現地商工会、商工会議所を指導しながら調査を実施した。

(2)　金融説明会の開催

被災中小企業者の応急金融措置及び事業の早期復旧を図るため、政府系金融機関ならびに地元金融機関の協力を得て金融説明会及び個別相談を5月21日から25日まで7会場において実施した。（参集人員は、283人であった。）

(3)　現地調査の実施

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による激甚災害の指定をうけるべく東京通産局の協力を得て、5月22日～24日の3日間、被災中小企業の所得調査及び被災中小企業150事業所を抽出し、個別に被害状況の調査を行い、東京通産局、中小企業庁を経て中央防災会議へ報告した。

この結果、6月27日南伊豆町の区域が局地激甚災害に指定され、これによりこの地区の被災中小企業は、金融上の特例がうけられることとなった。

特例の概要は、次のとおりである。

ア．中小企業信用保険の特例

保険限度額の別枠適用

個人・法人	5,500万円	（一般枠）	7,000万円
組　　合	1億,500万円		1億2,500万円

イ．中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の特例

償還期間を2年間延長

ウ．商工中金、国民公庫、中小公庫等の貸付金利等の特例

貸付金利を200万円（組合は600万円）まで年6.2％（特別被災者　年3.0％）に引

下げる。

エ．信用保証料の引下げ

1.20％ → 0.82％

6 土　　木

(1) 道路、河川、橋梁の復旧

緊急対策としては、岩すい地帯に点在する部落の救助、緊急物資輸送確保のため道路の復旧対策が急がれた。

まず応急工事は、一車線の自動車交通を確保することに主眼を置き、路面亀裂箇所の埋込み、隆起陥没箇所の不陸整正を行い、崩土は重機で除去し、法面については危険な浮石を取除くとともにシートで被覆し雨に対する防護を実施した。又路面幅の３分の１以上が欠壊した箇所は路肩にＨ鋼を打込み応急処置した。

このため地震後２日経った５月１１日には、被害の大きかった主要地方道下田石室松崎線の下田～石室～中木～子浦間が１車線確保できた。

町道については、裏山の大崩壊により埋没した中木区内線を遺体搬出と同時に土砂排除を行い、子浦落居線は大崩壊により落居部落が孤立したため崩土の一部を取除き、５月１６日にようやく自動車交通が可能となった。

このように主要路線はすべて応急工事が進められたが、雨期をひかえているため本復旧までの排水処理には充分注意して実施された。

公共土木施設災害応急工事総括表

（単位：千円）

区　分	国庫補助災害		県単独災害		計	
	箇　所	金　額	箇　所	金　額	箇　所	金　額
河　川	3	3,737	3	437	6	4,174
道　路	36	142,615	57	7,708	93	150,323
計	39	146,352	60	8,145	99	154,497

(2) 住宅の建設

災害発生後、直ちに被災地を調査し、各地区の実情をは握するとともに南伊豆町と協議の

うえ、中木地区に32戸、子浦地区、吉祥地区、石廊崎地区、下小野地区に各1戸、計36戸の災害応急仮設住宅を建設し、6月15日までに全戸が入居した。

一般民間住宅の復興については、住宅金融公庫の災害特別融資枠の拡大を国に要望する一方、住宅金融公庫の協力を得て、5月17日から各被災地において「住宅金融公庫融資制度」「静岡県個人住宅建設資金貸付制度」等の説明会や住宅相談を開催し、一般への周知徹底を図った。

なお、住宅金融公庫の特別枠融資（災害復興住宅資金）については、昭和49年5月27日付で「伊豆半島沖地震による災害」が指定（大蔵省、建設省告示第1号）となり、融資枠や規模等も拡大された。

なお、これに伴う災害認定の発行件数は212件であった。

また、被災者の住宅復興意欲が非常に高く、大工等建築関係職種の不足をきたしたので、関係業界等に協力を要請するとともに、被災地のうち砂質地盤等の地区への建築方法や耐震構造の技術等について、適切な指導が必要であったので、建設省建築研究所の現地調査にもとづき、建築技術者、建設業者、建築設計事務所等を対象に各地で講習会を開催し、現地指導を積極的に行った。

7　関係機関の活動

(1)　警　　察

ア．災害発生直後における警備活動

県本部は、地震発生後直ちに有線、無線で各署に対し、震動の状況、被害の有無について速報を求め、併せて津波に対する警戒を指示した。震動は、東部において相当激しく、ことに下田、松崎両署では庁舎のロッカーが移動し、ガラスが破損するなどの被害があったので、両署管内においては相当の被害が予想された。県本部は午前8時40分、県警備本部を設置するとともに、機動隊、及び東部方面各署派遣の部隊を下田署へ集中させた。

下田警察署においては、午前8時40分、現地警備本部を設置し、被害情報の収集、分析、県本部への報告、関係機関との連絡に当った。

イ．部　隊　の　運　用

初期段階では詳細な被害実態のは握には至らなかったが、下田署管内に相当の被害があると予測し、とりあえず下田署へ県機動隊、管区機動隊東部小隊、二機熱海、伊東小隊に出動させた。その後の情報により中木地区の山崩れによる人的被害が甚大であり、緊急を

要すると判断し、到着した部隊のほとんどを中木地区に投入した。また、警視庁、神奈川県警、入校管区機動隊に対し、投光機、給水車、キッチン車、トイレ車の派遣を要請して長期配備の体制を確立した。

部隊の運用にあたっては最も労力を要し、徹夜作業の続く、中木地区の捜索活動には基幹部隊である県機動隊、管区機動隊を投入し県内各署の部隊は、被災地中心の交通規制、二次災害防止、一般警戒などにあたった。

ウ．中木地区における捜索活動

中木地区に通ずる道路は随所で崩壊し、車両の通行はと絶となり、電話もと絶して現地の被害実態をは握することは極めて困難であった。このため各班は余震、落石の危険はあったが、徒歩で崩土を乗越え、あるいは山越えのコースをとり現場に進入した。また、民間土木業者の協力を得て、ブルドーザーを先にたて、崩土、落石を排除し、通行路確保しつつ中木に到着した。

現場は部落の裏山（通称、城畑山）が高さ100メートル、幅60メートルにわたって崩れおち、約5万立方メートルの土砂は23棟の民家と、27人を埋没し、火災が発生するなどのさんたんたる状態を呈していた。救助活動は地元消防団30人が、手動ポンプ4台を使っての消火に協力するとともに、行方不明者の確認を行い、午後から応援部隊の到着とともに本格的な捜索活動を開始した。

現地には、下田署長を長とする中木現地警備指揮所を設置し、町役場（消防）、自衛隊との連携活動のため共同天幕を張り指揮所を設けた。捜索活動は5月9日から、5月20日までの12日間に亘り、連日、県機動隊、在県管区機動隊、及び県外来援管区機動隊を中心とした1日概ね300人の要員を投入し、24時間体制で進めた。

エ．交　通　確　保

発震と同時に主要道路の被災による交通阻害状況の調査を行うとともに、建設省、県土木など関係機関と連絡をとり実態のは握につとめた。この結果、国道135, 136号線、主要地方道、修善寺・下田線、下田・中川・松崎線、下田・石室・松崎線、南伊豆有料道路等すべての主要道路が随所で損壊し、通行不能または通行が危険の状態となっていることを確認した。

このため、道路管理者に対し、道路の確保のため、崩土の排除と危険の防止のための措置を講ずるよう指導した。また、これらの道路に接する熱海、伊東、大仁の各署では、路線上の要点に要員を配置し、被災地方向への不急車両の流入を阻止した。

また、災対法に基づく交通規制は、5月10日から、国道136号線（南伊豆町湊～下賀茂）、主要地方道下田・石室・松崎線（南伊豆町湊～入間）、県道下賀茂・差田線（南伊豆町303番地～入間）については、緊急車両を除く車両の通行を禁止した。

また、12日からは、国道136号線（下田市6丁目～吉佐美）、主要地方道、修善寺・下田線（天城湯ヶ島町下船～下田市1丁目）については緊急輸送車両及び路線バスを除く車両の通行を禁止し、一般車両の被災地への流入を防ぎ、緊急車両の通行路確保を図った。なお、通行路は次の図のとおりであった。

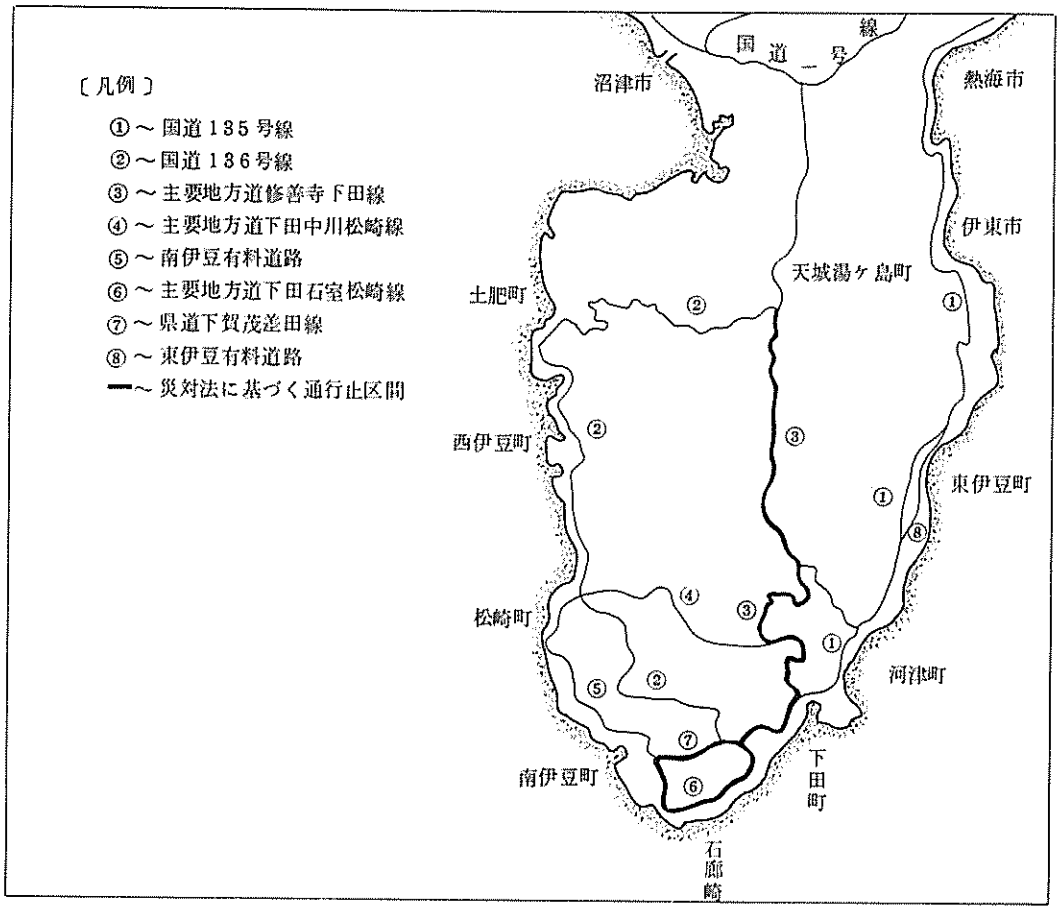

オ．一般治安

発震直後はショックと緊張、余震、津波の恐怖、交通通信、ガス水道、電気等のと絶などによって、被災地住民は不安と動揺に包まれた。

第１表　警備部隊編成状況

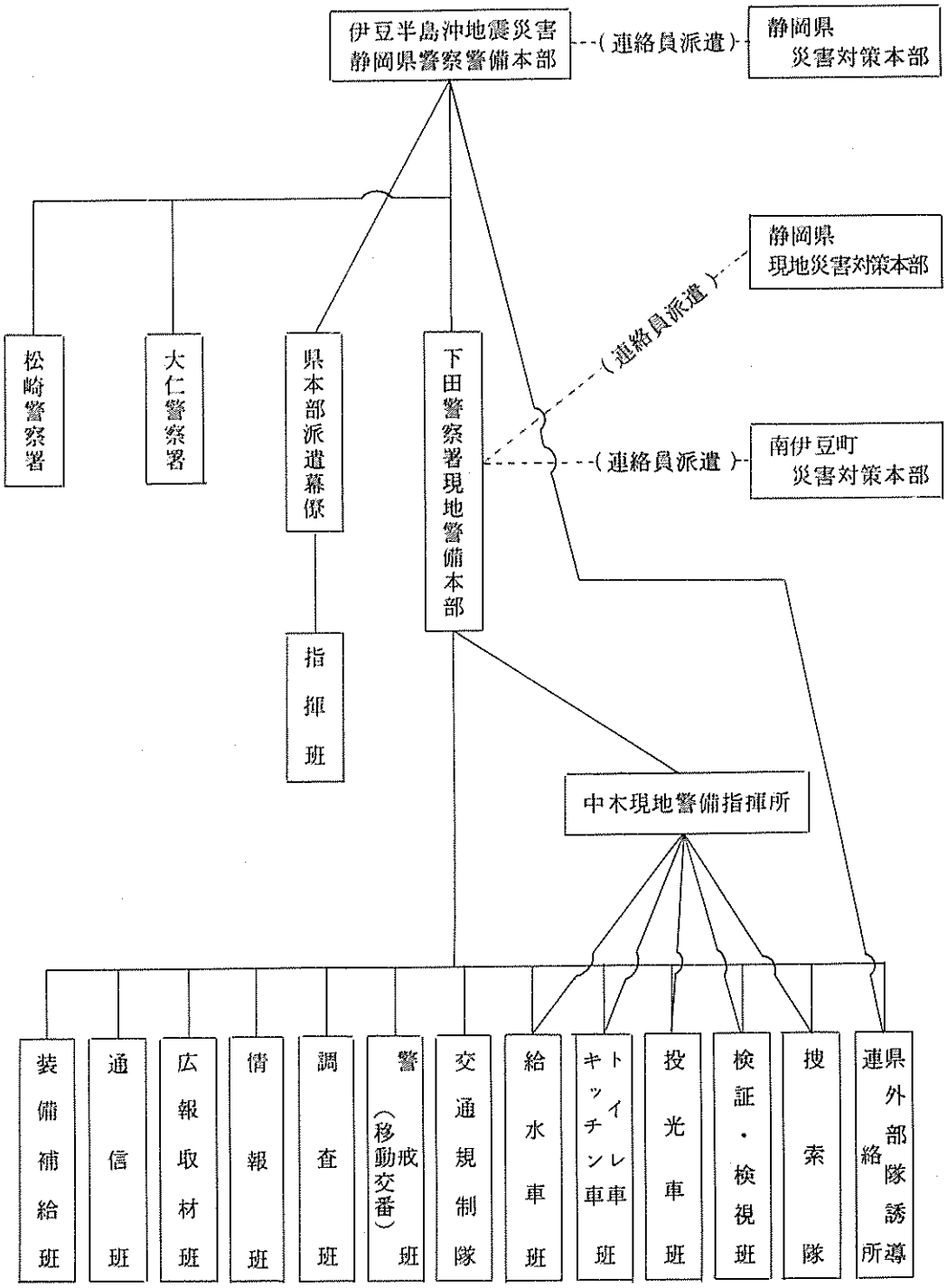

特に土砂崩れによって27名の行方不明者を出した中木地区住民のショックは大きかった。県本部では、情報班、警戒班、広報班等を現地に派遣し、流言飛語等住民の不安を煽るものの動向の監視、移動交番を開設し、各種相談に応じた。

被害の実態が明らかになり、各機関の救援部隊も続々被災地に到着し、昼夜兼行の捜索活動と合せて、食糧、水、電気、ガス、水道等の復旧活動が活発に行われたことから徐々に住民の心も落着きを取りもどし、大きな混乱はなかった。

第2表　動　　員

部隊別	人員	部隊別	人員	部隊別	人員
県警備本部	1,422	清水	136	下田	1,276
現地 〃	493	静中	140	特科	985
県機動隊	1,216	静南	70	神奈川県特科	185
自県管機	811	島田	70	警視庁特科	143
熱海2機	163	磐田	70	応援管区機	863
三島 〃	135	浜中	175	松崎部隊	225
沼津	210	浜東	70	大仁	205
富士	138	伊東	31	合計	9,203

(2) 消　防　団

南伊豆町消防団は、6支団、24分団、定員708名で編成され、今回の地震において、団長の指揮のもと、救出、復旧作業等に出動した。町内各地で災害が発生したが、特に最も被害の大きかった中木現場では、分団長をはじめ団員の何人かが妻子等親族を失い、悲しみの中で約10日間に及ぶ救出作業に献身的に出動した。

5月9日　曇一時雨

第1支団　　210名

地震による被害状況把握のため、各分団毎に部落内の見回り、危険個所の警戒に当り、第1、第2、第3各分団の一部は、中木の土砂崩れ現場の火災消火に出動（徹夜）、各所で道路が決壊したため現場への到着に困難をきたした。

第2支団　　109名

各分団毎に危険個所の警戒、復旧作業に当った。

第3支団　　236名

第1分団（妻良）は、区有の駐車場に部落民を避難させ、食糧、飲料水等を運び、徹夜

で警戒に当った。また第２分団（子浦）の団員は、火災を防ぐため各戸のガスの元栓を締めてまわり、近くの学校へ避難するよう連呼した。老人、病人等戸板に乗せて運んだが、落ちてくる屋根瓦や亀裂の入った道路等で危険がともなった。また、土砂崩れによる通行不能となった落居地区よりけが人を船にて海上輸送し病院に連れていった。

避難所に使用した小学校、中学校、神社、寺院へは食糧、飲料水の確保、衣類、夜具等を備え団員が警備についた。また、盗難予防のため部落内を徹夜で巡視した。

第３分団伊浜部落では、発生直後全団員を招集、ガスの元栓を締めたのち、各戸の人員確認を行ったところ１名の行方不明者があり、ただちに捜索に当るとともに、小・中学生等を船で輸送した。

部落の背後の山に亀裂が入り危険なため団員が徹夜で警戒に当った。

また、落居部落では近くの建設現場で生き埋めとなった人夫の救出に出動した。

第４支団　　81名

当町最大の被害地となった中木部落に各分団を招集、自衛隊、機動隊等の協力を得て土砂崩れ現場で生き埋めとなった２７名の救出作業に当った。また同時に発生した火災に他の支団の応援も得て（約100名）消火に当ったが、崩れた土砂の下で燃えた家屋もあり、思うように消火作業ができず困難をきわめた。

入間部落においては家屋の倒壊がひどく、一時は火災発生が心配されたが、団員が区民等の協力を得て、早急にガスの元栓を締める等の措置をとりこれを防ぐことができた。

第５支団　　143名

第１、第２分団は中木へ応援出動、当支団で最も被害の大きかった石廊崎部落ではガスの元栓を締めるよう呼びかけ、避難場所を指定、誘導した。又、各所で道路の決壊、山崩れ等があったため、保育園児、小学校児童の安全帰宅を指導、各危険個所の警戒に当った。

第６支団　　157名

全分団員招集、各部落内のガスの元栓、点検、津波の見張、道路上の危険物取除き、各戸の見回り、老人家庭等の屋内の復元手伝い等に当った。

５月10日　晴　644名

特に被害の大きな部落の分団を除いて、全分団を中木の土砂崩れ現場に集中招集。自衛隊、機動隊の応援を得て、遺体発掘作業に従事、１１遺体を発掘、土砂の取り除きが進むにつれ、埋没した家屋がくすぶり出し可搬ポンプで消火作業を続行した。

また、伊浜では生き埋めとなった１名の捜索が早朝より進められ、８時半頃遺体で発見された。しかし、大きな石の下敷きとなっており、作業は困難をきわめた。各方面から救

援物資が贈られ、海上輸送されてきたものを妻良港で陸上げ、これに団員が当った。入間、石廊崎、伊浜、子浦等では倒壊家屋の後片づけ、崩壊土砂の排除等を進める中で危険個所の警備・巡視等が行われた。また、落居部落では土砂崩れにより通行不能なため、山道を通って救援食糧等の運搬を行った。

5月11日　晴　369名

第4支団を中心に第1支団の応援を得て、中木の遺体発掘作業及び消火作業に当った。

伊浜、落居部落においては、山に亀裂が入り危険個所が多いため点検を行った。

入間、石廊崎、妻良、子浦等においては倒壊家屋の復元作業及び崩壊土砂の取り除き等危険個所の警備、点検を行った。

救援物資の配給、道路上の危険物取除き、各戸の見回り等を行った。

5月12日　晴　430名

第2支団、第4支団にて中木遺体発掘作業を行い4遺体を発掘、又妻良港にて海上輸送された救援物資の陸上げを引続き行った。石廊崎では救援物資の配給、被害家屋の片付け、婦人会の協力を得て炊き出しを行った。

伊浜、落居、入間の団員は、家屋、石垣、その他の復旧作業に当った。

5月13日　晴　426名

第4支団、第5支団にて中木遺体発掘作業を行い3遺体を発掘。伊浜で土砂の崩壊を防ぐため土のう積みを、又落居では部落内道路の復旧作業に当った。

5月14日　晴　381名

第4支団及び第6支団にて、中木遺体発掘作業を行い5遺体を発掘。又落居部落民全員の避難誘導、各危険個所の見回り・警戒を行い、地元分団員がそれぞれ当った。

妻良の団員は、水道復旧工事に区民と協力し、伊浜では、昨日に引きつづき土のう積みを行い裏山の亀裂にシートをかける作業を行った。

5月15日　雨　316名

雨天のため、伊浜、落居部落は他部落の公会堂、学校、倉庫等に避難し、団員は危険個所の点検警戒に当った。下賀茂商店街の裏山が危険なため、地元責任者と協議しサイレン警報機等を備えつけて団員は警戒に当った。中木部落では遺体発掘作業を続行。

5月16日　晴　337名

中木地区遺体発掘作業に中木分団及び第1支団が当り、落居では道路復旧作業に当る一方、避難部落民の輸送を行った。

5月17日　晴　280名

中木部落遺体発掘作業、第3支団応援出動、本日より夜間作業を中止した。

5月18日　晴　107名

中木部落遺体発掘作業。

5月19日　晴　138名

中木部落遺体発掘作業。

5月20日　晴　63名

中木、本日で遺体発掘作業打切りのため、現場を関係者と再確認した。

以上の外、各分団において約10日間余地元分団の崩壊土砂の排除、決壊道路の修理、倒壊家屋の修理、危険個所の点検、警戒、避難民の誘導等各団員とも積極的に出動した。

(3) 自　衛　隊

ア. 陸上自衛隊

駒門に駐屯する第1戦車大隊は、県の要請を受け、地上偵察班を午前10時、南伊豆町に向けて出発させた。また練馬に駐屯する第1師団も、師団長以下各幕僚を伴い、上空より南伊豆町への進入を試みたが、折からの降雨と濃霧のため進入が不可能となったため、やむなく引き返した。一方、御殿場に駐屯する第34普通科連隊は、12時30分、南伊豆町に向け出発し、午後4時中木に到着、直ちに救援活動を開始した。また午後9時50分、南伊豆町役場に副師団長を長とする前進指揮所を開設した。南伊豆町における救援活動は、第1師団の総力を挙げ関係機関と活動の担任を区分して実施したが、多数の人が生き埋めとなった中木地区を優先し、昼夜の別なく1個連隊を逐次交替させ24時間作業を実施した。行方不明者の捜索は、大量の土砂、岩石と埋没家屋内のプロパンガスその他の可燃物等による火災の発生により困難を極め、掘さく機で少量ずつ土砂を掘り起し、家屋付近の土砂は手作業により実施した。

捜索活動は、連日夜間も続けられたが、16日をもって昼間作業のみに切替えられ、20日をもって捜索活動を終了した。その他の救援活動としては、町村道で部落に入る小工事等の応急復旧作業並びに入間、伊浜地区内の道路上での障害物除去、下賀茂地区の水道管補修、妻良地区の土砂排除、物資輸送等を行ったが、21日以降は第34普通科連隊を主力として町の要望する応急復旧作業を実施し、26日午後5時をもって全員撤収した。この期間の陸上自衛隊の出動延人員は1万5,900人にのぼった。

イ．海上自衛隊

地震発生当時、伊豆沖を航行中の自衛艦艇「いそなみ」、「あさしお」は、直ちに救援活動を開始し、情報収集および連絡のため下田財務事務所内にある、現地災害対策本部に連絡官を派遣し、情報収集の万全を期した。また、非常用食糧3,000食、缶詰236缶を南伊豆町災害対策本部へ引渡した。他の艦艇8隻も横須賀や訓練海域から救援に向い、南伊豆町、妻良、落居、伊浜の各地区へ警察官、南伊豆町災害対策本部員を輸送し、子浦、落居、妻良には飲料水、野菜等の救援物資を輸送した。一方、上空からは、第21航空群の対潜哨戒機、ヘリコプター延5機をもって、被害状況の偵察および写真撮影を行い応急復旧活動の便宜を図った。13日10時10分、緊急救援活動および偵察が完了したため撤収した。この期間中の海上自衛隊の出動延人員は2,110人にのぼった。

ウ．航空自衛隊

地震当日、伊豆半島付近は降雨と霧のため上空からの偵察は不可能であったので、県災害対策本部の要請に基づく本格的な救援活動は、10日の早朝から開始した。浜松に駐屯する浜松救難隊は、ヘリコプターにより副知事以下災害対策本部員4名を静岡市城内のスポーツ広場から南伊豆町へ輸送したのをはじめ、18名の人員、900キログラムの生鮮食糧等の輸送を行い、併せて被害地域の偵察を行った。一方、中部航空方面隊による上空からの南伊豆町一帯の被災地の垂直写真撮影、被災状況の偵察を行い応急復旧活動の便宜を図ったが、11日9時をもって任務が終了したため撤収した。また、浜松救難隊は、20日12時をもって撤収した。この期間中における航空自衛隊の出動延人員は303人にのぼった。

(4) 海上保安部

ア．下田海上保安部

(ア) 地震発生時にとった措置

a　地震が発生した時、当部所属の巡視船3隻は、東京都神津島に「しきね」、伊豆東岸稲取に「あわじ」の2隻が一般巡視警戒行動中で、「すみだ」は下田港において休養中であったが、直ちに被害地区の判別および調査を行うため、石廊崎測候所その他関係機関との情報連絡、非常無線の聴取および巡視船の伊豆東、西、南岸への配備を行った。

当時、伊豆諸島の15漁協および伊豆東岸の11漁協とは加入電話による通話が可能で、それらからの情報によると一部にガケ崩れ等が発生した模様であるが、家屋、港湾施設には異状なかったことが判明した。

しかし、伊豆南岸の1漁協および伊豆西岸の3漁協とは加入電話が不通であったので災害の発生が予想された。このため、伊豆西岸および南岸の被害調査並びに救援活動を行うことを決定し、巡視船「しきね」を宇久須～松崎、「すみだ」を松崎～妻良、「あわじ」を妻良～手石の間に配置し、情報収集と救援活動を開始した。

b　津波発生に備え、地震発生後直ちに下田港内において潮位変化の測定を開始し、津波来襲の予知に努めるとともに、関係機関および在泊船舶等に対し情報の伝達を行い人心の安定を図った。

c　地震発生直後は加入電話が混乱したため無線車に職員3名を同乗させ、下田市役所、下田警察署、南伊豆町役場に派遣し、情報の収集並びに交換を実施し、現場より情報を当部に無線で報告させ巡視船、航空機配備の資料とした。

d　その結果被害が激甚のため第三管区海上保安本部に巡視船艇、航空機の増派を要請し、伊豆南、西海岸各地に巡視船艇7隻を配置し、港湾および陸上被害状況の調査、更に救援活動に対処し得る態勢を午前10時30分までに完了し、その旨を関係機関へ速報するとともに非常無線周波数の聴取を開始した。

(イ) 災害による負傷者の緊急輸送

9日午前9時15分 南伊豆町湊、国立湊病院より電話で「地震により頭部を負傷した子供を緊急に他の病院に運びたいが交通機関が駄目なのでヘリコプターで運んでくれませんか」との申入れがあり、再度詳細聴取のため通話を試みたが通話が不能であったので、第三管区海上保安部にヘリコプターの派遣を要請するとともに無線車を病

院に急行させ事情を聴取した。

負傷者（生後２ケ月の男児）は地震の際タンスの上の物が後頭部に落下し頭部打撲、頭蓋骨陥没の傷を負ったものであるが、同病院には脳神経外科の設備がないため早急に他の病院へ空輸してほしいとの要望であった。当時湊病院は被災地から続々と運び込まれる負傷者で混乱していたが、居合わせた下田警察署員の協力を得て沼津における着陸用ヘリポート開設のための連絡および同病院付近に着陸用ヘリポートの開設を行った。

午前10時50分第三管区海上保安本部羽田航空基地所属のヘリコプターは羽田を出発したが、午前11時30分神奈川県真鶴町上空で折からの濃霧のため視界零となり旋回待機させたが、天候の回復を待って下田市外ケ岡の埋立地ヘリポートで患者を収容し、午後１時２５分 羽田着、東大病院に収容入院させた。

（ウ）災害地への人員輸送等

９日正午、県警の依頼により巡視艇「しずかぜ」に県警本部員１０名を清水港から乗船させ、午後３時南伊豆町子浦に輸送した。また松崎町役場の依頼により 巡視船「しきね」に同町消防団員２２名を乗せ、９日午後６時南伊豆町中木に輸送した。更に静岡市橘高校から清水海上保安部経由で、同校生徒が妻良において孤立状態にあったことを知り、巡視船「すみだ」により救出することに決定し、同校教師１名、生徒５１名を９日午後３時１５分妻良にて乗船させ、松崎港に輸送した。

（エ）救援物資の輸送

a　県災害対策本部からの依頼を受け、羽田航空基地のヘリコプターは１０日午後３時静岡市スポーツ広場から医薬品等１１ケースを下田まで空輸し、県災害対策本部に引渡した。

また、巡視船「しきね」に救援物資の米、野菜、調味料、缶詰、毛布、その他計約１２トンを清水港にて積み込み、１０日午後９時50分妻良に輸送、陸揚げした。また、巡視船「まつうら」を使用し清水港から救援物資の砂糖、野菜、お茶等約５トンを積み込み、１１日午後４時30分妻良に輸送し陸揚げした。

次いで巡視艇「さぎり」、「やかぜ」を使用し、９日午後９時２０分下田に入港した東海大学所属練習船「望星丸」が清水港から運搬した救援物資約４トンを同船から下田海上保安部前岸壁まで輸送し、県災害対策本部に引渡した。

b　南伊豆町災害対策本部からの依頼により巡視艇「しずかぜ」を使用し、１３日下

田に入港した東海大学所属練習船「東海大学二世号」が清水から運搬した救援物資約２トンを同船より下田保安部前岸壁まで輸送し、南伊豆町災害対策本部に引渡した。

c　救援物資の輸送に備え、１１日正午から１２日正午までの間巡視船「あわじ」を清水港に配備し待機させた。

（オ）船舶の航行安全に対する措置

a　航路標識（石廊崎灯台、波勝崎灯台および石廊崎指向灯）の被害に対し、ヘリコプター並びに巡視船で調査を行い復旧に努め、航行安全の確保に当るとともに同航路標識の状況等を一般船舶向け放送した。

b　港湾の被害状況調査を実施した。

c　石廊崎無線方位測定局の復旧維持に努めた。

（カ）出　動　状　況

出動船艇、航空機、延人員数は次表のとおりである。

日	船　　艇	航　空　機		延　人　員（含陸上職員）
		行　　動	待　　機	
5／9	7隻	2機	2機	220名
10	7	3	1	220
11	7	2	2	220
12	5	—	2	170
13	5	—	2	170
14	5	—	2	170
計	36	7	11	1,170

イ．清水海上保安部

地震発生後、直ちに清水港沿岸にある油槽所等からの油流出の有無の確認を行うとともに、伊豆西海岸方面の被害状況調査を電話で行ったが、回線が不通のため巡視艇「やかぜ」で、清水港内の港湾施設等の被害調査と併せ行った。

また、県災害対策本部との連絡調整を円滑にするため、職員を派遣し情報・連絡に当らせた。

午後0時20分、県警災害警備本部の要請により、巡視艇「しずかぜ」に県警察官10名を乗船させ伊浜に向け出発させたが、伊浜は上陸不可能なため、子浦に変更し下船させた。

10日午後2時40分、県災害対策本部の要請により食糧等の救援物資を静岡市駿府ヘリポートから、ヘリコプターで南伊豆町に輸送し、併せ海路からも午後7時10分、巡視艇2隻により米、野菜、缶詰等約20トンを清水港から南伊豆町妻良港へ輸送した。また11日には巡視艇1隻で砂糖、野菜、茶等を輸送した。その後も県災害対策本部の船舶の要請等に即応できる体制を引きつづきとった。

(5) 日赤静岡県支部

ア. 救護班の派遣

南伊豆町に救護班1班を派遣し、被害の最も激しかった中木地区の宝永軒に救護所を開設し、余震の続く小雨のなかを不眠不休で負傷者の手当や、死体の検案にあたった。

(ア) 派遣期日　5月9日～11日の3日間

(イ) 派遣人員　静岡赤十字病院　医師1、看護婦2

静岡県支部　総務部長他2　　計　6名

(ウ) 取扱人員　外傷患者　8名

死体検案　12体

なお、事務局長は救護班及び救助物資の状況把握等現地調査並びに指導のため、翌10日災害救援車に毛布、日用品セットを積載し、南伊豆町、下田市の被災地に急行した。

一方、本社においても、同日救急車にカンパン、缶詰等を積んだ災害調査班（荒川救護課長ほか4名）が現地視察をした。

イ. 救助物資の送付

(ア) 南　伊　豆　町

道路に亀裂を生じ、交通止めになったため東海大学海洋学部の協力を得て、練習船「望星丸」で5月9日17時、清水港から毛布300枚、日用品セット300組、さらに10日には、海上保安庁の「しきね」で醤油、ソース、米などの食料品と毛布330枚を県現地災害対策本部経由で輸送した。

なお、被害の増加に伴い更に5月16日、毛布220枚、日用品セット360個をトラックで送った。

(イ) 下　田　市

5月10日及び16日の2回にわたり、毛布210枚、日用品セット200個をトラックで送った。

ウ. 義援金受付

5月10日から1ヶ月間、静岡新聞社、SBS静岡放送と当支部が主催で、〃被災地に救いの手を〃と県民に協力を呼びかけたところ、全国各地から続々と善意が寄せられ、予想外の多額に達し被災市町村へ配分した。

静岡新聞社扱	47,668,817円	南伊豆町	50,514,007円
日赤静岡県支部扱	18,161,190円	下田市	9,358,000円
		松崎町	8,832,000円
		西伊豆町	383,200円
		河津町	1,149,600円
		東伊豆町	383,200円
受付	65,830,007円	配分	65,830,007円

義援品取扱数　1,032梱包

エ. アマチュア無線赤十字奉仕団の活躍

赤十字会館の塔屋に設置されている無線室に県アマチュア無線奉仕団委員長が9日10時30分到着、直ちに開局し静岡・清水地区の団員を当無線室と県対策本部へ、下田地区委員長ほかを南伊豆町役場および現地へ50人を配置し、10日正午まで無線により現地と非常通信連絡にあたり正確なる情報をもたらし救援活動に奉仕した。

(6) 賀茂医師会

ア　地震発生後間もなく電話回線が混乱したため電話は不通となり、災害の激甚地が南伊豆方面という噂を聞いたが、暫くの間は適確に把握することができなかった。従って、医療機関の被災状況を電話で調査することができなかったため、とりあえず下田市内の10医療機関に出向き被災状況の調査を行った。更に、下田保健所と連絡をとるとともに下田市および東伊豆町内の外科病院（診療所）について収容可能な病院数を調査し、外傷患者の受入準備を指示したが、すでにこの時には一部の外科関係病院（診療所）に、主として南伊豆町と下田市の外傷患者が搬入されつつあった。

イ　下田保健所の災害対策打合会に医師会事務局員を派遣し、病院（診療所）に現在収容可能な病床が約10床あることを報告した。また、現地応急医療援護出動に備えて、とりあえず南伊豆町と下田市内の内科医師13名に対し患者の受入れのため院内待機の足止めを指示するとともに、とりあえず医療救護班2個班（1個班は医師1名、看護婦2名）をいつでも出動できるよう指示した。

ウ　会長は南伊豆町災害対策本部を訪れ、同町助役に医療救護班派遣の用意がある旨を申し入れた。なお、県医師会、伊東市医師会、三島市医師会から本会に対し必要に応じて医療救護を応援する旨の申し出があった。

エ　10日午前9時頃、南伊豆町災害対策本部から下田保健所を通じ、伊浜部落へ死体検死のための医師派遣の申し出があったので下田市細見医師を派遣した。引続いて、下田警察署からの依頼で中木部落の死体検死に再度出動したが、死体はバラバラであって身元不詳のため検案書の作成は不能であった。細見医師は5月11日帰院した。

オ　南伊豆町の医師等は、自発的に子浦地区に出動し、現地で応急医療を実施したほか、妻良にも臨時診療所を開設し、同地区住民の診療を行った。一方、11日に至っても土砂崩壊による行方不明者の多発している中木部落においては、昼夜兼行の発掘作業が行われていたが、現地対策本部から死体発見の都度、検死のため医師を派遣するよう要請があった。このような状況にかんがみ、本会は検死を兼ねて作業員の外傷や住民急病者の応急処置が必要と判断し、南伊豆町災害対策本部に医師を12時間交替で派遣したが、16日、南伊豆町災害対策本部からの要請で医師の常駐を打ち切った。

(7) 電　々　公　社

災害状況を把握した後、静岡電気通信部および下田電報電話局に災害対策本部を設置し、まだ余震が続くなかで直ちに応急復旧作業を開始した。被災地までの道路が各所で寸断され、作業車の通行に支障をきたしていたが、応急復旧作業員の不眠不休の努力により、10日には回線復旧をほぼ完了し通常のサービスを確保した。

特設公衆、臨時電話の設置

南崎局中木地区は裏山の崩壊による行方不明者の捜索や家屋の倒壊等被害が大きく、ケーブルが全断したため特設公衆電話を設置した。また災害対策本部や報道機関からも被害の情報連絡のための臨時電話の申込みがあり、SDワイヤー、ゴム線およびケーブルにより開通させその便宜を図った。

入間地区についても特設公衆電話を開通させ、妻良局伊浜地区については、TZ－68に

よる特設公衆電話を設置した。

土砂崩れによるケーブル流失箇所の復旧

妻良局落居、伊浜地区は2箇所の山崩れにより、延約2,000mのルートが流失したため、約3,200mのルート迂回を地上敷設し、10日午後2時10分復旧した。被害状況は次表のとおりである。

回線被害状況

区　　分	計
市外電話障害回線数	24
市内　〃	330

設備被害状況

		計
市内線路	電柱	144本
	裸線	200 m
	S・Dワイヤー	9,050 m
	架空ケーブル	5,540 m
市外線路	架空ケーブル	2,300 m
	地下ケーブル	1,900 m
土木	マンホール	11個
	管路	500 m
宅内	電話機損傷	200個
	引込線損傷	500件
電力	蓄電池	12個
増電	電話機損傷	17個
	構内ケーブル	100 m

局舎設備被害

局名	被害状況
下田	舗床（アスファルト）陥没、地割れ 〃（コンクリート）沈下
南伊豆	舗床沈下10cm ALC板コーキング破損
河津	外壁クラック、囲ブロック損傷
南崎	切土法面崩壊、壁クラック
松崎	舗床クラック
熱川、稲取、三島、榛原、吉田、相良、焼津	壁にクラック

各部門の利用状況

電信関係

平常時の取扱通数	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	計
195	1,975	7,268	2,921	467	12,629

電話関係

（手動）

平常日取扱数		5月9日	5月10日	5月11日	備考
沼津	6,097	11,005	9,117	7,024	100番規制実施
下田	3,118	6,656	5,678	4,135	〃

（自動）

回線名等	輻輳状態（9日～11日）
沼津～下田	平常日の約2.5倍
沼津～伊東	〃　〃
沼津～修大	〃　〃
下田～南伊豆	〃　約4.5倍
沼津TSマーカー動作数	〃　約2倍

応急復旧動員状況

日別		9日	10日	11日	12日	計
機械部門	機械	32	33	30	28	123
	試験	14	16	13	8	51
線路部門	直営	43	84	82	72	281
	請負	—	38	4	4	46
静岡通信部		6	8	7	6	27
総計		95	179	136	118	528

(8) 東京電力㈱

地震発生後、東京電力㈱沼津支店は直ちに下田営業所に災害対策本部を設置し、地震により各所で寸断された悪い道路事情と風雨の中、また余震の続く恐怖と混乱した中で全力を上げて電力復旧作業を行った。

被害は、南伊豆町中木、入間、子浦、妻良、伊浜地区を中心に、電柱の折損、倒壊、電線、引込線および支線の断線等の配電設備に多く、5,550軒が停電した。特に中木においては裏山の崩壊により多くの人々が土砂の中に埋まり大災害となったため、ここに電力供給の最重点を置き、作業員を大量に投入し、9日午後6時に送電を完了し、埋没者救出用照明の確保のため当夜から連日発電機を稼動させた。

ことに地震当日送電できたことは、被災者はもちろんのこと救援活動を実施している各機関にも非常に心強い励ましとなった。また、伊浜においても、地震当日徒歩で発電機を搬入し、避難場所4ケ所に点灯した。翌10日は線路を1.5Km新設して送電を開始した。これらの復旧作業と併せて給水車も出動させ、地元住民に対し給水活動を実施した。また、被災地においては乳児用粉ミルク、ほ乳器が不足しているとの情報を得、直ちに沼津支店を通じこれらの物資を運び被災者に贈呈した。

被害、復旧機材、人員動員の状況は次のとおりである。

被害物件

停電鑽線	電柱折損	電柱傾斜	引込断線	高圧断線	低圧断線	変圧器傾斜	油入開閉器
3	53	81	663	53	27	86	6

復旧稼動機材

電源車	給水車	携帯用発電機
2	1	15

復旧延稼動人員

下田営業所				応援者			計
作業員				作業員			
直営	請負	工事店	机上者	直営	請負	机上者	
520	374	34	30	257	308	22	1,545

(9) その他(危険物、ガス施設)

ア. 危険物施設

(ア) 被害状況

震源地に近い南伊豆周辺にある危険物施設は、貯蔵所については地上タンクと地下タンクの割合は4：5であり、取扱所では給油取扱所と併設の一般取扱所であり、タンクはほとんど地下タンク方式である。その内訳は次表のとおりである。

	49. 3. 31現在の設置数	今回の検査施設数
給油取扱所	18	11
一般取扱所	14	9
屋外タンク貯蔵所	4	2
地下タンク貯蔵所	8	—
計	44	22

県は、地震発生後直ちに南伊豆町の施設について、危険物の漏洩、流出のおそれはないか、または漏洩等による二次災害の発生のおそれがないかを各事務所と連絡を取り、事態の確認をした後、約半数の施設について現地立入検査を実施した。

(イ) 検査結果

a 屋外タンク

漏洩は皆無であった。ただし南伊豆漁協（子浦）の防油堤にクラックが入った。

b 給油取扱所および一般取扱所

給油取扱所の地下タンクのうち、1給油取扱所で地下タンクに損傷があり、1給油取扱所で空地のクラックから重車両がのった時、タンク附属の配管に損傷のおそれがあるものがあり計2件、ディスペンサーの本体の損傷は無かった。ただし電気配線の覆等に損傷があった。防火壁の損傷は、倒壊2件、傾斜2件、空地のひび割れ、くいちがい25件、合計29件、その他が8件であった。

（ウ）事後の対策

危険物の漏洩のおそれがある給油取扱所2ケ所については、早急に修理するか施設の使用禁止する旨指示するとともに、地震のためある程度やむを得ない保有空地、防火壁等のひびわれ、破損部については、早急に修理又は改造して、保安上支障のないよう指導した。

（エ）近隣地域の状況

(1) 南伊豆町以外の下田市、松崎町等の危険物施設については、消防機関からの報告と併せて現地に出向き、被害状況を調査した結果、地盤の悪い所では給油取扱所等の防火壁に一部損傷が認められたが、油の漏洩による直接の被害はなかった。

(2) 駿河湾一帯は震度4を記録したことにかんがみ、石油類等が大量に取扱われている清水市、富士市、大井川町の各消防本部と合同で現地調査をしたが、被害はなかった。なお、企業側においても地震時には、それぞれ対処したことが認められた。

（オ）一般における危険物の被害状況

(1) 自動車等車両火災は皆無であった。

(2) 一般家庭等における石油類の燃焼器具に原因する火災は、中木においてプロパンガスに推定されるもので5戸全焼したが、暖房の時期でないため石油ストーブの使用もなく、また地震発生が午前8時33分という火気使用の少ない時間帯であったため、火災の多発をさけえたものと思われる。

イ．プロパンガス施設

9日午後5時、県プロパンガス協会、東部支部（沼津市）に対策本部を設置したが、午後7時には、下田市杉本工業㈱内に移設し、県の現地災害対策本部と密接な連絡をはかった。

また、被災地の二次災害防止のため、県災害対策本部を通して、ＮＨＫと民間放送局に

対し、ラジオ放送でプロパンガス設備の使用について慎重を期すよう放送を依頼した。

10日、8時から応急復旧活動に入り、被災地のガス洩れ調査、応急措置実施のため、5班（36名）を編成した結果、丸一日でガス設備は一応使用できる状態となったが、余震が続いたため限定使用の状況が続いた。また、妻良地区の簡易ガス施設は、復旧に日時を要し、1週間後に送ガスしたが、この間は臨時に共同炊飯等の設備を設けて燃料供給を行った。

（ア）被　害　状　況

a　消　費　設　備

下田市、南伊豆町においては、10,969戸にガスを供給しており、地震発生時には約15,000本の容器に充塡されたガスが使用されていたものと推定される。このうち転倒したもの622本（うち139本は鎖等が施されていた）流埋没、土砂や落石等で破損したもの92本があった。なお、鎖が施されていたにもかかわらず、鎖の取付位置が低かったため転倒したもの、振動した家屋等の動荷重が容器や鎖に加わったため、根元のフックが抜け落ちてしまったもの等が続出しており、鎖の取付方法について再検討の必要があった。

b　製造事業所（充てん所）

下田市に2、周辺に4の充てん所があり、容器が振動により転倒したが直接的な被害はなかった。

c　販売事業所

下田市に9、南伊豆町に4の販売所があるが、店舗については計器類が転落、破損したもの1件、床のひび割れ1件、アルミサッシのガラス全損1件があり、容器置場については全く被害がなかった。容器置場に収納されていた容器の転倒状況は次表のとおりであるが、転倒による二次災害はなかった。

店名	在庫容器本数				転倒容器本数				備考
	50キロ	20キロ	10キロ	計	50キロ	20キロ	10キロ	計	
a	〔21〕 （0）	〔36〕 （40）	〔52〕 （45）	〔109〕 （85）	〔0〕 （0）	〔15〕 （40）	〔40〕 （45）	〔55〕 （85）	
b					〔0〕 （0）	〔0〕 （2）	〔4〕 （6）	〔4〕 （6）	在庫量不明
c	〔8〕 （0）	〔36〕 （0）	〔66〕 （0）	〔110〕 （0）	〔0〕 （0）	〔2〕 （0）	〔15〕 （0）	〔17〕 （0）	
d					〔5〕 （5）	〔5〕 （15）	〔27〕 （30）	〔37〕 （50）	在庫量不明

店名	在庫容器本数				転倒容器本数				備考
	50キロ	20キロ	10キロ	計	50キロ	20キロ	10キロ	計	
e					〔 0〕 (0)	〔 3〕 (2)	〔 2〕 (3)	〔 5〕 (5)	在庫量不明
f	〔34〕 (18)	〔17〕 (9)	〔 5〕 (1)	〔56〕 (28)	〔 0〕 (10)	〔 0〕 (5)	〔 0〕 (1)	〔 0〕 (16)	
g						(2〕 〔 3)	〔23〕 (10)	〔25〕 (13)	
h	25	90	120	235			20		充填、残ガスの区分不明
A	〔 0〕 (60)	〔20〕 (0)	〔40〕 (0)	〔60〕 (60)	〔 0〕 (7)	〔 0〕 (0)	〔 0〕 (0)	〔 0〕 (7)	
B	〔127〕 (5)	〔24〕 (11)	〔57〕 (23)	〔208〕 (39)	〔40〕 (5)	〔24〕 (11)	〔30〕 (23)	〔94〕 (39)	

a～hは販売事業所，A・Bは充てん所を示す，〔 〕は充てん容器，( )は残ガス容器，その他は不明容器を示す。

(イ) 被災地区は山に囲まれて孤立した地域に民家、民宿が密集しており、昔からの伝承で、日頃火気の取扱いは極めてやかましかった。このため地震直後、ボンベのバルブを締めることが地域住民と消防団員の協力により大きな効果をあげ、二次災害の防止となった。

ウ. 都市ガス施設

下田ガスは市内の1,737戸、配管総務延長18,319 mに供給しているが、地震発生後15～20分して市民よりガス臭いとの通報が数件あったため、供給圧力を60 mm水柱に低下させ、直ちに応急復旧作業、市民に対する広報活動を開始したが、本管内に差し水があったことから、完全復旧するまで約10日間を要した。

ガス漏れ個所は、全体で57ケ所であり、その内訳は本管(50A)10ケ所、供給管($\frac{3}{4}$B～$1\frac{1}{2}$B)33ケ所、内管9ケ所、メーター部5ケ所であった。

なお、漏洩ケ所発見のため、他の都市ガス従業員265名を動員して、5,200 m にわたりボーリング作業を実施するとともに、3,200 mにわたって検知器による検臭を行った。

Ⅳ 復　　興

1 土　　木

公共土木施設災害の査定は緊急査定として6月8日～13日に行われ、市町村災害については全箇所、県工事は77箇所のうち53箇所が実施され残りは11月の本査定により現地調査を完了した。地震災害は申請133箇所、25億2,936万6千円に対し決定は126箇所、18億5,575万円となり査定率は73.4％であった。

公共土木施設災害決定額

（単位：千円）

区分＼工種	河川		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
県工事	10	55,346	67	657,840	－	－	77	713,186
南伊豆町	9	22,871	27	1,104,537	－	－	36	1,127,408
下田市	4	3,519	6	7,970	1	2,328	11	13,817
松崎町	－	－	2	1,339	－	－	2	1,339
計	23	81,736	102	1,771,686	1	2,328	126	1,855,750

このうち県工事については、49年度に70％、50年度に全箇所を完了する。

市町村工事は、南伊豆町が激甚災害の指定を受け、町単独にては復旧困難なため、全箇所を県が受託することゝなり、特別に県職員3名が現地に派遣され、復興に当った。その結果子浦落居線を除く全箇所を49年度に着工した。子浦落居線については50年度より51年度にかけ復旧する予定である。

(1) 道　　路

県工事については、50年度に全箇所完了となるが、南伊豆町の主な災害の復興計画は次のとおりである。

ア．町道中木地区内線

中木地区は、背後の城畑山が崩壊し、60棟程度が瞬時に埋没し27人の尊い人命が失われた。発生後直ちに犠牲者の遺体発掘を急ぎ、約34,000立方米の土砂排除を、自衛隊及び地元業者12社の手で行ない、官民一体となって遺体の収容を行った。

この復興に当って、中木地区住民は勿論のこと、国・県・町の度重なる協議の結果、原形復旧によらず、面的にとらえた新しい災害復興を図ることが最も得策と考え、公共土木施設災害及び都市災害復旧事業を土台として、区画整理事業をからめ、画期的事業を計画し、実施することゝなった。

(ア) 復興計画の基本方針

中木部落の生活基盤は、沿岸漁業と民宿、いわば観光・漁業を母体としたものであり、被災前の形態を見ても全戸数83戸の内50戸が民宿経営をなし、漁船約60隻による水揚げの90％以上は地元消費となっている。このような背景から他地区への集団移転による避難は、まったく不可能に近いことであり、出来る限り現地において生活したいとの要望が強く打出されたのは当然である。

このため県は土地基盤整備のための土地区画整理事業を実施し、合せてより高度の土地利用を図り、かつ耐震・耐火を考慮した共同住宅方式による鉄筋コンクリート造りの建物を建築する案を地元に提示、賛同を得た。

(イ) 土地区画整理事業

本事業は、集落の再建を基本とした中木復興の中核となるもので、その内容は次のとおりである。

a　本地区の整理区域は山腹の形状、防災対策等を配慮しながら従来から宅地として利用されていた中心地区を主体に町施行の埋立地を含む面積約1.3 haを対象とする。

b　被災の原因となった西側城畑山山腹約0.8 haを治山事業により防災処理し、これにより生ずる約15,000立方米の土砂で地区内を埋立造成し公有水面の宅地化を図る。

c　土地利用のあり方は、山沿の周辺部をベルト状に公共緑地を配置し、住宅地としての利用を避け災害に対し万全を図るものとし、積極的に緑化対策を講じ地区の西側には震災を記念した公園の整備を図る。

d　住宅地は5街区に区分し名街区は地盤高をあげて南向きの段切りとし、排水・景観上の配慮をする。

e　道路は地区内を循環する巾6米の幹線道路で結び、東西に4米の区画街路を配して機能強化を図る。

f　水路はほぼ既設断面に合わせ許容流量約3.9 m^3/secとし、外周道路に沿い2方向に放流する計画とする。

(ウ) 住宅建設事業

災害復旧費を合併した土地区画整理事業により整備された宅地には、鉄筋コンクリート3階建の共同住宅方式による公営住宅12戸、個人共同住宅（分譲住宅）21戸・計33戸を建設する。1階は通り抜けできる作業場、2階3階は居住用、民宿用とし、上下水道を整備すると共に汚水処理場を設置し、海の汚れ防止と環境の保全に努める。建設費は公営住宅の場合、公営住宅建設事業（国庫補助事業）によるが、個人共同住宅は、個人が住宅金融公庫より借り入れ、不足分は県住宅供給公社が低利の資金を斡旋する。又建設一切の業務は住宅供給公社が委託を受けて実施される。

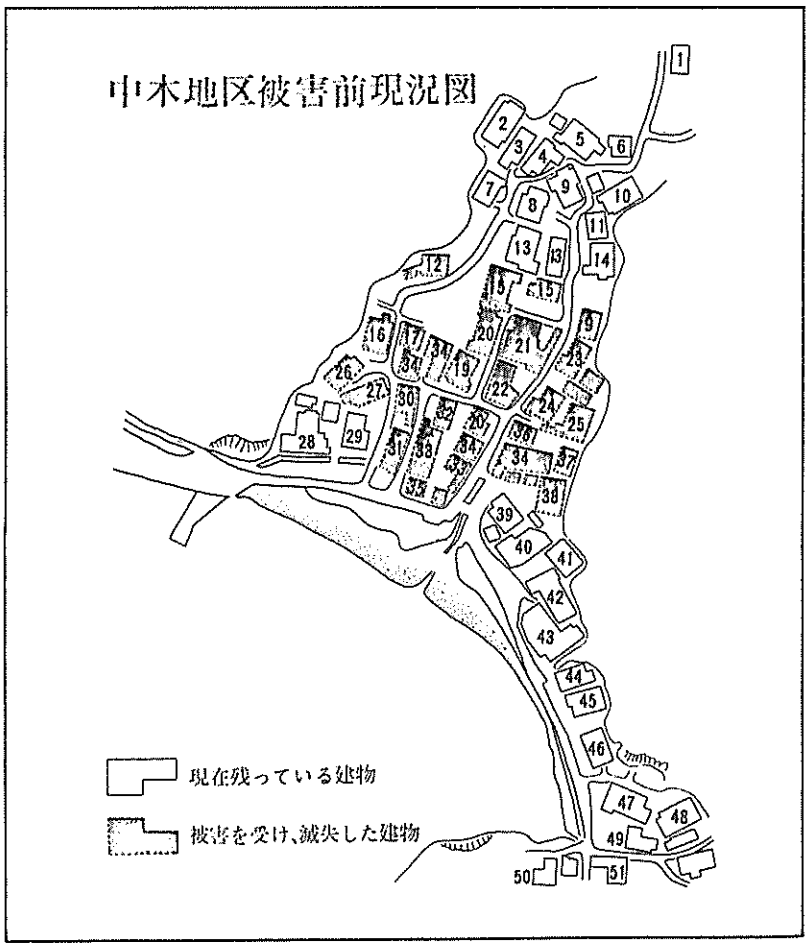

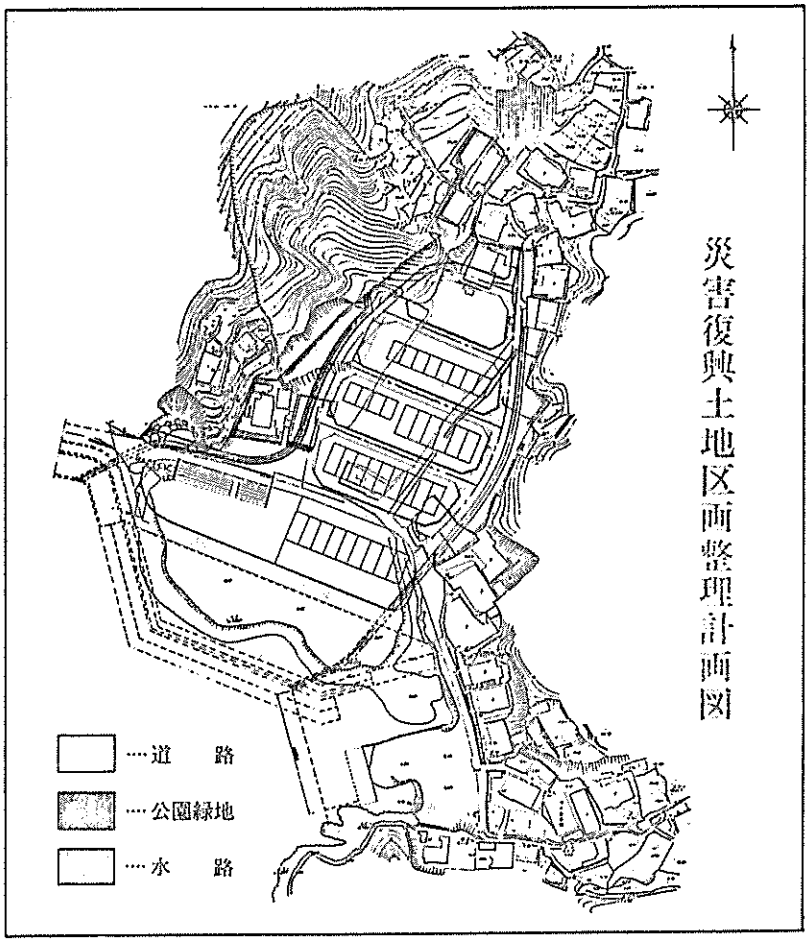

(エ) 事業費及び完了予定

公共土木施設災害復旧費	163,278 千円
都市災害復旧費	22,688 〃
区画整理費	52,800 〃
住宅建設事業費	310,194 〃

公営住宅は5月30日、分譲住宅は6月30日道路・水路・公園は7月中旬に完成する。埋立地護岸工は9月末日に完了予定である。

イ．町道子浦落居線

民宿村の落居地内における被害は、階段状の耕地が崩落したものが多く、道路は子浦～落居間で延長250米、高さ150米にわたって崩れ埋没した。又落居～伊浜に通ずる道路も急な海蝕崖の上部山腹を走っており，延長1.185米のうち約920米が崩落し、原形

をとゞめない程の被害を蒙った。復旧計画は当初、子浦～落居間は現道復旧、落居～伊浜間は現道復旧が困難なためトンネル工900米、取合道48米で国に申請したが、その後再三協議の結果、地元の調整もとり、落居～伊浜間は復旧困難につき廃道とし、子浦～落居間も降雨の度に崩落し危険なため現道復旧を取りやめた。

そこで最終案としては子浦～落居間、延長1,066米のバイパスを海側に計画し、トンネル492米、橋梁160米、取合道414米を復旧することゝなった。49年度は地質調査を行ない、50年度、51年度にまたがり工事を実施する予定である。

平　面　図

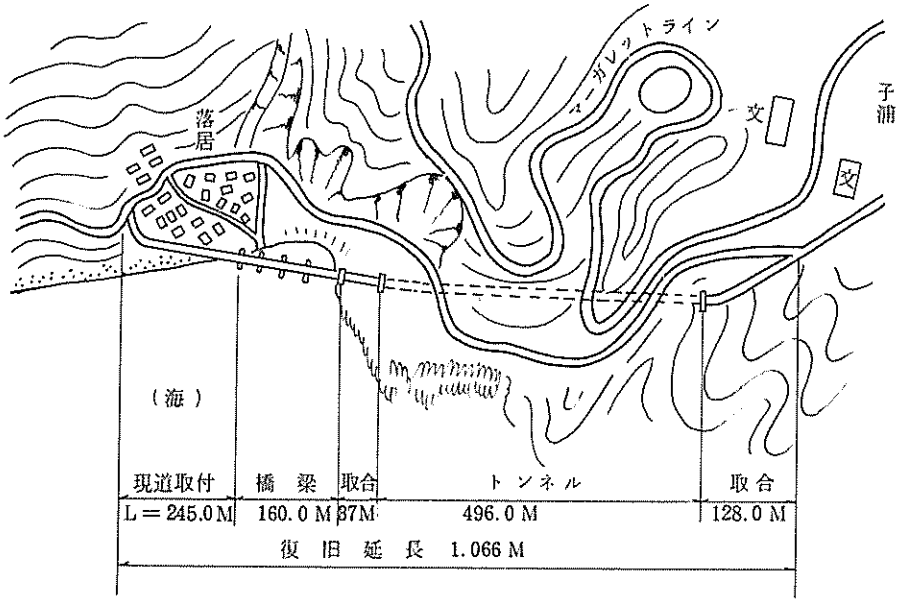

標　準　断　面　図

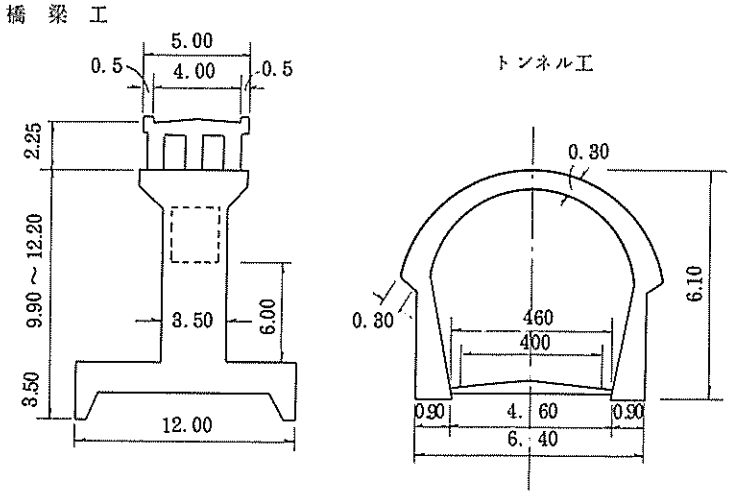

(2) 河　　川

河川災害については、県工事 10 箇所のうち、5箇所を49年度に完了し、残り5箇所は50年度に早期着工の予定である。なお五十鈴川災害関連事業延長 298.6 米、事業費 3,336 万6千円については、49年度に護岸工 181.6 米を実施し、50年度に全延長完了となる。

なお市町村災害 13 箇所は、49年度に完了した。

(3) 砂　　防

住家背後地のがけ崩れにより、被害のあった場所で緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に適合する。5ヶ所については、事業費 109,380 千円をもって本事業を実施し、二次崩壊の防止を計った。

また、地すべり現象が活発化し、経済、民生安定上放置しがたい場所で緊急地すべり対策事業の採択基準に適合する、伊浜区域については事業費 24,000千円をもって、応急工事を実施した。

(4) 港　　湾

南伊豆町地先、地方港湾手石港の被害は、護岸工4ヶ所延長 262.5 m、被害額 2,688 万円で、下田市地先地方港湾下田港の被害は物揚場1ヶ所延長 30 m、護岸工1ヶ所延長 27 m で被害額 462 万円であり 50 年度には緊急順位の高いものから施工し、手石港は3ヶ所下田港は2ヶ所年度内に完了した。

(5) 住　　宅

ア. 住宅復興の基本方針

被災状況を調査した結果、部落西側山の崩壊により滅失家屋 23 戸、死者 27 名の被害を受けた中木地区小城部落と、周辺の急傾斜面一帯に二次災害の危険がある落居部落のほかは、各被災地区とも全半壊戸数は少なくないが、何れも復旧意欲が高く、適切な融資と技術的な指導によって充分対応出来るものと思われた。

中木地区と落居地区の災害復旧対策は住民の意見を尊重しつゝ慎重な検討の結果、つぎのような復興計画がたてられた。

（ア）中木地区（小城部落）

大災害をこうむった小城部落は西側急傾斜面からの約50,000立方米の土砂崩壊により被災家屋の大部分が流出した土砂の中に埋没し、当時の在宅者は殆どが死亡するという惨状であった。

復興にあたっては、流出した土砂の大部分を海岸に埋立て丶造成し、全体を土地区画整理事業（組合施工）によって安全な宅地と道路、公園等の公共施設を整備したうえ、公営住宅（町営）、個人住宅等を建設しようとするもので、これによって被災者も就業、生活等の心配がなく、災害に対しても安全が確保される。

（イ）落　居　地　区

部落全体の戸数が20戸程度であるが、周囲の急傾斜法面の崩落などによる二次災害の危険があり、この防災工事を完全に行うことは、短期間には困難であるため、県及び町は部落全体の安全な地区への集団移転を考え、災害発生以来住民の意志統一への指導、説得を続けてきたが、住宅、営農の適地がなく、住民も移転後の生活に不安をいだき永住を強く希望したため、移転の説得を断念し、防災工事を実施することとなった。

なお、町は県の補助を得て近くの一丁田地区に緊急避難用の仮設宿泊施設2棟を建設した。

イ．中木地区の共同住宅建設事業

中木（小城）地区の住宅復興については

a　災害に対して安全であること。

b　農漁業従事者が主であるため、その生活環境を考慮した設計が必要であること。

c　民宿営業を希望するものが少なくないため、その施設を建物のなかに取り入れる必要があること。

d　資金調達は今後の収入から考えて返済可能な方法で計画しなければならないこと。

等種々の前提条件があり、これに対して

a　今後おこり得るあらゆる災害に対しても充分安全であるよう耐震、耐火等を考慮して鉄筋コンクリート造とする。

b　土地区画整理事業により換地された各個人の宅地は面積的に大小があるうえ、過小宅地が少なくなかったので、これを効率的、かつ、公平に利用するため、共同住宅法式で建設する。

c　農漁業従事者には作業場が必要なので、建物の1階はピロティ（柱だけ）とし、2階以上を住居とする。また、このピロティ部分は万一の災害（土砂流出や高潮）に対し防災施設としての効果も期待できる。

d　各戸のプライバシーを確保し、民宿営業にも適するよう建物は1～3階を縦割りに使用するメゾネットタイプとする。

e　資金調達については、公的な融資制度を活用し、必要があれば県も助成をする。

等の基本方針を決定した。

中木地区共同住宅の概要は、つぎのとおりである。

（ア）公　営　住　宅

店舗等併存の施設が必要でなく、かつ低家賃の公共住宅を希望するものには南伊豆町が第2種公営住宅を建設することとなった。

建設戸数は被災者の状況等を勘案して12戸とし、設計にあなっては、被災者の大部分が漁業や農業の従事者であるため、あらかじめ地元関係者の意見を聞き、生活様式に合ったものをつくるよう配慮した。

公営住宅の建設費は汚水処理施設や給水施設等の附帯施設を含めて7,400万円で、このうち国庫補助は4,373万円、県費補助は700万円である。

なお、公営住宅の建設については設計、施工とも県が南伊豆町から委託を受け、昭和50年5月31日完成予定である。

（イ）個人共同住宅（供給公社施工）

被災者の大部分が持家を希望し、しかも早急に着工したいという強い要望があったので、県としても全面的に援助することとなった。

まず、被災者の希望や今後の生活設計を充分には握するため、6月4日、地元において被災者全員から各人の希望等を聴取し、これをもとに土木部内で基本プラン、建設の方法、資金調達、助成措置等が検討された。

a　基本プラン

敷地の効率的な利用を図るため、共同建築法式によらざるを得ないという一方で、それぞれ異なる各戸の希望をどのように調整するかという点で最も苦心したが、県で作成した案を地元に示し、大体3種類のタイプに整理することができた。

b　建設の方法

建築が共同方式であり、各戸単位の発注が難かしいうえ、資金援助の点でも種々

の制約があったので、建設の方法としては、各個人から県住宅供給公社に建設を委託し、供給公社が設計から工事の施工まで行うこととなった。

c　資金調達と助成措置

住宅の建築資金は面積の大小によって1戸当り750万から1,100万円を要し、しかも被災者のなかには自己資金が足りないものも少なくなかったので、まづ、住宅金融公庫から激甚災害指定による特別融資を受け、自己資金と併せてもなお足りない分は、住宅供給公社を通じて長期低利融資という方法で県が援助することになった。

d　個人共同住宅の実施設計と発注

各タイプの基本プランが決定した後、実施設計の段階になると各戸各様の注文が続出し、整理、調整をする必要が生じたので、供給公社では9月29日から2日間、各戸毎に細部にわたる打合せを行い、出来る限り希望を取り入れるように努めた。

この結果、個人住宅は外観や基本的な間取り等は同じでも、各戸毎に個性を持ち、変化に富んだ内容となった。

この段階で1階のピロティ部分を店舗や作業場等に利用したいという入居予定者からの強い要望があり、種々の条件を検討のうえ、比較的安全な場所にあるものについては、各戸の責任で利用できるようにした。

住宅供給公社による個人住宅の発注は昭和49年11月30日に行われ、完成は昭和50年6月30日の予定である。

（ウ）附帯施設の建設

共同住宅の附帯施設として汚水処理施設、給水施設、プロパンガス供給施設を建設することとなった。

a　汚水処理施設

中木地区は従来からし尿は汲取り式であり、一方、家庭用雑排水（炊事用、洗濯用、浴用）は民宿のものも含めて、そのまゝ海に放流されていたので、これを一括して処理しようとするもので、施設の内容は当初の計画処理量よりかなり余裕のあるものとし、また、排水の水質も漁業や海水浴場への影響、将来予想される水質汚濁防止法に基づく規制等も考慮し、関係者と協議して決定した。

b　給水施設

町の上水道が建設地まで配管されるが、夏期の水圧低下により、2階以上への給水が不可能となるおそれがあるため、別途に加圧のための施設を建設する。

なお、完成後は町が管理することとなる。

c　ガス供給施設

従来、プロパンボンベによる戸別供給が行われていたが、管理が不充分のため、災害時等の事故誘発のおそれがあるので、地区内に集合ボンベ庫を設置し、充分な管理のもとにメーターによって各戸に供給を行うものである。

ウ．がけ地近接危険住宅移転事業

地震により崩壊した城畑山の急傾斜法面は、緊急治山事業で防災工事が着手されたが、その周辺の急傾斜面は２次災害のおそれがあり、砂防課、治山課等により調査を行う一方、これらの危険斜面下方の住宅を災害から守るため「がけ地近接危険住宅移転事業」による危険住宅の除却、移転がすゝめられた。

中木地区では土砂崩壊のため全壊した住宅以外は一部損壊程度の住宅が少なくなかったが、そのようなものでも居住者は非常に協力的であり、49年度において5戸を除却し、さらに50年度には4戸を除却する予定である。

なお、これら危険住宅に居住していたものは全員が建築中の公営住宅及び個人共同住宅に入居する予定であり、また、危険住宅の跡地は緑地として町が管理する。

2　農林・水産・農地

(1)　営　　農

ア．自作農維持創設資金および沿岸漁業安定資金の融資

経営の再建が速やかに行なえるよう資金枠の確保と、既住借入金の償還条件の緩和等について国へ要請し金融対策を講じた。

天災融資法は適用されなかったので自作農維持資金を融通した。

自作農維持創設資金の認定状況

（単位　千円）

資金名	市町村別	件　数	認定額
自作農維持創設	南伊豆町	42	38,590
	松崎町	29	26,100
	西伊豆町	1	2,000
	計	72	66,690
沿岸漁業安定	南伊豆町	40	39,500

（注） 災害の場合の貸付条件等

限度額　　100万円（法人500万円）

利　　率　　5％

償還期限　　20年以内（うち据置3年以内）

イ．団体の融資

農・漁協等の資金融資

県信用農業協同組合連合会および伊豆下田、南伊豆各農業協同組合と南伊豆漁業協同組合は、組合員の住宅復旧資金あるいは制度資金の借入れまでの「つなぎ資金」を、利率および貸付条件を緩和して融資を行なった。

団体の融資実績

（単位　千円）

農漁協名	資金名	貸付限度額	利率	期間	件数	金額
			%	年	件	
伊豆下田	災害応急融資	1,000	8.0	3	20	1,810
南伊豆	〃	2,000	8.0	2	50	100,000
農信連	住宅建設	7,000	据置 7.5 償還 8.5	21 （据置 3）	18	61,200
	民宿等復旧	5,000	9.0	10 （据置 1）	1	3,000
南伊豆漁協	住宅建設	7,000	据置 7.5 償還 8.5	20 （据置 3）	168	83,800
	住宅補修	2,000	据置 7.5 償還 8.5	10 （据置 1）	21	70,200
	民宿等復旧	5,000	9.0	10 （据置 1）		
	つなぎ資金	制度資金借受額以内	8.5	6ヶ月	56	88,190
	小計				245	242,190

県農業共済組合連合会は，建物共済に加入している農家であって、建物に被害を受けた47戸に対し，約款外の特例として見舞金951万円を49年6月19日に 支払い円滑な復旧に資した。

また、県共済農業協同組合連合会は、建物更正共済の共済金を、対象組合8,939戸、1億2,110万円を49年5月18日より順次支払った。なお、建物更正共済の特約による傷害給付金28件、1,230万円を支払った。

ウ．農業関係共同利用施設

農業協同組合および農業協同組合連合会の共同利用施設の災害は、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。)」および「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災法」という。）の適用をうけて災害の復旧にあたり、査定件数5件、金額は170万円であった。

エ．生活改善対策

賀茂農業改良普及所の生活改良普及員は、野菜不足による住民の健康不良を考慮して、関係方面の協力を得て有色野菜（インゲン・キュウリ・小カブ）の種子を入手し、無償配付した。また、被害程度の大きかった農家105戸に対しては、被害を受けない地区の婦人グループに呼びかけて育苗したピーマンの苗約1,000本を配付して健康保持に資した。

なお、衛生面の対策として、関係機関の協力のもとに仮入浴場や仮便所の設置等を指導した。

(2) 林　道、　治　山

ア．林　　道

林道の被害は幸いに少く、南伊豆町の萩原線の1ケ所延長15mであり、昭和49年度において復旧事業費217万円を以て実施した。

イ．治　　山

復興の基本方針は公共性の強い、しかも民生安定上緊急を要する箇所を優先するものとし荒廃の状況、その他の事業との関連を考慮して実施した。

今回被害箇所33箇所のうち県営治山事業（国費 $^{2}/_{3}$、県費 $^{1}/_{3}$）で実施する26箇

所について復旧の全体計画（7億3,891万9千円）をたて、緊急度の高いものを第4次5ヶ年計画（47年～51年）に3億3,930万円を繰入れ，このうち特に被害の大きかった南伊豆町中木外7箇所を事業費2億1,357万円をもって49年度緊急治山事業として実施した。

このほか、保全対象人家10戸未満の箇所については、林地崩壊防止事業として，南伊豆町下賀茂外5ヶ所を事業費1,527万円をもって49年度に実施した。

なお地形、地質上問題がある下賀茂、落居については次年度以降の復旧計画樹立のため、ボーリング、物理探査等による調査を実施した。

残りについては、第5次5ヶ年計画（52年～55年）で復旧する方針である。

市町村別復旧計画は次表のとおりである。

復旧計画表

（単位　千円）

市町村	全体計画額	49年度～51年度計画額（第4次5ヶ年計画期間）	52年度～55年度（第5次5ヶ年計画予定期間）
下田市	72,415	32,800	39,615
南伊豆町	666,504	306,500 （213,572）	360,004
計	738,919	339,300 （213,572）	399,619

（註）（　）は49年度実施分

(3) 水　　産

地域漁業の拠点である共同利用施設は、漁業者にとって不可欠なものであることから、漁協としても1日も早く組合員の復旧の要請に応える必要があった。このため、漁協は仮設建物（借家等）により業務を再開するかたわら、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）による国庫補助又は県単補助事業により復興を進めている。

(1) 暫定法対象共同利用施設（査定結果）

漁協名	施設名	規模	査定事業費	着工時期	備考
南伊豆町	冷蔵庫	29.7㎡	1,513千円	昭和50年4月	激甚災法適用
	天草倉庫	148.5	3,037	同上	同上
下田市	天草倉庫	66.0	378	昭和49年5月	暫定法適用（一般災害）
	作業所	49.5	210	同上	同上
計			5,138		

（注）　補助率　激甚災害 $\frac{9}{10}$・$\frac{4}{10}$　　一般災害 $\frac{2}{10}$

(2)　県単補助事業（漁協合併促進及び共同利用施設補助事業　補助率 $\frac{1}{3}$ 以内）

漁協名	施設名	規模	事業費	補助金額	着工時期	備考
南伊豆町	天草倉庫	149 ㎡	5,785千円	1,800千円	昭和49年10月	南伊豆町入間
	荷捌所及び研修施設	108	8,072	1,370	昭和50年　1月	〃　〃 中木
下田市	倉庫及び厚生施設	139	7,456	1,500	昭和49年10月	下田市白浜
計			21,313	4,670		

(4)　漁　　港

漁港の復旧計画は次表のとおりであり、県営、市町村営とも 51 年度までに復旧する方針である。

漁港の復旧計画

（単位　千円）

災害場所	漁港名	工事概要	査定額	補助率	実施予定年度
下田市 吉佐美	吉佐美	第1船揚場　L = 26.0m(494.0㎡)	7,996	0.667	49
〃 田牛	田牛	防波堤　L = 1.2 m	336	〃	51
南伊豆町 小稲	小稲	臨港道路　L = 17.4 m 物揚場　L = 24.0 m	1,304	〃	50
〃 大瀬	大瀬	防波堤　L = 2.0 m	216	〃	51
〃 石廊崎	石廊崎	臨港道路 L = 18.5 m　第1船揚場　L = 28.5 m　橋梁 L = 10.5m 第2船揚場　L = 21.5 m	12,166	〃	49 51
〃 中木	三坂(中木)	護岸 L = 12.7m　防波堤 L = 57.5 m　導流堤 L = 9.0m	6,837	〃	49 50
入間	三坂(入間)	第1第2船揚場 L = 59.0m　臨港道路 L = 71.3m　第3船揚場 L = 36.5m　護岸 L = 150 m	43,294	〃	49 50
松崎町 岩地	岩地	防潮堤　L = 194.4 m	1,086	〃	49
〃 雲見	雲見	防潮堤　L = 19.0m 防潮堤　L = 19.2m	1,036	〃	51
西伊豆町	仁科	護岸　L = 101.0m 物揚場　L = 39.2m	13,557	〃	49

災害場所	漁港名	工事概要	査定額	補助率	実施予定年度
南伊豆町 伊浜	伊浜	物揚場　L＝19.8 m	3,826	0.667	49
〃 落居	落居	船揚場L＝89.0 m 護岸　L＝86.0 m	37,885	〃	49 51
市町村計			129,539	〃	
東伊豆町 稲取	稲取	－3.0 M　岸壁　L＝13.0 m	1,835	〃	50
南伊豆町 子浦	妻良	防潮堤L＝90.4 m　－3.0M岸壁L＝108.5m　第3防波堤L＝68.0 m	45,358	〃	49 51
〃 妻良	〃	第3物揚場L＝41.2 m　第1防波堤L＝46.8 m　第2物揚場　L＝34.0 m	21,116	〃	49 51
県計			68,309		
合計			197,848		

(5) 農　　地

県農地部では出先沼津土地改良事務所の職員を動員し、地震後直ちに現地に派遣して、被災状況調査を開始し、査定設計書作成のため、事務所、農地部、土地改良連合会の職員15名を2週間に亘り派遣し査定を円滑に進めた。

5月22日～24日までの緊急査定を始め第1次を6月17日～24日まで2個班で、第2次を7月8日～13日まで1個班で実施した。復興は、災害復旧に基く法律により、国から補助金が交付され、その施行計画は初年度（当年度）30％、次年度50％、3年目で20％の割合で行われる。

当地域は国から90％以上の高い率の補助金ですでに49年度は35％の割当てをもらい、50年度は通算率83％を県予算に計上しており、51年度に完成の予定である。

農地・農業用施設

復旧事業費　市町村別一覧表

（単位：千円）

市町村名	査定（決定）							
	農地		農業用施設		関連		計	
	個所	金額	個所	金額	個所	金額	個所	金額
東伊豆町		－	1	3,248		－	1	3,248
河津町		－	10	6,898		－	10	6,898
下田市		－	1	1,514		－	1	1,514
南伊豆町	104	111,254	82	204,729		－	186	315,983
松崎町	2	1,121	5	5,281		－	7	6,402
西伊豆町		－	1	1,152		－	1	1,152
土肥町	1	2,590	1	4,077		－	2	6,667
修善寺町		－	2	1,277		－	2	1,277
浜松市		－	1	960		－	1	960
雄踏町		－		－		－		
計	107	114,965	104	229,136		－	211	344,101

南伊豆町　落　居

農地（マーガレット畑）の大崩壊の全景27個所　1.96ha

南伊豆町　吉　祥　農道の被害状況

南伊豆町　伊　浜

急傾斜面農地（マーガレット畑）の崩落被害の状況。 被害面積約0.7 ha

南伊豆町　伊　浜　　農道の法留工石積の崩落ならびに路面の被害状況

3 衛　　生

地震による被災の特徴は配水管などのパイプの切損が多いことであるが、南伊豆町の水道も同じようにパイプ切損が非常に多く、なかでも、中木、入間地区の配水管は石綿セメント管であったので全壊の状態であった。

したがって、恒久復旧はそれらのパイプは総て鋳鉄管と強度のあるパイプを使用することとした。

本工事は、簡易水道等のように応急工事と一括して実施したが、上水道の配水本管布設替え工事及び中木、入間簡易水道の全面的な配水管布設工事等は災害補助の現地査定終了後、順次発注し、49年度中に復旧工事は完了した。

なお、復旧事業は従来1／2の国庫補助であったが、地震による被害は風水害と異なり被災程度が大きいこと、さらに土木、農林などの公共事業が高率補助であることなどの理由から、南伊豆町と県が強力に関係各方面に要望したところ、特例として2／3の高率補助が認められた。

各水道施設などの復旧事業費は次表のとおりである。

南伊豆町水道施設災害復旧事業費一覧表

（単位　千円）

施設名	災害復旧総事業費	国庫補助対象限度額		単独事業費
		事業費	補助額	
上水道	14,500	7,079	4,552	7,421
中木簡易水道	14,804	14,671	9,462	133
入間　〃	11,502	11,502	7,391	0
石廊崎　〃	2,457	22,411	1,556	46
大瀬　〃	928	928	595	0
子浦　〃	522	396	264	126
妻良　〃	428	276	156	152
伊浜　〃	368	244	162	124
簡易水道　計	31,009	30,428	19,586	581
合　計	45,509	37,507	24,138	8,002

（備　考）

1. 上水道事業費の中には、上記以外の単独事業のみの簡易水道施設等の7ヶ所分の

事業費及び全事業の事務費が含まれている。

2. 災害復旧と同時に施工する附帯改良事業費は含まれていない。

3. 国庫補助額は「公付要綱」で、限度額の1／2と規定されているが、今回は、地埋設物は2／3、地上構造物は1／2と決定した。

4 商　　工

(1) 激災法指定にあたって国への要望

この災害は、南伊豆町だけでなくその周辺市町村の中小企業にも甚大な被害をもたらしたので、災害指定基準に達しない南伊豆町以外の市町村についても特別の配慮をされるよう国へ要望した。

(2) 知事指定による災害復興保証制度の特例適用

激災法の指定をうけた南伊豆町の被災中小企業者には、金融上の特例が得られるものの周辺市町村における被災中小企業者には何らの特例が与えられず、復興資金の調達に困難が予想されたため、南伊豆町に次いで被害の大きな下田市及び松崎町を「静岡県信用保証損失要綱」の規定によって、激災法に準ずる特別保証の得られる地域に指定し、当該地域被災中小企業復旧の促進をはかった。

ア．信用保証の別枠措置

		(一般枠)
個人、法人	500万円	7,000万円
組　　合	1,000万円	1億2,500万円

イ．信用保証料の引下げ

1.20％ ⟶ 0.82％

取扱期間　昭和49. 7. 9～50. 1. 8

(3) 金融機間に災害融資の特別配慮を要望

政府系金融機関及び地方銀行、信用金庫協会、地元相互銀行等に対し、災害に伴なう被災中小企業の復旧資金について融資枠の増大融資条件の緩和、早期貸出のため、融資手続の簡易化をはかる等被災中小企業の早期復旧に特別な配慮を要望した結果、次表のとおり

の融資がなされた。

金融機関別災害融資状況

（単位　千円）

金融機関	貸出件数	貸出金額
国民金融公庫	356	601,900
中小企業金融公庫	2	10,000
商工組合中央金庫	21	675,500
地方銀行	36	94,100
相互銀行	57	127,180
信用金庫	34	101,400
計	506	1,610,080

(4)　6月県議会へ補正予算案を提出

伊豆沖地震及び7月7日豪雨災害による中小企業者の災害復旧に要する資金として10億円を追加計上し、議決された。

これにより融資枠は、50億円となり、融資条件は、1企業当り300万円以下、融資期間5年、（うち据置6カ月以内）、年利7.5％保証料、年0.82％とした。

5　教　　育

(1)　教育施設

各学校とも老朽の木造校舎が多く、屋根瓦の落下やずれ、あるいは壁体の落下、ひび割れによる被害が大部分であった。

なお、各学校とも原形復旧で昭和49年度には復旧を完了した。特に河津町立南小学校は屋根瓦の被害が大きかったため亜鉛鉄板葺で復旧をした。

教育施設関係災害復旧費

（単位　千円）

区分＼被害区分		建物		土地		工作物		設備		計		左の内国庫支出金
幼稚園	単独		－	1	8					1	8	
	補助	2	1,392	1	142					3	1,534	1,021
小学校	単独	5	3,641			2	206			7	3,847	
	補助	13	34,214	1	116	2	415			16	34,745	23,170
中学校	単独	3	1,001	1	106	1	138			5	1,245	
	補助	7	2,901	3	1,471	1	841			11	5,213	3,473
高等学校	単独											
	補助	3	7,730			1	606			4	8,336	5,551
計	単独	8	4,642	2	114	3	344			13	5,100	
	補助	25	46,237	5	1,729	4	1,862			34	49,828	33,215
	計	33	50,879	7	1,843	7	2,206			47	54,928	33,215

(2) 社会教育施設

復旧費総額は下田市については、77万3,300円、南伊豆町については、196万円、県立朝霧野外活動センターは、150万円となった。

復旧状況は次表のとおりである。

施設名		復旧工事費	復旧完了期日
		（円）	（年　月　日）
下田市	中央公民館	21,200	49. 6. 30
	朝日公民館	357,750	49. 7. 15
	白浜公民館	218,550	49. 7. 6
	稲生沢公民館	140,500	49. 7. 11
	稲梓公民館	職員作業による	49. 5. 15
	加増野公民館	35,300	49. 6. 30
南伊豆町	中央公民館	470,000	49. 2. 10
	子浦公民館	890,000	49. 8. 31
	入間公民館	600,000	49. 10. 1
県立朝霧野外活動センター		1,500,000	49. 6. 27

(3) 学校給食関係施設

南伊豆町内の小・中学校給食施設、および給食用物資には直接被害は無かったが、パン工場、牛乳工場の給水施設の破損、配送不能等により完全給食は実施困難となった。しかし10日より米飯、めん給食を交互に開始した学校2校、13日より2校、14日より2校が同様に開始し、16日より殆んどの学校が完全給食に復帰し、23日には完全に復旧した。

(4) 教科書給与状況

児童・生徒に対する被災教科書の補給については、東部教育事務書、南伊豆町教育委員会、教科書特約供給所、書店及び学校の協力を得て調査し、次表のとおり給与した。

学校名	補給冊数	備考
南崎小	7 冊	
南中小	9	
南伊豆中	76	
南伊豆東中	10	
下田南高	3	教科書協会より寄附
下田北高	9	〃
合計	114	

6 その他

税の救済措置

(1) 県税

被災者に対する県税の救済措置として、納入期限延長の取扱いおよび減免の取扱いを下田、沼津両財務事務所管内で実施した。実施状況は次表のとおりである。

納期限延長実施状況

（単位　千円）

財務事務所名	法人県民税		法人事業税		計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
下田	21	810	14	2,938	35	3,748

減免実施状況

（単位　千円）

事務所別 / 税目別 / 区分	下田		沼津		計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人県民税	221	1,403			221	1,403
個人事業税	43	1,603			43	1,603
自動車税	28	254	1	8	29	262
自動車取得税			1	30	1	30
計	292	3,260	2	38	294	3,298

なお、これに先だち下田財務事務所を中心に、被災状況の実地調査（5月9日から11日まで延18人）、およびチラシ6.000枚の配布を実施し、さらに5月28日から7月9日まで17箇所22回にわたり相談所を設置し、県税の救済措置について説明を実施した。また国税、市町村税についても併せて説明を行った。

(2) 市　町　村　税

被災者に対する市町村税の救済措置として減免の取扱いを1市2町で実施した。その実施状況は次表のとおりである。

市町村税の減免状況

（単位　千円）

区分	市町村民税		固定資産税		国民健康保険税		その他		計	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
下田市			42	170			42	32	84	202
南伊豆町	224	2,261	171	2,001	199	3,918			594	8,180
西伊豆町			2	9					2	9
計	224	2,261	215	2,180	199	3,918	42	32	680	8,391

V　災害対策活動の反省と教訓

もしも、この地震が真冬の夕食時に発生していたらどうなっていただろうか、数日前の民宿客で混雑していたゴールデン・ウィークであったらどうなっていたであろうか。

このような観点からすると，被害が比較的大きくならずにすんだ要因をいくつか上げることができる。すなわち，

(1)　地震発生時間が、午前8時33分という、朝食もほとんどの家庭ではすんでおり、さらに社会の活動が活ぱつになる前の時点であったし、学童も登校した後であった。

(2)　地震発生の日が、ゴールデン・ウィーク後のしかも平日であった。

(3)　震源に近い地域は、いずれも共同体的意識が強く、人口密度の比較的低い地域であった。

(4)　地震には多くの場合つきものである津波は南伊豆及び御前崎の検潮器にわずかに記録された程度で、被害をもたらすようなものではなかった。

などである。

このような条件のもとでの救助活動その他災害対策活動を通じて得られた反省と教訓の主なものは、以下に述べるものであるが、これらの貴重な尊い教訓を今後の地震対策はもとより広く災害対策全般に生かしてゆかなくてはならない。

1　通信連絡網の整備

迅速にして適確な救助活動等を実施するためには、正しい情報の収集・伝達が速やかに行われなくてはならない。今回の災害に際しては、被害状況を把握するのにかなりの時間を要した。これは地震が突発的なものであって、風水害のようにある程度の時間的な余裕を持って，対処することのできるものでないこともその大きな原因であろう。しかし、さらに、南伊豆町役場と被災部落との間の通信手段が途絶してしまったことが最大の原因であった。このため，台風や地震の際にも途絶することのない無線通信網の整備を図り、県と市町村との間は云うまでもなく市町村と部落との間の情報の伝達が円滑に行われるようにする必要がある。

2　市町村における防災担当部門の充実

その管内に地震による被害の発生をみた市町村役場の多くは、被災現地への職員の派遣、鳴り続ける電話の取り次ぎ等々で大混乱の状態であった。これらの市町村では、防災関係の仕事は，総務課の一係が他の仕事と兼ねて担当しているところがほとんどである。

そのため、平常時においては、防災関係の仕事の企画等はなおざりにされる傾向にあり、いざ災害の発生した時の準備が充分になされてきていなかった。住民の生命財産を災害から守るため、防災担当部門の充実が痛感される。災害が発生してからあわてふためいても時すでに遅いのである。

3　地震対策を加味した防災計画の策定

各市町村は、市町村地域防災計画をそれぞれ策定しているが、その内容は風水害を前提としているものが多い。このことは、地震発生時大混乱を生じた原因の1つとなっていると考えられる。このような事実は、2で述べた防災担当部門を充実することにより解消されてゆくものであろうが、突発的な地震災害に対処する具体的な任務分担、措置方法等を防災計画等で明確にし、職員の災害対策活動が有機的に機能できるようにする必要がある。

4　避難場所の指定

南伊豆町中木の城畑山は、昔からの云い伝えにより、住民は地震時の、特に津波による被害を避けるための避難場所と考えていた。

ところが、その場所が、今回の地震で約5万立米にも及ぶ大崩壊を起し、27名の尊い命を奪ったのである。避難場所は、あらゆる災害を想定して安全な公共施設を主として指定しているが、地域によっては必ずしもこのような条件を充足している施設が存在しないところもある。さらに、過去においては安全な施設であったが、時の経過により不適格なものとなるものも考えられる。従って、避難場所については、指定のない地域については、速やかに指定をするとともに、既に指定済みのものについても、たえず安全の見地から見直しをしてゆく必要がある。

5　自主防災組織の育成

災害対策は住民は申すまでもなく、国・県市町村等の防災関係機関が積極的に実施しなければならない。しかし、今回の地震災害でもそのような事態が一部発生したのではあるが、地震により通信の途絶、道路の寸断等により、防災関係機関の活動が遅れたり、活動能力が一時的に低下・分散したりする事態の発生が、十分予想される。

このような事態に対処するためには地域住民による初期消火、救助、情報の伝達等、自主的な防災活動が不可欠である。

従って、県・市町村は地域住民の協力を得て、このような自主的な防災組織の育成に努める必要がある。

6　総合的な土砂崩壊防止対策

中木地区においては、一瞬にして27名の命が奪われた。それは、約五万立米に及ぶぼう大な量の土砂の崩壊によるものであった。

現行の制度においても急傾斜地崩壊防止対策事業、緊急治山事業、砂防事業等、土砂の崩壊対策として、種々な事業が施行されてきているが、法に定める手続を進めることが出来ないため、事業の施行ができない箇所があったり、各種事業間の有機的連携が十分に図られていない面もある。そのため、より総合的、強力な土砂崩壊防止対策の制度化が必要である。

7　広報活動の重要性

地震直後から、かなり強い余震が幾度となく発生し、不気味であった。もちろん日が経つにつれ余震は弱まるとともに、その1日の発生回数も減少していった。

このようななかで、南伊豆町や下田市で、「5月23日に大地震が起る」とのデマが流れた。

このデマがいかなる理由で、どこから出たものなのかは明らかではないが、マスコミの発達した今日、しかも被災者及び、その周辺の人々の心もようやく落着きをとりもどしてきたと考えられる時でさえもこのようなデマが流れたことに注目する必要がある。

このデマはパニック状態を発生させるほどのものではなかったが、災害発生後におけるデマを防止するため、報道機関の協力を得、地象・気象の概要、被害復旧の状況等を、逐次広報し、被災者や被災地域周辺住民の人心安定に努める必要がある。

Ⅵ 参 考 資 料

1 過去の地震災害と地震活動

伊豆半島を中心とした東海地方から関東地方の南西部および伊豆諸島の地域には、1854年の安政地震、1923年（大正12年）の関東地震、1930年（昭和5年）の北伊豆地震など大きな被害を伴なった地震の発生を過去にみているが、伊豆半島南部については災害記録の比較的正確に残るようになった明治以後はもとより、それ以前にも被害を伴なった地震記録は見当らない。前述の伊豆半島を中心とした地域に、1961年から1974年4月までに発生した地震をみてみると次のような状況になっている。

(1) 伊豆半島の東岸沖から南東沖にかけて地震が多発している。しかし、これはおもに伊豆諸島の群発性地震である。

(2) 山梨県東部から静岡県中部にかけては、地震活動のやや活発な地域がみられ、1965年（昭和40年）4月20日の静岡市付近のマグニチュード6.1などが含まれる。

(3) 伊豆半島南部では、今回の5月9日の地震とほぼ同じ位置に、1964年（昭和39年）11月3日20時09分のマグニチュード5.4の地震などがあるが、周辺地域と比べ地震活動は比較的低く、とくに伊豆半島の中部から東部地域は極めて低い。

2 視　　察

(1) 政府調査団（中央防災会議メンバー）

ア．視察日　5月10日

イ．視察者（敬称略）

団　　長・総理府副長官　小淵　恵三　他11名

団　　員・警察庁警備課調査官

・文部省管理教育施設部指導課長

・厚生省社会局施設課長

・運輸省港湾局防災課災害査定官

・気象庁地震課長

・消防庁防災課長

・林野庁治山課専門官

・水産庁海岸防災課長

・建設省河川局

・総理府事務官　　2名

南伊豆町災害対策本部で、被害状況、活動状況の説明を受け、各地区の被災現場を視察した。

(2) 衆参両院災害対策特別委員会

衆参両院災害対策特別委員会の委員11名が、南伊豆町中木を中心に視察した。これには、地元選出国会議員5名が同行した。

ア. 視察日 5月14日

イ. 視察者（敬称略）

衆議院災害対策委員会

髙橋　修（自）	米田　東吾（社）
越智　伊平（自）	金瀬　俊（社）
広沢　直樹（公）	柴田　睦夫（共）

参議院災害対策委員会

秋山　長造（社）	川野辺　静（自）
松永　忠二（社）	宮崎　正義（公）
塚田　大願（共）	

地元選出国会議員

髙橋　繁（公）	木部　佳昭（自）
栗原　祐幸（自）	斉藤滋与史（自）
栗田みどり（共）	

現地災害対策本部で、各機関から被災状況、活動状況の説明を受け、被災地区の現地視察を行った。

(3) 県議会議員団

県議会副議長を団長とする、16名が中木を中心とする被災現場を視察した。

ア．視察日　5月20日

イ．視察者（敬称略）

鈴木　一夫・市川　重男・長谷川考之・丸徳　　禎・杉浦　卓朗・鈴木　三郎
斉藤　新二・稲葉　米吉・戸塚　進也・渥美　栄一・厚見金五郎・子上　俊一
佐原耕一郎・湯山芳太郎・有海　秀夫・　計15名

現地災害対策本部、南伊豆町災害対策本部を訪れ被災状況、活動状況の説明を受け、南伊豆町各地の被災現場を視察した。

3　県から国への要望書

1974年伊豆半島沖地震災害に関する要望書

昭和49年5月　　日

殿

静岡県議会議長　大　石　　節

静岡県知事　竹　山　祐太郎

伊豆半島沖地震災害に関して、次のとおり要望します。

(1)　被災地における危険急傾斜地の緊急崩壊対策事業（危険急傾斜地の掘削、整地、道路、護岸堤防の構築等の事業）を一体的に実施できるように所要の措置を講ずるとともに、当該事業については、特別の高率国庫補助負担その他の財源措置を適用することとされたい。

(2)　伊豆半島南部地域の南伊豆町を中心とする被災市町村について、局地激甚災の地域指定を行なうとともに、公共土木施設、農林水産業関連施設等にかかる災害復旧事業の早期着工ができるように措置されたい。

(3)　被災家屋については、住宅金融公庫による災害復興住宅の建設、補修等の資金貸付、

その他の制度融資による資金貸付を実施するよう所要の措置を講ずるとともに、貸付条件の特別措置を講ずるよう配慮されたい。

(4) 孤立集落の復旧、物資輸送、住民生活の安定をはかるため、基幹道路の災害復旧をすみやかに進めるとともに、伊豆地域における道路交通の体系的整備、とくに基幹道路と集落および集落相互間を結ぶ道路交通体系の整備について特段の配慮をされたい。

(5) 被災農林水産業者、中小企業者に対する経営、事業資金の各種特例融通措置を講ずることとし、所要資金の確保、融資基準、条件の弾力的運用等について特段の配慮をされたい。また、民宿その他の環境衛生業関係被災者に対して災害貸付を適用することとされたい。

(6) 被災農林水産業者、中小企業者に対する各種制度融資その他の貸付金について、償還猶予等償還条件の特例措置を講ずるよう特段の配慮をされたい。

(7) 被災公立学校施設設備等について、すみやかに公立学校施設災害復旧事業の早期着工ができるように措置されたい。

(8) 上水道施設および簡易水道施設の災害復旧について、高率の国庫補助制度を適用することとされたい。

(9) 災害弔慰金、災害援護資金の限度額を引上げるとともに、災害救助にかかる救助基準、国庫補助単価の引上げをはかることとされたい。

(10) 防災無線整備の促進、とくに県と市町村間の無線にとどまらず、市町村と集落間を結ぶ防災無線についても国庫補助対象に拡大し、防災無線網の整備の促進をはかることとされたい。

(11) 南伊豆町その他の被災市町村に対し、地方交付税および国庫補助負担金の早期繰上交付、地方債の特例措置、特別交付税による措置等地方財政の特別措置を講ずるよう配慮されたい。

(12) 地震防災の抜本的体制の整備をはかることとし、とくに地質地盤等の調査、地震予報の技術、体制等の強化、交通通信網の整備、急傾斜地・地すべり地等の予防事業を実施することとされたい。

発生日時　昭和49年5月9日　8時33分

震源地　伊豆半島南東　深さ20 km

マグニチュード　6.9

震度　石廊崎　5（強震）　静岡・網代　4　御前崎　3

被害の状況　（昭和49年5月13日午前11時現在）

死者	20人	
行方不明者	9人	
負傷者	86人	
家屋被害		
全壊	127戸	（うち全焼　5戸）
半壊	278戸	
一部損壊	1,180戸	
計	1,585戸	

4　地震関係予算

伊豆半島沖地震災害復旧についての一般会計補正予算は次表のとおりである。

（昭和49年5月24日　専決）

(1) 補正予算計上事業

（単位　千円）

事業名	金額	摘要
ア　災害弔慰金、援護資金、救助費等	268,450	
(1) 災害救助費	(50,000)	災害救助法関係費
(2) 災害弔慰金	(11,250)	30人
(3) 災害援護資金	(206,300)	援護資金貸付金
(4) 被害者見舞金	(900)	30人
イ　公共土木施設等災害復旧事業	838,550	
(1) 公共土木施設災害復旧事業	(310,180)	初年度復旧費
(2) 漁港災害復旧事業	(37,000)	〃
(3) 県営農地農業用施設災害復旧	(10,500)	〃
(4) 団体営農地農業用施設林道災害復旧	(69,800)	〃
(5) 農業漁業用共同利用施設　〃	(41,270)	倉庫、荷捌所、冷蔵庫精米工場等
(6) 県立学校災害復旧事業	(10,400)	県立高校（下田南、同南伊豆分校、松崎）
(7) 社会福祉施設災害復旧事業	(400)	保育所、老人福祉施設
(8) 緊急治山事業	(214,000)	
(9) 緊急急傾斜事業	(110,000)	
(10) 観光施設等災害復旧	(35,000)	
ウ　地震災害復旧特別事業	500,000	
エ　県施設災害復旧事業	25,000	下田保健所、警察施設、教育施設等
オ　災害対策本部費	28,000	
計	1,660,000	

（注）　1.　公共施設災害復旧事業については更に早期復旧、初年度復旧の拡大に努める。

(2) 歳 入 予 算

今回補正予算総額　　1,660,000 千円

財 源 内 訳

国庫支出金	793,000 千円
諸　収　入	200,000 〃
県　　債	307,000 〃
一 般 歳 入	360,000 〃

（注） 一般歳入は繰越金を充当する。

(3) 金融措置については、各種融資制度の災害特例措置を積極的に導入するなどし総合的に検討対処してゆく。

5 感謝状の贈呈

伊豆半島沖地震に際し、行方不明者の捜索、罹災者の救出、土砂の排除等の災害救助活動にいち早くあたられ、被災者はもとより県民の民心安定に寄与した関係者に対し知事名及び県議会議長名をもって感謝状を贈った。

贈 呈 先

(1) 自 衛 隊 関 係

延べ 18,000 名を出動させ、行方不明者の救出、土砂の排除、給水、防疫、物資輸送、航空偵察を行った。

ア 陸上自衛隊

- 第 1 師団
- 第 1 普通科連隊
- 第 31 普通科連隊
- 第 32 普通科連隊
- 第 34 普通科連隊
- 第 1 特科連隊
- 第 1 戦車大隊
- 第 1 対戦車隊
- 第 1 施設大隊
- 第 104 地区警務隊
- 第 112 地区警務隊
- 第 1 通信大隊
- 第 1 偵察隊
- 第 1 武器隊
- 第 1 補給隊
- 第 1 輸送隊
- 第 1 衛生隊
- 東部方面航空隊
- 第 102 地区警務隊
- 板妻駐屯地業務隊
- 駒門駐屯地業務隊
- 第 3 施設群

・東部方面航空隊第1飛行隊

・東部方面会計隊　　・第1師団付隊

イ　海上自衛隊

・横須賀地方隊　　・自衛艦隊

ウ　航空自衛隊

・浜松南基地

（2）海上保安部関係

・清水海上保安部　　・下田海上保安部

・第3管区海上保安部羽田航空基地

延べ1,300名を出動させ、救援物資の輸送、航空偵察等を行った。

（3）社団法人賀茂医師会

会員を動員し巡回診断を行い、中木においては被災者の救護、応急治療を行った。

（4）東海自動車（株）

南伊豆町差田、中木間のバスの無料運転を行い、多くの者の被災地への通行を確保した。

（5）東京電力（株）沼津支店下田営業所

即日復旧に努力し、特に中木、伊浜においては発電機による電力を確保し、徹夜作業による救出を容易にした。

（6）静岡県アマチュア無線赤十字奉仕団

救援物資の輸送、医療班の活動を円滑に推進するため、延べ50名をもって通信の確保に当った。

（7）東　海　大　学

大学所有の練習船、望星丸をもって救援物資の輸送を行った。

（8）（株）建設基礎調査設計事務所

自発的に災害地のがけ崩れ、地すべり地の地質調査を無料で実施し、応急復旧工事上の参考となった。

（9）社団法人　下田建設業協会

協会傘下の業者をよく指導把握し、積極的に災害復旧に協力した。

（10）玉野測量設計（株）

被災地の航空写真、測量を実施し、被害の概況と応急復旧に大きく貢献した。

（11）南伊豆町消防団

11日間に亘り延べ2,600名が出動し、行方不明者の救出、消火等地域の応急復旧活動を行った。

（12）下田市消防団

地域内の被災者救出、警戒等を行うとともに、20名を南伊豆町に応援のため派遣し救助活動に協力した。

（13）河津町消防団

団員100名をもって土砂くずれによる道路上の土砂排除を行い、緊急車両の通行路線を確保した。

（14）松崎町消防団

被害調査を実施するとともに、地域の警戒被災家屋の応急復旧に当った。

（15）日本道路公団第一管理局東伊豆道路管理事務所

自己の管理する道路の復旧に努め、災害救助のための緊急車両の通行に献身的な努力を図った。

（16）静岡県道路公社伊豆管理事務所

所有の道路を開放し、交通の整理検門を実施し、緊急車両の円滑な通行に努めた。

（17）静岡県プロパンガス協会長

会員を被災地に派遣し、ガス施設の取扱注意を呼びかけ、二次災害の防止を図り、早期復旧に努力し、住民の生活安定に貢献した。

（18）日本赤十字社静岡県支部

医療班を編成し医療活動、死体検案に当った。また被災者に対し、毛布・日用品等の救援物資の配布、輸送を行った。

（19）国 立 湊 病 院

災害による負傷者34名の治療に当った。

（20）沼津市長　　熱海市　　伊東市　　函南町　　長泉町

災害発生後、直ちに給水車を現地に派遣し被災者に給水した。

（21）静岡県薬剤士会

栄養剤、相当量を救援活動関係者に配布した。

（22）国立伊東温泉病院

医療班を直ちに現地へ派遣し、救護活動を行った。

（23）熱海国立病院

医療班を直ちに現地へ派遣し、救護活動を行った。

（24）警　察　関　係

延べ7,800名を出動させ、行方不明者の救出給水、交通整理、検案等を行った。

- 警　視　庁
- 山梨県警察
- 神奈川県警察
- 埼玉県警察
- 新潟県警察
- 茨木県警察
- 栃木県警察
- 関東管区機動隊

（25）静岡電気通信部

被災地における緊急通信網の確保のため、地震発生後直ちに復旧隊を現地に派遣し、応急復旧を行った。

（26）社団法人静岡浄化槽協会賀茂支部

被災地の浄化槽の点検、補修を行い、地域の環境衛生に貢献した。

（27）（株）辻村衛生社

バキューム車延べ23台を出動させ、被災地のし尿処理を無料で行った。

この災害誌の作成について次の各課、各機関、各団体のご協力をいただきました。

総　務　部	税務課・財政課・地方課
生活環境部	広報課
民　生　部	社会課
衛　生　部	医務課・保健予防課・環境衛生課
商　工　部	中小企業課・観光課
農業水産部	農政課・団体検査課・水産課・漁港課
農地森林部	総務課・開発防災課・治山課
土　木　部	管理課・道路維持課・河川課・砂防課・港湾課
都市住宅部	土地対策課・計画課・都市整備課・住宅企画課
出納事務局	用度課
教育委員会	総務課・経理課・学校教育課・社会教育課
県警察本部	警備課
議会事務局	総務課
市　町　村	南伊豆町・下田市・松崎町・西伊豆町・東伊豆町
自　衛　隊	陸上自衛隊第34普通科連隊
	航空自衛隊第1術科学校
	航空自衛隊第11飛行教育団
海上保安部	下田海上保安部・清水海上保安部

静岡地方気象台

日本赤十字社静岡県支部

賀茂医師会

日本電信電話公社静岡電気通信部

東京電力（株）

静岡県危険物安全協会連合会

（社）静岡県プロパンガス協会